盛 岡 市 水 防 計 画

令和６年 10 月

盛　岡　市

盛 岡 市 水 防 計 画

目　次

目次

第１章　総則 1
１－１　目的 1
１－２　用語の定義 1
１－３　水防の責任等 4
１－４　水防計画の策定及び変更 6
１－５　安全配慮 6
第２章　水防組織 6
２－１　災害警戒本部 6
２－２　災害対策本部 7
第３章　重要水防箇所 7
３－１　国管理河川の重要水防箇所 7
３－２　県管理河川の重要水防箇所 7
第４章　予報及び警報 8
４－１　気象庁が行う予報及び警報 8
４－２　洪水予報河川における洪水予報 12
４－３　水位周知河川における水位到達情報 18
４－４　水防警報 19
第５章　水位等の観測・通報 21
５－１　雨量の観測及び通報 21
５－２　水位の観測及び通報 21
第６章　気象予報等の情報収集 21
第７章　ダム・水門等の操作 23
７－１　ダム、水門等 23
７－２　操作の連絡 23
第８章　水防の連絡 23
第９章　水防施設 23
第10章　水防活動 24
10－１　水防配備 24
10－２　巡視及び警戒 25
10－３　水防作業 26
10－４　警戒区域の指定 26
10－５　避難のための立退き 26
10－６　決壊、漏水等の通報及びその後の措置 26
10－７　水防配備の解除 27
第11章　避難情報の発令 27
11－１　避難情報の発令 27
11－２　発令基準 27

11－３　指定避難所の開設・場所 31
11－４　避難の周知徹底 31
第12章　水防信号、水防標識等 **31**
12－１　水防信号 31
12－２　水防標識 32
12－３　身分証票 32
第13章　協力及び応援 **33**
13－１　河川管理者の協力及び援助 33
13－２　水防管理団体相互の応援及び相互協定 33
13－３　自衛隊の派遣要請 33
13－４　国（岩手河川国道事務所、地方気象台等）及び県との連携 34
13－５　住民、自主防災組織等との連携 34
第14章　費用負担と公用負担 **34**
14－１　費用負担 34
14－２　公用負担 35
第15章　水防報告等 **36**
15－１　水防記録 36
15－２　水防報告 36
第16章　水防訓練 **36**
第17章　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置 **37**
17－１　洪水浸水想定区域の指定状況 37
17－２　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水の防止のための措置 38
17－３　洪水ハザードマップ 38
17－４　予想される水災の危険の周知等 39
17－５　地下街等の利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画の作成等 40
17－６　要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等 40
17－７　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 40
17－８　タイムラインについて 40
第18章　水防協力団体 **41**
18－１　水防協力団体の指定 41
18－２　水防協力団体の業務 41
18－３　水防協力団体と消防団等の連携 41
18－４　水防協力団体の申請・指定及び運用 41

資　料　編 **42**

盛岡市水防計画

第１章　総則

１－１　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第　193号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる盛岡市（以下「市」という。）が、同法第33条第１項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川の洪水、内水氾濫（法第　2　条第　1　項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

１－２　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう（法第４条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第　226号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

(6) 水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

なお、法第５条第２項の規定により、消防機関が水防事務を十分に処理することができると認められるため、市では水防団を置かず、盛岡市消防団が水防活動を行う。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところに

より、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第 165号）第14条の２第２項及び第３項）。

(10)水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。

(11)水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位が、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12)水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報をいう。

(13)水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14)氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15)避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16)氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安になる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17)洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18)重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19)洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20)浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存ずる土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の６）。

(21)防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という。）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池をいう。

人的被害を与えるおそれに関する具体的な基準は次のとおり。

ア　ため池から100ｍ未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。

イ　ため池から100～500ｍの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000㎥以上のもの。

ウ　ため池から500ｍ以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000㎥以上のもの。

エ　地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

１－３　水防の責任等

水防に関係する各主体について、法に規定されている責任及び義務は、次のとおりである。

(1) 岩手県（以下、「県」という。）の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。

ア　指定水防管理団体の指定（法第４条）
イ　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び７項）
ウ　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）
エ　都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）
オ　気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第３項）
カ　洪水予報の発表及び通知（法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項）
キ　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
ク　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第２項及び第３項）
ケ　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の４）
コ　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
サ　都道府県大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の10）
シ　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項、第２項及び第３項）
ス　水防信号の指定（法第20条）
セ　避難のための立退きの指示（法第29条）
ソ　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
タ　水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
チ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
ツ　水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(2) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

ア　水防団の設置（法第５条）
イ　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
ウ　平常時における河川等の巡視（法第９条）
エ　水位の通報（法第12条第１項）
オ　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
カ　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の２）
キ　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告。（法第15条の３）
ク　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知、届出者への助言又は勧告（法第15条の６、法第15条の７、法第15条の８）

ケ　予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
コ　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
サ　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）
シ　警戒区域の設定（法第21条）
ス　警察官の援助の要求（法第22条）
セ　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
ソ　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
タ　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）
チ　避難のための立退きの指示（法第29条）
ツ　水防訓練の実施（法第32条の２）
テ　（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第１項及び第３項）
ト　（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
ナ　水防協力団体の指定・公示（法第36条）
ニ　水防協力団体に対する監督等（法第39条）
ヌ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
ネ　水防従事者に対する災害補償（法第45条）
ノ　消防事務との調整（法第50条）

(3) 国土交通省の責任

ア　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）
イ　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
ウ　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の４）
エ　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第１項）
オ　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
カ　大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の９）
キ　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項及び第２項）
ク　重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
ケ　特定緊急水防活動（法第32条）
コ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
サ　都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

ア　水防管理団体が行う水防への協力（河川法（昭和39年法律第 167号）第22条の２）
イ　水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把　握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

ア　気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）
イ　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項）

(6) 居住者等の義務

ア　水防への従事（法第24条）

イ　水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

ア　決壊の通報（法第25条）

イ　決壊後の処置（法第26条）

ウ　水防訓練の実施（法第32条の２）

エ　業務の実施等（法第36条、第37条、第38条及び第39条）

１－４　水防計画の策定及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、盛岡市防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

１－５　安全配慮

消防団は、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際には、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置すること等により、消防団員自身の安全を確保しなければならない。

また、指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、出水期前においては、洪水時における退避の判断に資するために、堤防決壊の事例等の資料を消防団に配布し、安全確保のための基礎知識の習得を図る。

第２章　水防組織

２－１　災害警戒本部

水防管理者である市長の命を受けた総務部長が本部長となり、盛岡市災害警戒本部設置要領に基づいて災害警戒本部を設置し、水防事務を処理するものとする。市の活動体制は次のとおりとする。

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	災害広報及び報道機関との連絡
総務部	危機管理防災課	１　消防団との連絡調整等 ２　水防関係機関との調整 ３　ダム放流河川情報の伝達

部	課	担当業務
農林部	農政課、林政課	農林道、農業用水路等の被害の防止、応急措置及び復旧
建設部	道路管理課	道路、橋りょう等の応急措置及び復旧
	河川課	市管理河川の被害の防止、応急措置及び復旧
	建築住宅課	市営住宅等の応急措置及び復旧
都市整備部	公園みどり課	公園施設の応急措置及び復旧
上下水道部	総務課	災害情報の収集及び連絡調整
	下水道整備課 下水道施設管理課 玉山事務所課	下水道施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
玉山総合事務所部	産業振興課	農林業施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
	建設課	道路・河川・公園等施設の被害の防止、応急措置及び復旧

２－２　災害対策本部

水防管理者が本部長となり、盛岡市災害対策本部規程及び盛岡市災害対策本部活動要領に基づいて災害対策本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

第３章　重要水防箇所

３－１　国管理河川の重要水防箇所

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料３－１のとおりであり、設定箇所について資料３－２のとおりである。

３－２　県管理河川の重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料３－３のとおりであり、設定箇所について資料３－４のとおりである。

河川名	重要水防箇所数
北上川	67
雫石川	3
中津川	29
簗川	1
木賊川	4
米内川	10
合計	114

第４章　予報及び警報

４－１　気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所（以下「岩手河川国道事務所」という。）の長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

（水防活動上必要な注意報、警報の種類と及びそれらの発表基準）

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報（警戒レベル２）	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報（警戒レベル３相当情報）	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報（警戒レベル５相当情報）	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報（警戒レベル２）	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報（警戒レベル３相当情報）	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨注意報発表基準）

市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡市	8	66

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※土壌雨量指数基準は１㎞ 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

（大雨警報発表基準）

市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡市	13	98

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※土壌雨量指数基準は１km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

（洪水注意報発表基準）

市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
盛岡市	北上川流域＝30 大沢川流域＝5.2 南川流域＝6.8 簗川流域＝13.9 濁川流域＝7.9 大橋川流域＝4.3 松川流域＝18.4 西郡川流域＝4.3 金洗川流域＝4.9 砂子川流域＝4.4 諸葛川流域＝14.4 米内川流域＝12.4 湯沢川流域＝4.6 生出川流域＝7.5 飛田川流域＝4.6	北上川流域＝（５、26） 大沢川流域＝（５、5.2） 南川流域＝（５、6.8） 雫石川流域＝（６、23.4） 濁川流域＝（５、7.9） 大橋川流域＝（５、4.3） 松川流域＝（６、14.7） 西郡川流域＝（６、3.4） 金洗川流域＝（５、4.9） 砂子川流域＝（５、4.4） 湯沢川流域＝（５、4.5） 飛田川流域＝（６、3.6）	北上川上流［館坂橋・明治橋・山岸］ 雫石川［太田橋］

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。
※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。
※欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。
※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（洪水警報発表基準）

市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
盛岡市	北上川流域＝37.6 大沢川流域＝6.6 南川流域＝10.8 簗川流域＝17.4 濁川流域＝9.9 大橋川流域＝5.4 松川流域＝23 西郡川流域＝5.4 金洗川流域＝6.2 砂子川流域＝5.6 諸葛川流域＝18.1 米内川流域＝15.5 湯沢川流域＝5.7 生出川流域＝9.4 飛田川流域＝5.7	北上川流域＝（６、33.8） 雫石川流域＝（12、35.7） 大橋川流域＝（８、4.8） 松川流域＝（６、20.7）	北上川上流［館坂橋・明治橋・山岸］ 雫石川［太田橋］

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。
※欄中、「○○川流域＝○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。
※欄中、「○○川流域＝△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。
※「指定河川洪水予報による発表」の「○○川［△△］」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

注　意	内　容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報（常時10 分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1km ごとに5 段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10 分毎に更新）。

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

※大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約１km 四方）毎に設定しています。 表面雨量指数が、基準値以上となる１km メッシュが概ね 30 個以上、流域雨量指数は、基準値以上となる１km メッシュが概ね 20 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

※大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約１km四方）毎に設定しています。土壌雨量指数が基準値以上となる１kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。

※気象等に関する特別警報の発表基準

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html

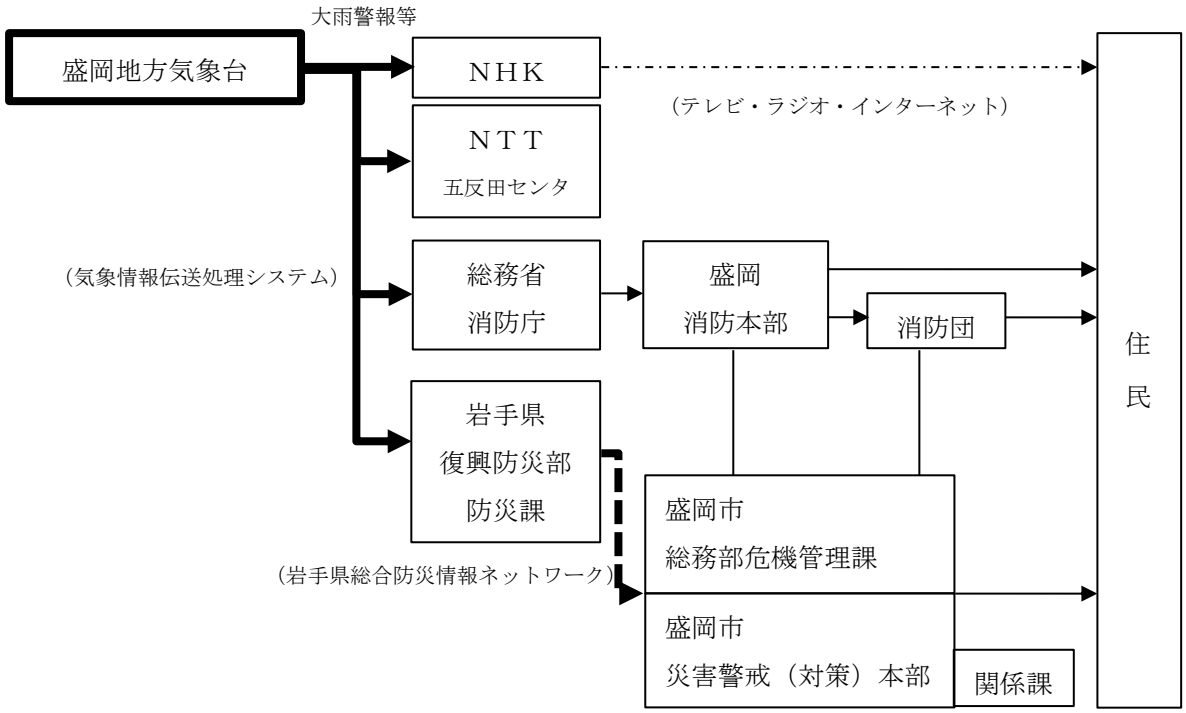
(気象庁が発表する特別警報)（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

（気象庁が単独で行う水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達経路）



※民間放送局などの、気象庁インターネット防災情報提供システムでの伝達先は省略

４－２　洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については~~は~~大臣から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種　類	発表基準
氾濫注意情報 （警戒レベル２相当情報）	ア　洪水予報基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 イ　氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ウ　避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。

氾濫警戒情報 （警戒レベル３相当情報）	ア　洪水予報基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 イ　避難判断水位に到達しさらに水位上昇が見込まれるとき。 ウ　避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 エ　氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。
氾濫危険情報 （警戒レベル４相当情報）	ア　急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 イ　洪水予報基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 ウ　氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	ア　洪水予報区間において氾濫の発生を確認したとき。 イ　氾濫が継続しているとき。

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

ア　洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区　域
北上川上流	北上川	左岸　盛岡市岩脇町14番地先から 市町境まで 右岸　盛岡市下厨川字赤平４番地先から 市町境まで
	雫石川	左岸　盛岡市城西町51番の１地先（太田橋下流端）から 北上川合流点まで 右岸　盛岡市下太田下川原137番の１地先（太田橋下流端）から北上川合流点まで
	中津川	盛岡市浅岸字柿木平58番１地先（水道橋下流端）から 北上川合流点まで
雫石川	雫石川	左岸　盛岡市繋字山根200番14地先から 盛岡市城西町51番の１地先（太田橋下流端）まで 右岸　盛岡市繋字北の浦118番３地先から 盛岡市下太田下川原137番の１地先（太田橋下流端）まで

イ　洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	観測所名	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）
北上川上流	北上川	館坂橋	2.0m	2.5m	2.8m
	北上川 雫石川	明治橋	1.4m	2.6m	3.0m

	中津川	山岸	2.2m	2.4m	2.7m
雫石川	雫石川	太田橋	4.0m	4.5m	5.2m

ウ　洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
北上川上流	岩手河川国道事務所 盛岡地方気象台
雫石川	

エ　洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、資料４－１のとおり。

オ　洪水予報の標題、見出し、主文の例

指定河川洪水予報の標題、見出し、主文の例

標題 種類	見出し	主文
○○川氾濫注意情報 洪水注意報*	【警戒レベル２相当情報［洪水］】 ○○川で は、氾濫注意水位に到達し、今後、水位は さらに上昇する見込み	【警戒レベル２相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫注意水位」に到達し、 今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい
○○川氾濫注意情報 洪水注意報*	【警戒レベル２相当情報［洪水］】 ○○川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み	【警戒レベル２相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報*	【警戒レベル３相当情報［洪水］】 ○○川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル３相当】 これは、高齢者等避難の発令目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、○○日○○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル４相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報*	【警戒レベル３相当情報［洪水］】 ○○川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み	【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル４相当となる可能性があります。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報	【警戒レベル３相当情報［洪水］】	【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○

洪水警報*	○○川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み	○市○○）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫危険情報 洪水警報*	【警戒レベル４相当情報［洪水］】 ○○川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり	【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫危険水位」に到達しました。○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫危険情報 洪水警報	【警戒レベル４相当情報［洪水］】 ○○川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル４相当】これは、避難指示の発令目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、○○市、○○町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報	【警戒レベル３相当情報［洪水］に引下げ】 ○○川では、氾濫危険水位を下回る	【警戒レベル３相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫警戒情報 洪水警報	【警戒レベル３相当情報［洪水］】 ○○川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫注意情報（警戒情報解除） 洪水注意報（警報解除）	【警戒レベル２相当情報［洪水］に引下げ】 ○○川では、避難判断水位を下回る	【警戒レベル２相当に引下げ】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫注意情報 洪水注意報	【警戒レベル２相当情報［洪水］】 ○○川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み	【警戒レベル２相当】○○川の○○水位観測所（○○市○○）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
○○川氾濫注意情報解除 洪水注意報解除	○○川では、氾濫注意水位を下回る	○○川の○○水位観測所（○○市○○）では「氾濫注意水位」を下回りました。
○○川氾濫発生情報 洪水警報	【警戒レベル５相当情報［洪水］】 ○○川では、（堤防決壊による）氾濫が発生	【警戒レベル５相当】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区（△△岸）付近において（堤防決壊による）氾濫が発生しました。 直ちに、市町村からの避難情報を確認するとと

		もに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
○○川氾濫発生情報（氾濫水の予報）	【警戒レベル５相当情報［洪水］】 ○○川では、（堤防決壊による）氾濫が続く	【警戒レベル５相当】災害が発生しています。 ○○川では、●●市●●地点（△△岸）付近より氾濫しています。 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
洪水警報		

＊ 最初の注意報・警報の際は「洪水警報(発表)」「洪水注意報(発表)」の表記とする。

カ　洪水予報の発表形式（参考）

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
国土交通省　岩手河川国道事務所 気象庁　盛岡地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

北上川上流氾濫危険情報

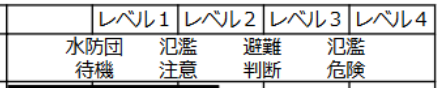
北上川上流洪水予報第６号
洪水警報
平成29年08月25日09時35分
岩手河川国道事務所 盛岡地方気象台　共同発表

（見出し）
北上川上流では、氾濫危険水位（レベル４）に到達し、氾濫のおそれあり

（主　文）
北上川の館坂橋水位観測所（盛岡市）では、25日08時00分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位（レベル３）」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

北上川の明治橋水位観測所（盛岡市）では、当分の間、「氾濫注意水位（レベル２）」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

北上川の紫波橋水位観測所（紫波郡紫波町）では、25日09時00分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル４）」に到達しました。紫波郡紫波町、花巻市では、北上川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m3/s)		
館坂橋 水位観測所 (盛岡市)	25 日 09 時 20 分の状況	2.24 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	2.23 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	2.23 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	2.23 -	
明治橋 水位観測所 (盛岡市)	25 日 09 時 20 分の状況	1.73 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	1.83 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	1.73 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	1.73 -	
紫波橋 水位観測所 (紫波郡紫波町)	25 日 09 時 20 分の状況	4.54 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	4.52 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	4.49 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	4.47 -	
朝日橋 水位観測所 (花巻市)	25 日 09 時 20 分の状況	3.98 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	3.93 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	3.92 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	3.90 -	
男山 水位観測所 (北上市)	25 日 09 時 20 分の状況	3.47 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	3.45 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	3.48 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	3.49 -	
桜木橋 水位観測所 (奥州市)	25 日 09 時 20 分の状況	3.23 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	3.24 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	3.29 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	3.32 -	
大曲橋 水位観測所 (奥州市)	25 日 09 時 20 分の状況	3.09 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	3.12 -	
	25 日 11 時 00 分の予測	3.20 -	
	25 日 12 時 00 分の予測	3.26 -	
狐禅寺 水位観測所 (一関市)	25 日 09 時 20 分の状況	5.51 -	
	25 日 10 時 00 分の予測	-	
	25 日 11 時 00 分の予測	-	
	25 日 12 時 00 分の予測	-	

４－３　水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区　域
簗川	左岸　盛岡市川目第９地割171番３地先（下川目橋）から 盛岡市東中野字片岡地先（北上川合流点）まで 右岸　盛岡市川目第10地割47番１地先（下川目橋）から 盛岡市高崩４地先（北上川合流点）まで
松川	左岸　盛岡市松内字舘13番６地先（赤川合流点）から 盛岡市川崎字向川崎91番２地先（北上川合流点）まで 右岸　盛岡市松内字簗場169番地先（赤川合流点）から 盛岡市川崎字上川崎７番27地先（北上川合流点）まで
北上川	左岸　盛岡市渋民字岩鼻44番16地先（船田橋）から 盛岡市芋田字上武道106番２地先（松川合流点）まで 右岸　盛岡市下田字船綱70番５地先（船田橋）から 盛岡市川崎字上川崎７番27地先（松川合流点）まで
諸葛川	左岸　滝沢市卯遠坂２番５地先（県管理区間上流端）から 盛岡市稲荷町11番11地先（雫石川合流地点）まで 右岸　滝沢市卯遠坂364番地先（県管理区間上流端）から 盛岡市上厨川字杉原115番地先（雫石川合流地点）まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）
簗川	葛西橋	1.7m	2.2m	2.3m	2.5m
松川	古川橋	1.5m	2.5m	2.7m	3.1m
北上川	船田橋	2.0m	2.6m	2.8m	3.2m
諸葛川	諸葛橋	1.2m	1.9m	2.4m	2.8m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
簗川	岩手県盛岡広域振興局土木部
松川	
北上川	
諸葛川	

(4) 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料４－２のとおり。

４－４　水防警報

４－４－１　安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

４－４－２　洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	内　容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水防団準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり、準備の必要があると認めたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水防団出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要があると認めたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防活動の必要がなくなったとき。

(2) 国土交通省が行う水防警報

ア　水防警報を行う河川名、区域

河川名	区　域
北上川	左岸　盛岡市岩脇町14番地先から 市町境まで 右岸　盛岡市下厨川字赤平４番地先から 市町境まで
雫石川	左岸　盛岡市繋字山根200番14地先から 盛岡市城西町51番の１地先（太田橋下流端）まで 右岸　盛岡市繋字北の浦118番３地先から 盛岡市下太田下川原137番の１地先（太田橋下流端）まで
中津川	盛岡市浅岸字柿木平58番１地先（水道橋下流端）から 北上川合流点まで

イ　水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	水防団準備水位	水防団出動水位
北上川	館坂橋	1.4m	2.0m	2.5m	2.8m	2.0m	2.4m
北上川 雫石川	明治橋	0.8m	1.4m	2.6m	3.0m	1.4m	2.0m
中津川	山岸	1.8m	2.2m	2.4m	2.7m	1.8m	2.2m
雫石川	太田橋	3.0m	4.0m	4.5m	5.2m	3.0m	4.0m

ウ　水防警報の担当官署

河川名	担当官署
北上川	岩手河川国道事務所
雫石川	
中津川	

エ　水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－１のとおり。

(3) 県が行う水防警報

ア　水防警報を行う河川名、区域

４－３　水位周知河川における水位到達情報　(1)と同じ。

イ　水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	水防団準備水位	水防団出動水位
簗川	葛西橋	1.7m	2.2m	2.3m	2.5m	1.7m	2.2m
松川	古川橋	1.5m	2.5m	2.7m	3.1m	1.5m	2.5m
北上川	船田橋	2.0m	2.6m	2.8m	3.2m	2.0m	2.6m
諸葛川	諸葛橋	1.2m	1.9m	2.4m	2.8m	1.2m	1.9m

ウ　水防警報の担当官署

４－３　水位周知河川における水位到達情報(3)と同じ。

エ　水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－２のとおり。

第５章　水位等の観測・通報

５－１　雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

資料５－１のとおり。

(2) 通報系統

資料５－４のとおり。

５－２　水位の観測及び通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は４－２の洪水予報通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が４－３、４－４－２に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(1) 水位観測所（危機管理型水位計による水位観測所を除く。）

資料５－２のとおり。

(2) 危機管理型水位計による水位の観測

資料５－３のとおり。

(3) 通報系統

資料５－４のとおり。

第６章　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、次のウェブサイトでパソコンやスマートフォンから確認することができる。

(1) 気象情報

ア　あなたの街の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/

イ　気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=0320100

ウ　アメダス（盛岡、区界、好摩、薮川）

https://www.jma.go.jp/bosai/amedas/#area_type=offices&area_code=030000&elems=5361c

エ　雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

オ　今後の雨（降水短時間予報）

https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

カ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

キ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

ク　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

ケ　盛岡地方気象台

https://www.jma-net.go.jp/morioka/

(2) 雨量・河川水位

ア　国土交通省（川の防災情報）

https://www.river.go.jp/

イ　岩手河川国道事務所

https://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html

ウ　北上川ダム統合管理事務所

https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/

エ　岩手県（岩手県河川情報システム）

http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet

オ　いわて防災情報ポータル

https://iwate.secure.force.com/

カ　岩手県土砂災害警戒情報システム

https://sabo.pref.iwate.jp/Top

(3) 参考

ＮＨＫ地上波デジタル総合テレビデータ放送（防災気象情報・洪水予報・　河川水位情報など）

第７章　ダム・水門等の操作

７－１　ダム、水門等

水防上重要な水門等は、資料７－１のとおり。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

７－２　操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報や貯水池の状況その他必要な事情等を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、資料７－２の連絡系統図に従って連絡し、やむをえない場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第８章　水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。

水防関係機関電話番号一覧表は、資料８のとおり。

第９章　水防施設

(1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料９のとおり。

(2) 水防管理者は、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、岩手河川国道事務所長又は岩手県盛岡広域振興局土木部長に電話にて承認を受けるものとする。

第10章　水防活動

10－１　水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときからその危険が解消されるまでの間、非常配備体制（災害警戒本部での警戒体制並びに災害対策本部での警戒配備体制及び非常配備体制をいう。以下同じ。）により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

【災害警戒本部】

体制区分	警戒体制
設置基準	ア　気象業務法第13条第１項及び第２項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）が発表された場合 イ　その他、本部長（総務部長）が特に必要と認めた場合
廃止基準	ア　気象情報が解除された場合などにおいて、本部長（総務部長）が災害発生のおそれがなくなったと認めたとき。 イ　災害対策本部が設置されたとき。
配備職員	危機管理防災課及び関係課の職員

【災害対策本部】

体制区分	警戒配備体制	非常配備体制
設置基準	ア　気象警報、北上川・雫石川・中津川洪水予報のうちの氾濫警戒情報又は北上川・雫石川・中津川・簗川・松川・諸葛川の水防警報（出動）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ　その他本部長が特に必要と認めたとき。	ア　気象警報、特別警報、北上川・雫石川・中津川洪水予報のうちの氾濫警戒情報又は北上川・雫石川・中津川・簗川・松川・諸葛川の水防警報（出動）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ　その他本部長が特に必要と認めたとき。
体制区分	警戒配備体制	非常配備体制
廃止基準	ア　本部長（市長）が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。 イ　本部長（市長）が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。	

配備職員	主査以上の職員及び部長があらかじめ指名する職員	全職員

(2) 消防機関の非常配備

ア　消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域は、資料10－１のとおり。

イ　消防機関の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

10－２　巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防施設、農業用ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設、農業用ため池等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

農業用ため池の管理者は、随時に施設の安全点検を行うとともに、気象情報に留意し、特に災害が発生するおそれがある場合は、直ちに施設の監視及び緊急点検を実施し、異常を確認したときは、市に連絡するとともに、決壊、越流等による被害を最小限にするための応急措置を講ずるものとする。市に関係する防災重点ため池は、資料10－２のとおりである。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第13章　に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、非常配備体制時には、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料３－２及び資料３－４に定める重要水防箇所（第３章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、岩手県盛岡広域振興局土木部長及び河川等の管理者に報告するものとする。ただし、堤防、ダム、農業用ため池その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10－６に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア　堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
イ　堤防の上端の亀裂又は沈下
ウ　川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
エ　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
オ　排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
カ　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10－３　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、消防団員は、10－７により非常配備が解除されるまでの間、自らの判断等により部署を離れてはならないものとする。

10－４　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10－５　避難のための立退き

(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合において、水防管理者は、当該区域を直轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を岩手県盛岡広域振興局土木部長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

10－６　決壊、漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダム、農業用ため池その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（地域住民、所轄警察署、岩手県盛岡広域振興局土木部

等及び隣接市町村）に通報するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位は、現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10－７　水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。

消防機関は、非常配備が解除された後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要について、水防管理者に直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章　避難情報の発令

11－１　避難情報の発令

水防本部長は、法第29条に規定する洪水又は内水氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要区域の居住者等に対し、避難指示等の避難情報を発令するものとする。

11－２　発令基準

(1) 洪水予報河川（北上川、雫石川及び中津川）

次の発令区分のほか、降雨や雨域の変化の状況、北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報、四十四田、御所、綱取各ダムの放流状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、北上川上流重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、岩手河川国道事務所に助言を求める。

（発令区分）

区分	発令基準（いずれかに該当したとき）
高齢者等避難（警戒レベル３）	ア　洪水予報基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達し、かつ、北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 イ　洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ　洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 エ　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 オ　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示（警戒レベル４）	ア　洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した場合 イ　北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報において、洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ　洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 エ　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 オ　四十四田ダム、御所ダム又は綱取ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 カ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 キ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保（警戒レベル５）	ア　洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合 イ　洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ウ　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 エ　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 オ　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報（洪水））、消防団等からの報告等により把握できた場合）

(2) 水位周知河川（簗川、松川、北上川及び諸葛川）

次の発令区分のほか、降雨や雨域の変化の状況及び地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、岩手県重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、県に助言を求める。

区分	発令基準（いずれかに該当したとき）
高齢者等避難 （警戒レベル３）	ア　水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合 イ　水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (ｱ) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (ｲ) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合 (ｳ) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 エ　高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合
避難指示 （警戒レベル４）	ア　水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した場合 イ　水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (ｱ) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (ｲ) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合 (ｳ) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ウ　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 エ　簗川ダムの管理者から、貯水池の水位がサーチャージ水位を超えると予想される旨の通知があった場合 オ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 カ　避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 （警戒レベル５）	ア　水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）を越えた状態で、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合 イ　水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基

	に到達した場合） ウ　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 エ　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 オ　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者・消防団等からの報告により把握できた場合）

【参考】

河川	観測所	水防待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	堤防天端高
簗川	葛西橋	1.7m	2.2m	2.3m	2.5m	3.0m
松川	古川橋	1.5m	2.5m	2.7m	3.1m	4.1m
北上川	船田橋	2.0m	2.6m	2.8m	3.2m	4.1m
諸葛川	諸葛橋	1.2m	1.9m	2.4m	2.8m	3.6m

(3) その他河川（(1)及び(2)以外の河川）

次の(ｱ)から(ｳ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、地形条件、消防団等からの避難の必要性に関する通報及び市民等からの浸水の発生に関する通報等を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の特性や過去の浸水実績等から検討する。必要に応じて、岩手河川国道事務所及び県に助言を求める。

ア　【警戒レベル３】高齢者等避難の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合

イ　【警戒レベル４】避難指示の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合

ウ　【警戒レベル５】緊急安全確保の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）

11－３　指定避難所の開設・場所

(1) 水防本部長は、大雨・洪水等の警報が発令された場合、もしくは突発的な災害が発生した場合において人命に危険が予想され避難の必要があると認められる地域については、速やかに指定避難所を開設し、避難者の受入れ体制に万全を期さなければならない。

(2) 開設する指定避難所は洪水浸水想定区域外の場所とし、状況によっては、あらかじめ指定した施設以外の施設についても施設管理者の同意を得て使用するものとする。

11－４　避難の周知徹底

(1) 水防本部長は、避難情報の発令をする場合、次の事項を住民に周知徹底させ、避難の円滑を図らなければならない。

ア　発令者
イ　避難情報の発令日時
ウ　避難情報の発令理由
エ　避難対象地域
オ　避難対象者及びとるべき行動
カ　避難先
キ　避難経路
ク　その他必要な事項

(2) 避難情報は、防災行政無線をはじめ、 Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、緊急速報メール等の複数の伝達手段によって、避難の周知徹底を図る。

第12章　水防信号、水防標識等

12－１　水防信号

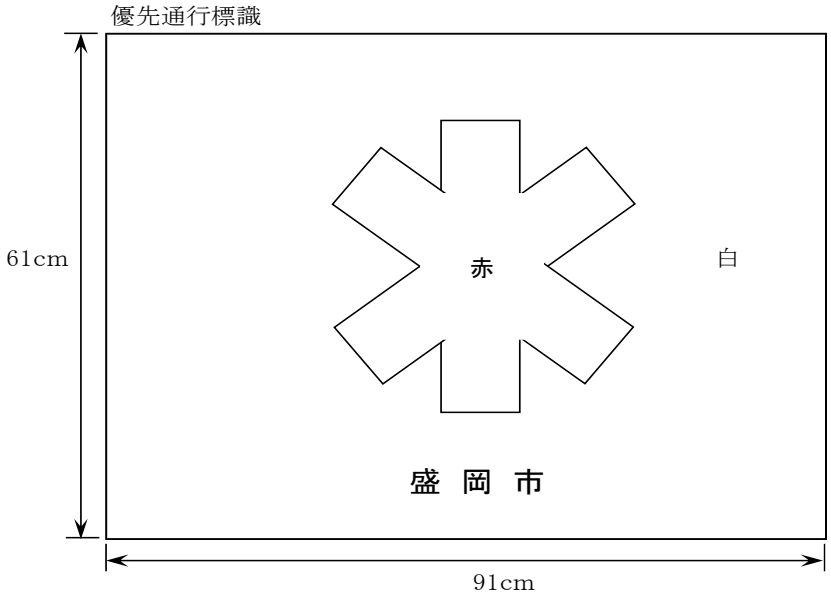
法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	打鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
警戒信号	１点と４点の連打 ○ ○○○○　　○ ○○○○	1　　分 長　声　一　声
出動信号	３点　　３点　　３点 ○○○　○○○　○○○ 連打	３秒　10秒　　３秒　10秒　　連続 ２秒　　２秒　　２秒
避難信号	乱打 ○○○○○○○○○○○○○○○	３秒　　３秒　　３秒　　３秒　　連続 ２秒　　２秒　　２秒
解除信号	口頭伝達	口頭伝達

12－２　水防標識

(1) 法第18条に規定する水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

優　先　通　行　標　識



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

12－３　身分証票

消防機関に属する者が水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第　　号

身分証票

住　所
氏　名
職　名

上記の者は、水防法第49条第１項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

令和　　年　　月　　日

盛岡市長
氏　　名　　印

（裏）

(1) 本証は水防法第49条第２項による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。 (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 (4) 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。

第13章　協力及び応援

13－１　河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

(2) 要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

(5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

(6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

13－２　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき他の水防管理者若しくは消防機関の長に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

13－３　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の２に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) 派遣部隊が展開できる場所

(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

13－４　国（岩手河川国道事務所、地方気象台等）及び県との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や岩手河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2) 北上川上流大規模氾濫減災協議会

市は、岩手河川国道事務所、盛岡地方気象台、県及び北上川上流域市町長により組織される北上川上流大規模氾濫減災協議会に参加し、北上川上流の流域における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

(3) ホットライン

市は、洪水予報河川及び水位周知河川の水位状況については岩手河川国道事務所及び県とのホットラインにより、気象状況については盛岡地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

13－５　住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第14章　費用負担と公用負担

14－１　費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条の規定に基づき、市が負担するものとする。

ただし、次に掲げる費用及び負担については、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

14－２　公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ　車両その他の運搬用機器の使用

エ　排水用機器の使用

オ　工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けたものは上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

第　　号

氏　　名

上記のものに　　区域における水防法第28条第２項の権限を委任したことを証明する。

令和　　年　　月　　日

水防管理者

氏　　名　　印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書

第　　号

種　類　　員　数

使　用　　収　用　　処　分

令和　　年　　月　　日

水防管理者　氏　　名

事務取扱者　氏　　名　　印

殿

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章　水防報告等

15－１　水防記録

消防団員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

(1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表

(2) 水防活動をした河川名及びその箇所

(3) 警戒出動及び解散命令の時刻

(4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員

(5) 水防作業の状況

(6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

(7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

(8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

(9) 応援の状況

(10)居住者出勤の状況

(11)警察関係の援助の状況

(12)現場指導の官公署氏名

(13)立退きの状況及びそれを指示した理由

(14)水防関係者の死傷

(15)殊勲者及びその功績

(16)殊勲消防団とその功績

(17)今後の水防について考慮を要する点その他水防管理団体の所見

15－２　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を岩手県盛岡広域振興局土木部を経由して県水防本部に報告するものとする。

第16章　水防訓練

市は、毎年消防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第17章　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置

17－１　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表する。

市に関係する洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。

(1) 国管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備　考
北上川水系・北上川	平成14年６月28日	東北地方整備局告示第78号
	平成28年６月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系・雫石川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成26年10月９日	東北地方整備局告示第143号
	平成28年６月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系・中津川	平成17年12月27日	東北地方整備局告示第133号
	平成28年６月30日	東北地方整備局告示第160号

(2) 県管理河川

水系・河川名	指定公表年月日	備　考
北上川水系・北上川	平成30年６月15日	岩手県告示第487号
北上川水系・松川	平成30年６月15日	岩手県告示第488号
北上川水系・簗川	平成30年６月15日	岩手県告示第489号
北上川水系・諸葛川	令和４年３月22日	岩手県告示第161号
北上川水系・芋沢川	令和４年３月22日	岩手県告示第162号
北上川水系・木賊川	令和４年３月22日	岩手県告示第162号
北上川水系・簗川	令和６年３月15日	岩手県告示第170号 （令和６年３月15日見直し）
北上川水系・南川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・新川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・見前川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・乙部川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・大沢川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・根田茂川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・中津川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・米内川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・外山川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・生出川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・末崎川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・向井沢川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・軽松沢川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・丹藤川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号

北上川水系・赤川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号
北上川水系・尻志田川	令和６年３月15日	岩手県告示第171号

17－２　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、盛岡市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
資料４－１、資料４－２のとおり。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ　大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

盛岡市地域防災計画で定められている地下街等及び要配慮者利用施設は資料17のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

17－３　洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定最大規模での洪水ハザードマップを作成し、印刷物を地域住民に周知するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民や滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にするものとする。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民や滞在者その他の者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

市で作成し周知した洪水ハザードマップは次のとおり。

水系・河川名	作成年月	備　考
北上川水系・北上川	平成30年８月	四十四田ダムから上流
北上川水系・雫石川	平成30年８月	
北上川水系・中津川	平成30年８月	米内川合流点から北上川合流点まで
北上川水系・北上川	平成30年８月	四十四田ダムから下流
北上川水系・松川	平成30年８月	
北上川水系・簗川	平成30年８月	
北上川水系・中津川	令和３年７月	米内川合流点から綱取ダムまで
北上川水系・諸葛川	令和４年３月	
北上川水系・芋沢川	令和４年３月	
北上川水系・木賊川流域	令和４年３月	
北上川水系・簗川	令和６年３月	令和６年３月15日見直し
北上川水系・南川	令和６年３月	
北上川水系・新川	令和６年３月	
北上川水系・見前川	令和６年３月	
北上川水系・乙部川	令和６年３月	
北上川水系・大沢川	令和６年３月	
北上川水系・根田茂川	令和６年３月	
北上川水系・中津川	令和６年３月	
北上川水系・米内川	令和６年３月	
北上川水系・外山川	令和６年３月	
北上川水系・生出川	令和６年３月	
北上川水系・末崎川	令和６年３月	
北上川水系・向井沢	令和６年３月	
北上川水系・軽松川	令和６年３月	
北上川水系・丹藤川	令和６年３月	
北上川水系・赤川	令和６年３月	
北上川水系・尻志田川	令和６年３月	

17－４　予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知することとする。

17－５　地下街等の利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により、盛岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で、又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

計画作成において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがあるときは、あらかじめ当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

17－６　要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により、盛岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

17－７　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により、盛岡市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

17－８　タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

第18章　水防協力団体

18－１　水防協力団体の指定

水防管理団体は、18－２に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

18－２　水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供

(3) 水防に関する情報又は資料の収集及び提供

(4) 水防に関する調査研究

(5) 水防に関する知識の普及啓発

(6) 前各号に附帯する業務

18－３　水防協力団体と消防団等の連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

18－４　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称及び所在地を公示しなければならない。指定要領等は資料 19 のとおり。

資　料　編

資　料　編

目　次

資料３－１　重要水防箇所評定基準（国管理）……44
資料３－２　重要水防箇所調書（国管理）……46
資料３－３　重要水防箇所評定基準（県管理）……49
資料３－４　重要水防箇所調書（県管理）……50
資料３－５　重要水防箇所図……51
資料４－１　指定河川洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）伝達経路等 52
資料４－２　水位到達情報及び水防警報（県管理河川）の伝達経路等……53
資料５－１　雨量観測所一覧……54
資料５－２　水位観測所一覧……55
資料５－３　危機管理型水位計による水位観測所一覧……56
資料５－４　雨量、水位観測所及び関係機関等の連絡系統図……57
資料７－１　水門等一覧①……59
資料７－１　水門等一覧②……61
資料７－２　ダム通報系統図【四十四田ダム】……63
ダム通報系統図【御所ダム】……64
ダム通報系統図【綱取ダム】……65
ダム通報系統図【簗川ダム】……66
ダム通報系統図【岩洞ダム・外山ダム】……67
資料８　水防関係機関電話番号一覧表……68
資料９　水防倉庫備蓄資器材一覧表……70
資料10－１　水防団の管轄地域等……71
盛岡市水防団担当区域図（盛岡地域）……73
盛岡市水防団担当区域図（玉山地域）……74
資料10－２　盛岡市防災重点ため池一覧……75
資料17　浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止をする必要がある施設（令和６年７月31日時点）……76
資料18－１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表……96
資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表……113
資料19　水防協力団体指定要領及び関係様式……122

資料３－１　重要水防箇所評定基準（国管理）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料３－２　重要水防箇所調書（国管理）

重要水防箇所調書（1/3）

河川名	重要水防箇所① 地区名	管理区分	左右岸別	評価種別	堤防 A（m）	堤防 B（m）	工作物 A	工作物 B	新堤防 旧河川	工事施工 破堤跡 陸閘（箇所）	水防団従事分団名	水防工法等	図面対象番号
北上川	市町界より乙部川	国	左	越水（溢水）	1,345						23	避難誘導	1
	乙部川より黒川23地割	国	左	堤体漏水		(1,847)					23	月の輪工	2
	乙部川より黒川23地割	国	左	基礎地盤漏水		(1,847)					23	釜段工	3
	黒川23地割地内	国	左	越水（溢水）		254					23	避難誘導	4
	黒川23地割地内	国	左	越水（溢水）	431						23	避難誘導	5
	黒川9地割地内	国	左	越水（溢水）		407					23	避難誘導	6
	黒川9地割地内	国	左	越水（溢水）	181						23	避難誘導	7
	三本柳25地割地内	国	右	水衝・洗掘	30						21	木流し工	8
	手代森28地割地内	国	左	工作物			1				23	手代森第一用水樋管	9
	手代森14地割地内	国	左	破堤・旧川跡						1	23	S23.9 破堤	10
	手代森7地割地内	国	左	越水（溢水）		186					23	積土のう工・避難誘導・巡視	11
	門二丁目地内	国	左	堤体漏水		2,057					13	月の輪工	12
	東安庭二丁目地内	国	左	水衝・洗掘	80						1	木流し工	13
	東見前7地割地内	国	右	工作物			1				21	名郷根用水樋管	14
	三本柳16地割地内	国	右	堤体漏水		791					21	月の輪工	15
	南仙北三丁目地内	国	右	越水（溢水）	424						1	避難誘導	16
	南仙北三丁目地内	国	右	越水（溢水）		186					1	避難誘導	17
	仙北二丁目地内	国	右	陸閘						1	1	盛岡右岸第一陸閘	18
	仙北二丁目地内	国	右	陸閘						1	1	盛岡右岸第二陸閘	19
	仙北一丁目地内	国	右	陸閘						1	1	盛岡右岸第三陸閘	20
	仙北一丁目地内	国	右	陸閘						1	1	盛岡右岸第四陸閘	21
	仙北二丁目地内	国	右	越水（溢水）		324					1	積土のう工・避難誘導・巡視	22
	明治橋	国	右	工作物				1			1,2		23
	仙北二丁目地内	国	右	越水（溢水）		262					1	積土のう工・避難誘導・巡視	24
	仙北一丁目地内(JR雫石川橋梁)	国	右	工作物			1				1	JR管理施設	25
	盛岡駅前通地内	国	右	越水（溢水）	865						9	避難誘導	26
	不来方橋	国		工作物				1			7,9		27
	開運橋	国	右	工作物			1				7,9		28
	盛岡駅前通地内	国	右	越水（溢水）	475						9	積土のう工・避難誘導・巡視	29
	旭橋	国	左	工作物			1				8,9		30
	盛岡駅前北通地内	国	右	陸閘						1	9	開運橋右岸第三陸閘	31
	盛岡駅前北通地内	国	右	陸閘						1	9	開運橋右岸第四陸閘	32
	夕顔瀬橋	国	左	工作物			1				8,9		33
	北夕顔瀬町地内	国	右	越水（溢水）	372						9	積土のう工・避難誘導・巡視	34

※（　　）書は、他の評価と重複している。

重要水防箇所調書（2/3）

河川名	重要水防箇所② 地区名	管理区分	左右岸別	評価種別	堤防 A（m）	堤防 B（m）	工作物 A	工作物 B	新堤防 旧河川	工事施工 破堤跡 陸閘（箇所）	水防団 従事 分団名	水防工法	図面対象番号
北上川	前九年一丁目地内	国	右	陸閘						1	9	館坂橋右岸陸閘	35
	大沢川原三丁目地内	国	左	越水（溢水）	449						7	積土のう工・避難誘導・巡視	36
	材木町地内	国	左	越水（溢水）	11						8	積土のう工・避難誘導・巡視	37
	梨木町地内	国	左	越水（溢水）		478					8	積土のう工・避難誘導・巡視	38
	西下台町地内	国	左	越水（溢水）	127						8	積土のう工・避難誘導・巡視	39
	大沢河原地内	国	左	越水（溢水）		133					7	積土のう工・避難誘導・巡視	40
	神子田町地内	国	左	越水（溢水）		1,387					3	積土のう工・避難誘導・巡視	41
	馬場町地内	国	左	越水（溢水）	110						3	積土のう工・避難誘導・巡視	42
	鉈屋町地内	国	左	陸閘						1	2	盛岡左岸第一陸閘	43
	鉈屋町地内	国	左	陸閘						1	2	盛岡左岸第二陸閘	44
	南大通三丁目地内	国	左	陸閘						1	2	盛岡左岸第三陸閘	45
	南大通三丁目地内	国	左	陸閘						1	3	明治橋左岸第一陸閘	46
	清水町地内	国	左	陸閘						1	3	明治橋左岸第二陸閘	47
	馬場町地内	国	左	陸閘						1	3	明治橋左岸第三陸閘	48
	夕顔瀬町地内	国	右	越水（溢水）		328					9	積土のう工・避難誘導・巡視	49
	夕顔瀬町地内	国	右	水衝・洗掘	35						9	水衛部 H27河川巡視(背後地::主要幹線道路) 木流し工	50
	JR橋梁(山田線)	国	左	工作物				1			8,9		51
	前九年一丁目地内	国	右	越水（溢水）	503						9	積土のう工・避難誘導・巡視	52
	館坂橋	国	右	工作物			1				8,9,10,15		53
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	大沢河原第一陸閘	54
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	大沢河原第二陸閘	55
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	大沢河原第三陸閘	56
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	大沢河原第四陸閘	57
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	大沢河原第五陸閘	58
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	開運橋左岸第一陸閘	59
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	開運橋左岸第二陸閘	60
	大沢川原三丁目地内	国	左	陸閘						1	7	開運橋左岸第三陸閘	61
	北大橋	国	左	工作物				1			10,15		62
	上堂三丁目地内	国	右	越水（溢水）	474						15	避難誘導	63
	厨川二丁目地内	国	右	越水（溢水）	179						15	避難誘導	64
	厨川二丁目地内	国	右	越水（溢水）	173						15	対策なし	65
	黒石野三丁目地内	国	左	越水（溢水）	667						10	避難誘導	66
	岩脇町地内	国	左	越水（溢水）	507						10	避難誘導	67

※（　　）書は、他の評価と重複している。

重要水防箇所調書（3/3）

河川名	重要水防箇所③ 地区名	管理区分	左右岸別	評価種別	堤防 A（m）	堤防 B（m）	工作物 A	工作物 B	新堤防旧河川	工事施工破堤跡陸閘（箇所）	水防団従事分団名	水防工法等	図面対象番号
雫石川	西仙北一丁目地内	国	右	越水（溢水）		319					1	積土のう工・避難誘導・巡視	68
	西仙北一丁目地内	国	左	堤体漏水		110					1	月の輪工	69
	盛岡駅西通二丁目地内	国	左	陸閘						1	9	雫石陸閘	70
中津川	馬場町地内	国	左	陸閘						1	3	中津川左岸第一陸閘	71
	馬場町地内	国	左	陸閘						1	3	中津川左岸第二陸閘	72
	下の橋町地内	国	左	陸閘						1	3	中津川左岸第三陸閘	73
	御厩橋	国		工作物				1			3, 7		74
	馬場町	国	左	越水（溢水）		204					3	積土のう工・避難誘導・巡視	75
	中ノ橋通一より紺屋町	国	左	越水（溢水）	613						5	積土のう工・避難誘導・巡視	76
	与の字橋	国		工作物				1			5,7		77
	上の橋	国	左	工作物			1				5,6		78
	上の橋から加賀野四丁目	国	左	越水（溢水）		387					5	積土のう工・避難誘導・巡視	79
	加賀野一丁目	国	左	越水（溢水）	400	205					5	積土のう工・避難誘導・巡視	80
	加賀野四丁目	国	左	越水（溢水）	195						5	積土のう工・避難誘導・巡視	81
	浅岸二丁目	国	左	越水（溢水）		179					14	積土のう工・避難誘導・巡視	82
	浅岸字大塚地内	国	左	越水（溢水）	197						14	積土のう工・避難誘導・巡視	83
	浅岸橋	国	左	工作物				1			14		84
	浅岸二丁目地内	国	左	越水（溢水）		411					14	積土のう工・避難誘導・巡視	85
	下の橋	国	右	工作物				1			3,7		86
	川原橋	国		工作物				1			3,7		87
	大沢川原三丁目より内丸地内	国	右	越水（溢水）		454					7	積土のう工・避難誘導・巡視	88
	大沢川原一丁目より内丸地内	国	右	越水（溢水）	365						7	積土のう工・避難誘導・巡視	89
	大沢川原内丸地内	国	右	越水（溢水）		782					7	積土のう工・避難誘導・巡視	90
	本町通一丁目地内	国	右	越水（溢水）	230						6	積土のう工・避難誘導・巡視	91
	本町通一丁目地内	国	右	越水（溢水）		219					6	積土のう工・避難誘導・巡視	92
	富士見橋	国	右	工作物				1			5,6		93
	山賀橋より山岸二丁目地内	国	右	越水（溢水）		612					6	積土のう工・避難誘導・巡視	94
	下米内一丁目地内	国	右	越水（溢水）		243					6,14	積土のう工・避難誘導・巡視	95
	下米内一丁目地内	国	右	越水（溢水）	599						14	積土のう工・避難誘導・巡視	96

※（　　）書は、他の評価と重複している。

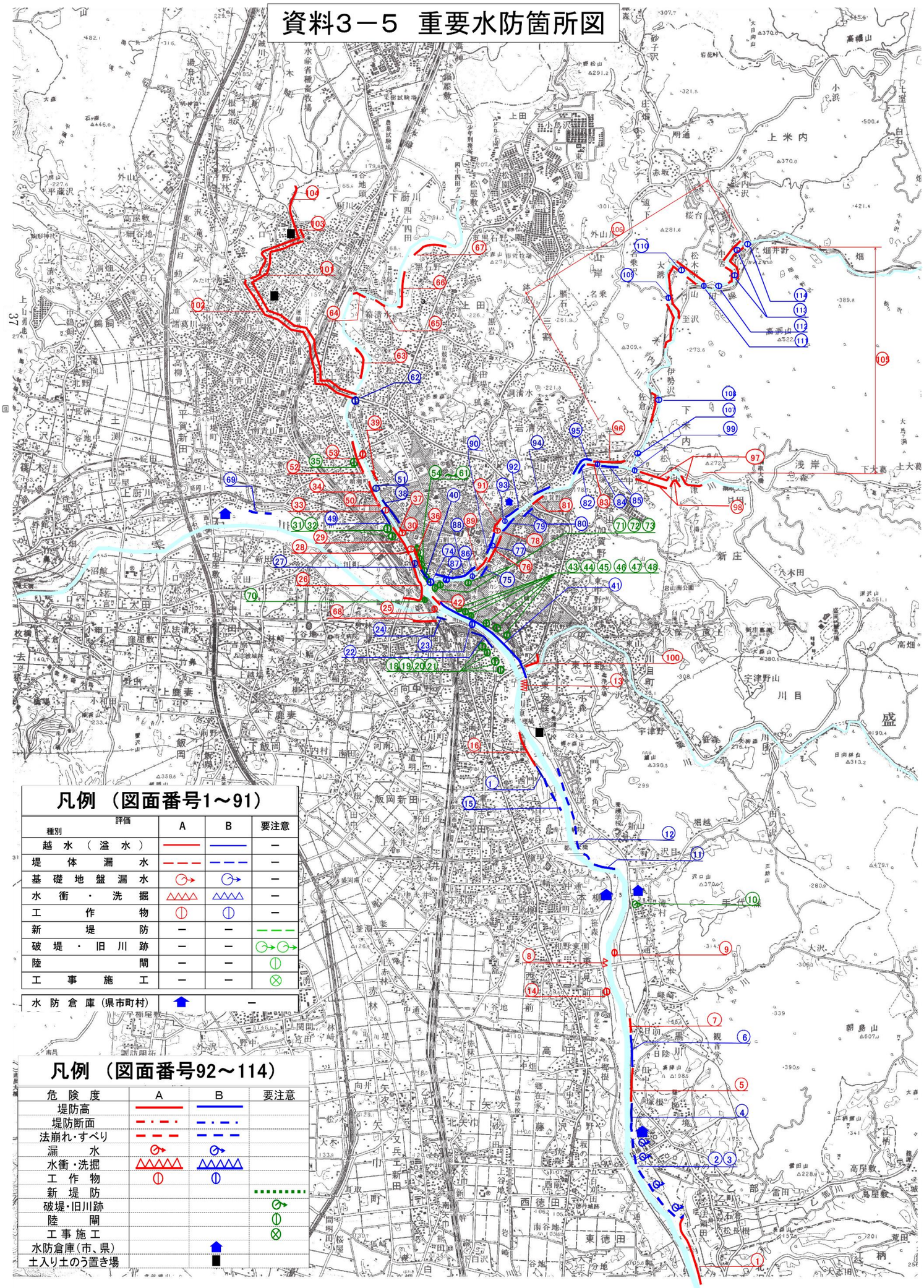
資料３－３　重要水防箇所評定基準（県管理）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れまたはすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れまたはすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れまたはすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること、あるいは、基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

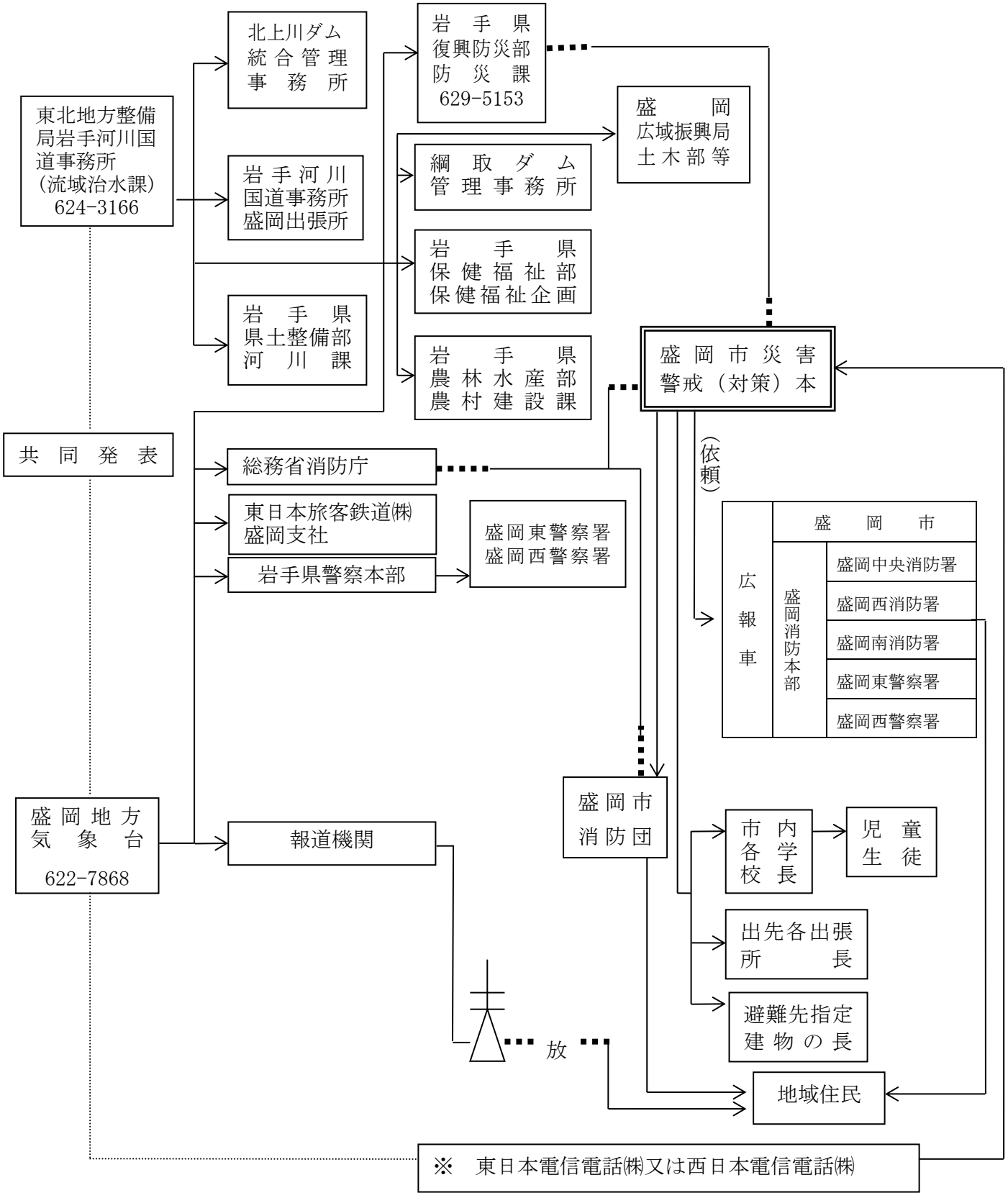
資料３－４　重要水防箇所調書（県管理）

河川名	重要水防箇所										水防団従事分団名	水防工法等	図面対象番号
	地区名	管理区分	左右岸別	評価種別	堤防		工作物		新堤防旧河川	工事施工跡破堤跡陸閘（箇所）			
					A（m）	B（m）	A	B					
中津川	水道橋から堰根	県	左	堤防高無堤	800						14	積土のう工	97
	水道橋から二ツ森	県	右	堤防高無堤	1,200						14	積土のう工	98
	水道橋	県		工作物				1			14		99
築川	北上川合流点～上流400m	県	右	堤防高無堤	400						2		100
木賊川	北大橋よりみたけ六丁目地内	県	左	堤防高無堤	3,900						15, 17		101
	北大橋より月が丘三丁目地内	県	右	堤防高無堤	2,500						15, 17		102
	みたけ六丁目地内	県	左	堤防高無堤	150						15		103
	牧野林から巣子川合流点	県	右	堤防高無堤	2,000						15		104
米内川	中津川合流点より舘見橋	県	左	堤防高無堤	2,200						14, 16	積土のう工	105
	中津川合流点より舘見橋	県	右	堤防高無堤	2,800						14, 16		106
	落合橋	県		工作物				1			14		107
	米内橋	県		工作物				1			14		108
	中米内橋	県		工作物				1			14		109
	松木平橋	県		工作物				1			16		110
	松野橋	県		工作物				1			16		111
	姥壊橋	県		工作物				1			16		112
	無名橋	県		工作物				1			16		113
	舘見橋	県		工作物				1			16		114

資料３－５　重要水防箇所図

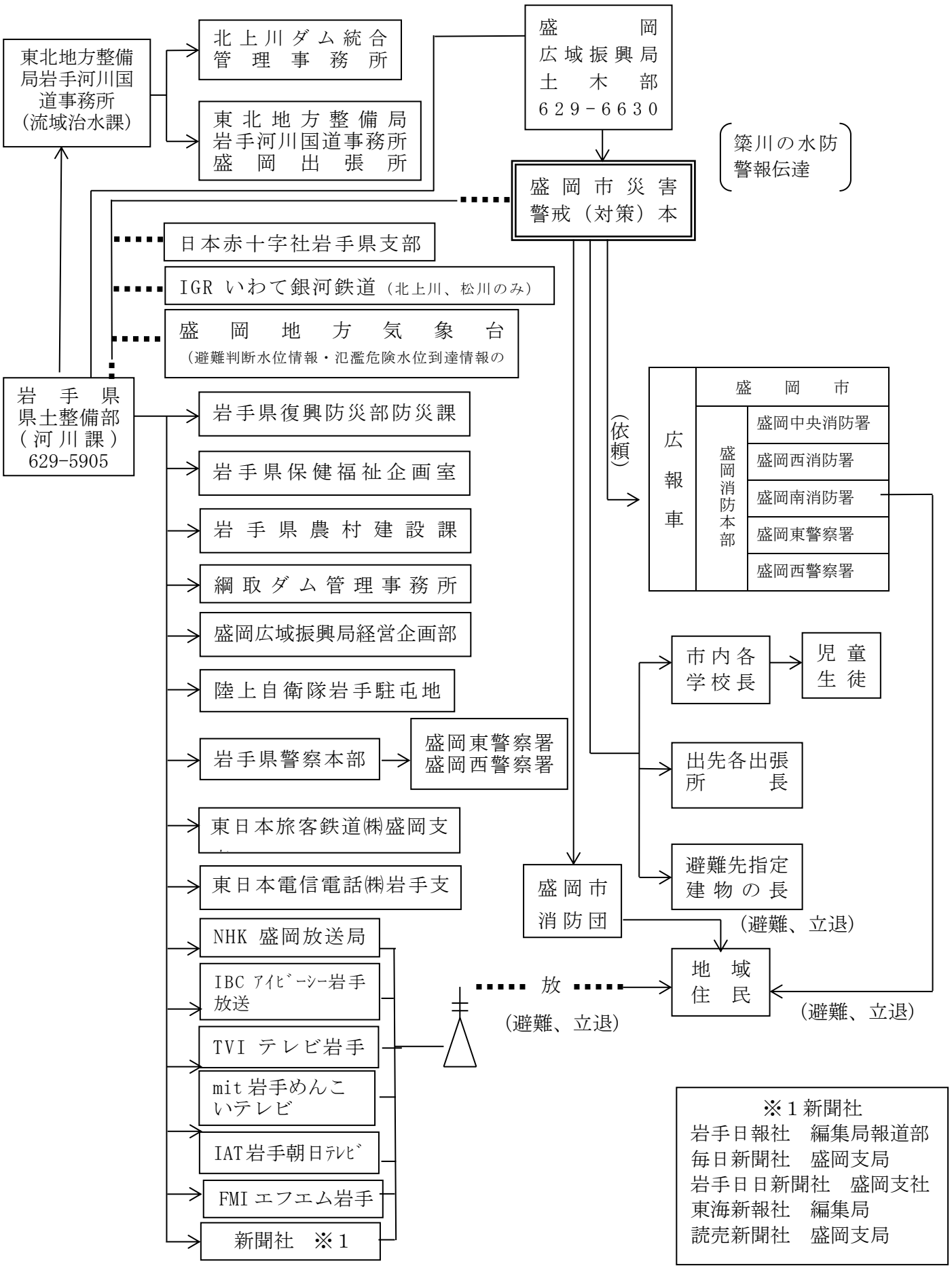


資料４－１　指定河川洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）　伝達経路等



※は、北上川上流洪水予報（洪水警報）の発表及び解除のみ。ただし、指定河川の洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報（気象業務法第13条１項）の通知をもってかえることができる。

資料４－２　水位到達情報及び水防警報（県管理河川）の伝達経路等



資料５－１　雨量観測所一覧

観測所名	所　在　地	管　理　者	既往最大日雨量		種　別
			日雨量	起　　因	
盛岡	盛岡市山王町７－60 （盛岡地方気象台）	盛岡地方気象台	198	平成19年９月17日	アメダス
盛岡	盛岡市上田四丁目２－２ （岩手河川国道事務所）	国土交通省岩手河川国道事務所	206	平成19年９月17日	テレメーター
浅岸	盛岡市新庄字中津川42－１	国土交通省岩手河川国道事務所	188	令和2年8月30日	自記
区界	盛岡市簗川第１地割	国土交通省岩手河川国道事務所	189	令和2年7月11日	テレメーター
四十四田	盛岡市下厨川字四十四田１ （四十四田ダム）	北上川ダム統合管理事務所	188	平成14年7月11日	テレメーター
砂子沢	盛岡市砂子沢字毛無森 国有林529林班ろ３小班	盛岡広域振興局土木部			テレメーター
綱取ダム	盛岡市浅岸字二ツ森25－34 （綱取ダム）	綱取ダム管理事務所	177	平成19年９月17日	テレメーター
簗川ダム	盛岡市川目第１地割124-47 （簗川ダム）	盛岡広域振興局土木部	76	令和５年８月12日	テレメーター
小貝沢	盛岡市新庄字小貝沢73－10	綱取ダム管理事務所	146	平成19年９月17日	テレメーター
浅岸	盛岡市新庄字中津川43－５	綱取ダム管理事務所	148	平成19年９月17日	有線テレメーター
中川原	盛岡市東安庭二丁目８－３	盛岡市上下水道部	165	昭和57年８月30日	自記
御所	盛岡市繋字山根192－４ （御所ダム）	北上川ダム統合管理事務所	229	平成25年８月９日	テレメーター
芋田橋	盛岡市好摩字上山27-1	北上川ダム統合管理事務所	171	平成14年７月11日	テレメーター
岩洞	盛岡市薮川字外山24－130	北上川ダム統合管理事務所	119	令和2年8月30日	テレメーター
好摩	盛岡市好摩字芋田向	気象庁	152	平成19年９月17日	アメダス
薮川	盛岡市薮川字外山	気象庁	147	平成19年９月17日	アメダス

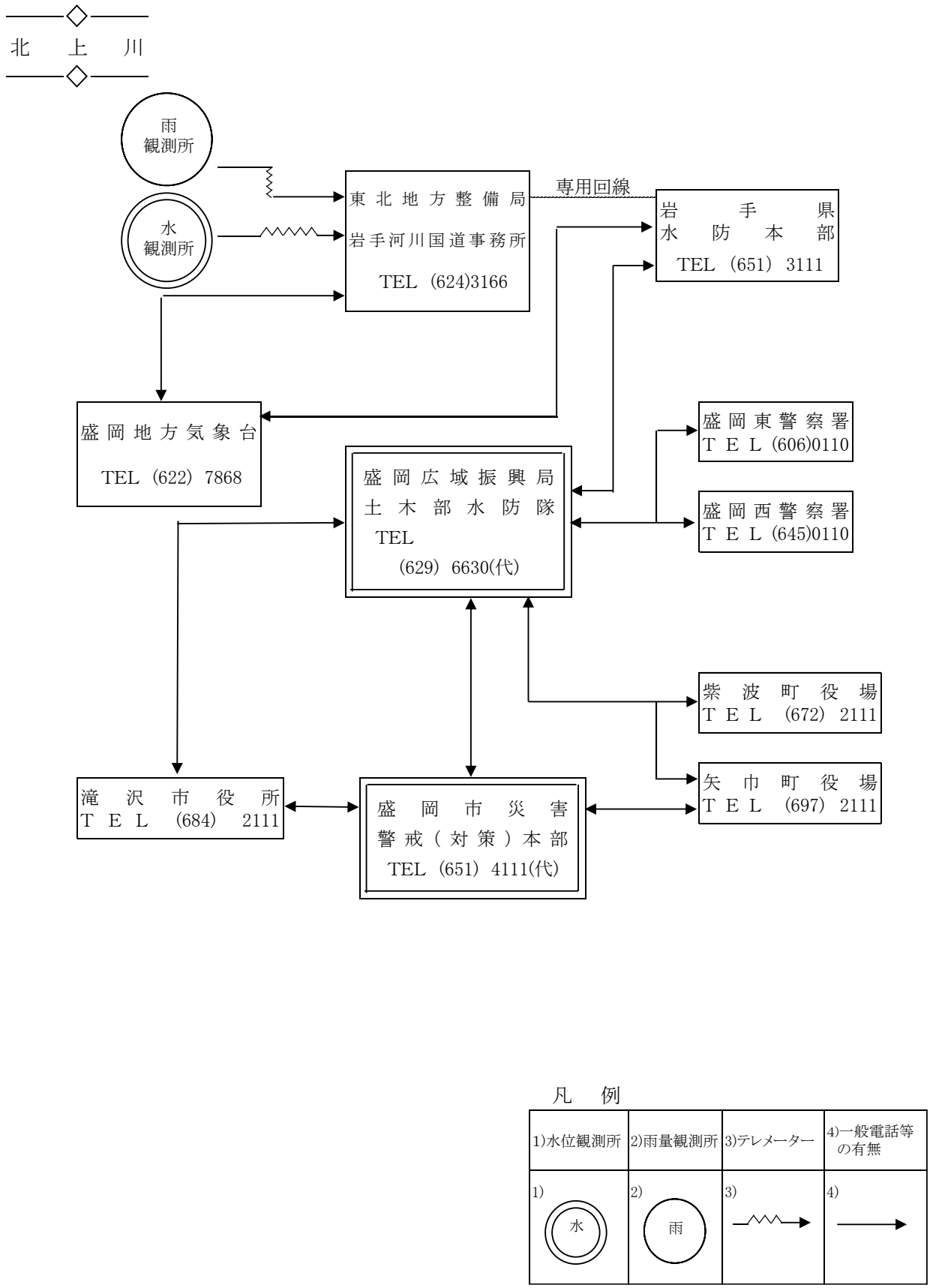
資料５－２　水位観測所一覧

河川名	観測所名	観　測　位　置	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	堤防天端高（m）	既往最大		管 理 者	連絡先
								水位（m）	起日		
北上川	館坂橋	盛岡市北夕顔瀬町	1.40	2.00	2.50	2.80	125.80	3.32	昭和33年9月18日	岩手河川国道事務所	624－3166
北上川	明治橋	盛岡市仙北一丁目	0.80	1.40	2.60	3.00	122.08	4.85	明治43年9月3日	岩手河川国道事務所	624－3166
北上川	津志田	盛岡市南仙北三丁目17-2	2.00	2.60			116.90	4.65	昭和33年9月18日	岩手河川国道事務所	624－3166
北上川	乙　部	盛岡市黒川23地割	1.50	2.80			108.09	4.00	昭和33年9月18日	岩手河川国道事務所	624－3166
北上川	四十四田	盛岡市下厨川字四十四田１						ダム水位170.86	昭和43年4月22日	北上川ダム統合管理事務所	643－7831
北上川	芋田橋	盛岡市好摩字上山27-1						4.33	平成23年9月22日	北上川ダム統合管理事務所	643－7831
北上川	船田橋	盛岡市下田字船綱41－12	2.00	2.60	2.80	3.20		5.43	平成25年9月16日	北上川ダム統合管理事務所	643－7831
松　川	古川橋	盛岡市好摩字小袋38-5	1.50	2.50	2.70	3.10		5.31（欠測する前の値）	平成25年9月16日	北上川ダム統合管理事務所	643－7831
雫石川	太田橋	盛岡市中屋敷１	3.00	4.00	4.50	5.20	128.19	4.87	平成19年9月17日	岩手河川国道事務所	624－3131
雫石川	御所ダム	盛岡市繋字山根192－４						ダム水位180.72	平成25年8月9日	北上川ダム統合管理事務所	643－7831
中津川	山岸	盛岡市浅岸字大塚	1.80	2.20	2.40	2.70	139.85	2.30	平成14年7月11日	岩手河川国道事務所	624－3166
中津川	薬師神社前	盛岡市浅岸字橋場16の地先						2.02	平成14年7月11日	綱取ダム管理事務所	654－4055
中津川	木々塚	盛岡市浅岸字木々塚16番の１						3.35	平成14年7月11日	綱取ダム管理事務所	654－4055
中津川	綱取ダム	盛岡市浅岸字二ツ森25－34					212.000	ダム水位197.28	平成7年4月26日	綱取ダム管理事務所	654－4055
米内川	米内川	盛岡市下米内字伊勢沢46の46						2.49	平成14年7月11日	綱取ダム管理事務所	654－4055
簗　川	葛西橋	盛岡市東中野字柳下96	1.70	2.20	2.30	2.50		3.13	平成14年7月11日	盛岡広域振局土木部	639－6630
諸葛川	諸葛橋	盛岡市上厨川字杉原114地先	1.20	1.90	2.40	2.80				盛岡広域振興局土木部	639－6630
木賊川	下厨川	盛岡市下厨川字穴口72－６	0.60	1.10						盛岡広域振興局土木部	639－6630

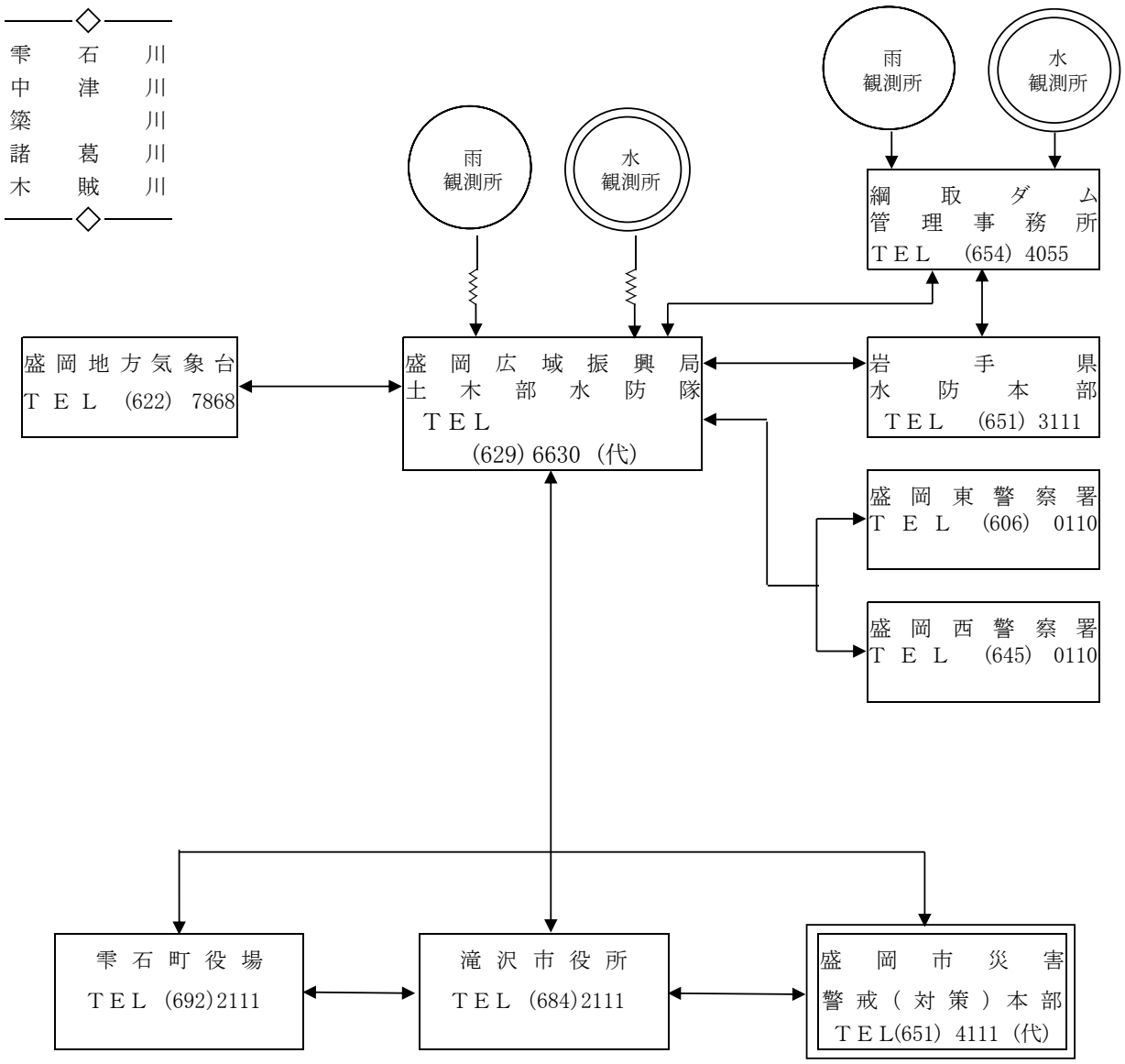
資料５－３　危機管理型水位計による水位観測所一覧

河川名	観測位置	所在地	管理者
北上川	上流右岸129.6km	盛岡市三本柳16地割	国土交通省岩手河川国道事務所
北上川	上流右岸133km	盛岡市南仙北三丁目	国土交通省岩手河川国道事務所
北上川	左岸137.2km	盛岡市材木町	国土交通省岩手河川国道事務所
北上川	右岸138km	盛岡市北夕顔瀬町	国土交通省岩手河川国道事務所
雫石川	左岸0.2km	盛岡市駅前西通二丁目	国土交通省岩手河川国道事務所
中津川	左岸0.8km	盛岡市内丸１	国土交通省岩手河川国道事務所
大沢川	峰崎橋	盛岡市乙部22地割	岩手県
南川	権現堂２号線橋梁	盛岡市三本柳６地割	岩手県
新川	新川橋	盛岡市東仙北二丁目	岩手県
根田茂川	築場橋	右岸：盛岡市根田茂第５地割 左岸：盛岡市根田茂第４地割	岩手県
中津川	小貝沢橋	盛岡市新庄字小貝沢	岩手県
米内川	畑井野橋	盛岡市上米内字畑井野	岩手県
生出川	たためき橋	盛岡市下田字石羽根	岩手県
生出川	柴沢下田１号線	盛岡市下田字頭無	岩手県
丹藤川	大沼線２号線	盛岡市薮川字橋場	岩手県
末崎川	町村橋	盛岡市薮川字町村	岩手県
乙部川	草志田橋	盛岡市乙部15地割	岩手県

資料５－４　雨量、水位観測所及び関係機関等の連絡系統図



その他


雫石川
中津川
簗川
諸葛川
木賊川
雨観測所
水観測所
雨観測所
水観測所
綱取ダム管理事務所
TEL (654) 4055
盛岡地方気象台
TEL (622) 7868
盛岡広域振興局土木部水防隊
TEL
(629) 6630 (代)
岩手県水防本部
TEL (651) 3111
盛岡東警察署
TEL (606) 0110
盛岡西警察署
TEL (645) 0110
雫石町役場
TEL (692)2111
滝沢市役所
TEL (684)2111
盛岡市災害警戒(対策)本部
TEL(651) 4111 (代)

資料７－１　水門等一覧①

樋門、樋門管理一覧表

河川名	樋管　樋門名	樋　　門		左右岸別	従事分団名
		箇　　所	管　理　者		
北上川	東Ⅷ号幹線排水樋門	東安庭二丁目９	盛岡市上下水道部	左岸	第13分団
	中川原排水樋門	東安庭二丁目８	盛岡市上下水道部	左岸	第13分団
	明治橋樋管、樋門	南大通三丁目	国土交通省	左岸	第２分団
	川原排水樋門	神子田町11	盛岡市上下水道部	左岸	第２分団
	東Ⅳ号幹線排水樋門	神子田町８	盛岡市上下水道部	左岸	第２分団
	不来方排水樋函	大沢川原三丁目７	盛岡市上下水道部	左岸	第７分団
	中央Ｖ号幹線排水樋門	材木町２	盛岡市上下水道部	左岸	第８分団
	中央Ⅳ号幹線排水樋門	梨木町６	盛岡市上下水道部	左岸	第８分団
	西下台排水樋門	西下台町14	盛岡市上下水道部	左岸	第８分団
	浮島樋管、樋門	仙北一丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	仙北第１樋管、樋門	仙北一丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	仙北第２樋管、樋門	仙北一丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	仙北第３樋管、樋門	仙北一丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	新山樋管、樋門	仙北二丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	吉万樋管、樋門	東仙北一丁目	国土交通省	右岸	第１分団
	開運橋樋管、樋門	盛岡駅前通	国土交通省	右岸	第９分団
	北通樋管、樋門	盛岡駅前北通	国土交通省	右岸	第９分団
	木伏樋管、樋門	北夕顔瀬町１	国土交通省	右岸	第９分団
	片原排水樋門	北夕顔瀬町１	盛岡市上下水道部	右岸	第９分団
	西Ｉ－７号幹線排水樋門	厨川二丁目19-５	盛岡市上下水道部	右岸	第15分団
	乙部排水樋管	乙部31地割	国土交通省	左岸	第23分団
	大堰排水樋管	東見前７地割	盛岡市上下水道部	右岸	第21分団
	新堰樋管	三本柳25地割	国土交通省	右岸	第21分団
	鴨助堰排水樋門	三本柳25地割	盛岡市上下水道部	右岸	第21分団
	三本柳排水樋管	三本柳16地割	盛岡市上下水道部	右岸	第21分団
	手代森樋管	三本柳15地割	国土交通省	左岸	第23分団

河川名	樋管、樋門名	樋　　門		左右岸別	従事分団名
		箇　　所	管　理　者		
雫石川	西Ｖ号幹線排水樋門	盛岡駅西通二丁目１	盛岡市上下水道部	左岸	第9分団
	西Ⅳ号幹線排水樋門	城西町10	盛岡市上下水道部	左岸	第11分団
	雫石川第４樋管、樋門	本宮字平藤	国土交通省	右岸	第12分団
	太田堰Ｉ－Ｉ号幹線排水樋門	本宮字平藤	盛岡市上下水道部	右岸	第12分団
	太田堰用水樋門	本宮三丁目３	盛岡市建設部	右岸	第12分団
	中太田排水樋門	下太田下川原	盛岡市建設部	右岸	第19分団
	北太田樋管、樋門	下太田下川原	国土交通省	右岸	第19分団
中津川	浅岸堰根用水樋門	浅岸字堰根	盛岡市建設部	左岸	第14分団
	浅岸柿の木平樋門	浅岸字柿木平	盛岡市建設部	左岸	第14分団
	下米内一丁目９番用水樋門	下米内一丁目９	盛岡市農林部	右岸	第14分団
	東Ⅲ号排水樋門	加賀野一丁目３	盛岡市上下水道部	左岸	第５分団
	中央Ⅵ－Ｉ号排水樋門	下米内一丁目３	盛岡市上下水道部	右岸	第14分団
簗　川	東中字片岡用水樋門	東中野字片岡	盛岡市建設部	左岸	第13分団
	東中野字片岡樋門	東中野字片岡	盛岡市上下水道部	左岸	第13分団
	東Ⅶ号幹線用排水樋門	川目町22	盛岡市建設部	右岸	第18分団
	東Ｖ号幹線排水樋門	中野二丁目14	盛岡市上下水道部	右岸	第13分団
米内川	下米内字大豆門用水樋門	下米内字大豆門	盛岡市建設部	右岸	第14分団
木賊川	西Ｉ－２号幹線排水樋門	みたけ三丁目１	盛岡市上下水道部	左岸	第17分団
	木賊川左岸第二排水区樋門	みたけ五丁目12	盛岡市上下水道部	左岸	第17分団
諸葛川	諸葛第８排水区樋門	長橋町39	盛岡市上下水道部	左岸	第11分団
	諸葛右岸第３排水区樋門	前潟一丁目５	盛岡市上下水道部	右岸	第11分団

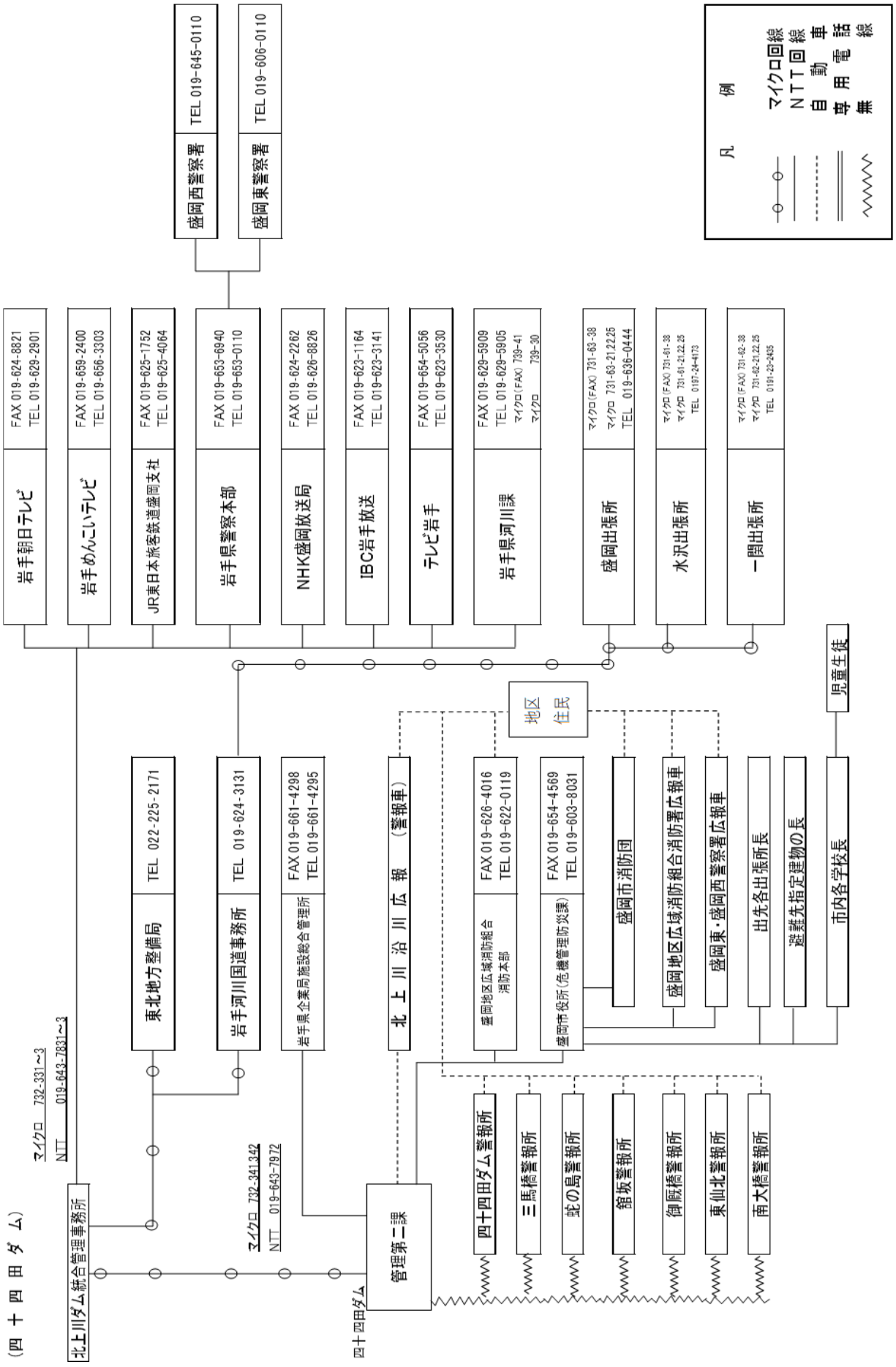
資料７－１　水門等一覧②

河川、雨水排水施設の水門管理一覧表

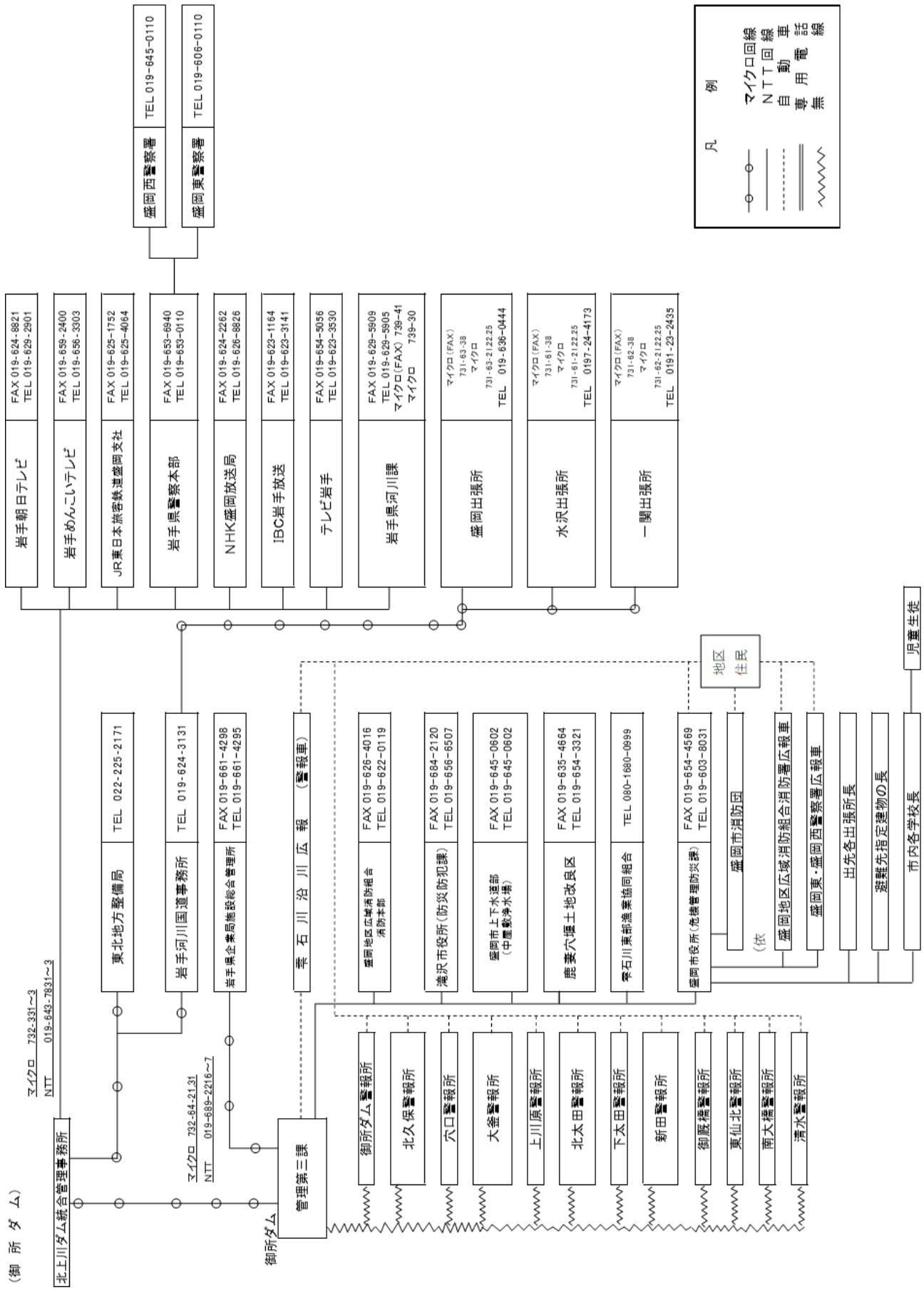
水　門　設　置　箇　所	河川・雨水排水施設等名	水門管理操作員	従事分団名
愛宕町13－８地先	中央Ⅶ号幹線	下水道施設管理課	第６分団
山岸四丁目11－13地先	中央Ⅶ号幹線	下水道施設管理課	第６分団
愛宕町16－24地先	中央Ⅳ号幹線	下水道施設管理課	第10分団
本町通三丁目16地先	中央Ⅳ号幹線	下水道施設管理課	未使用のため 操作不要
緑が丘四丁目16－13地先	中央Ⅰ－２号幹線	下水道施設管理課	第10分団
山岸六丁目23－11地先	中央Ⅶ号幹線	下水道施設管理課	第６分団
高松一丁目11－32地先	高松公園排水・岩大自然観察園	（株）寿広 （公園みどり課）	第10分団
長田町23－25地先	中央Ⅳ号幹線	下水道施設管理課	未使用のため 操作不要
上米内字米内沢	米内沢川	河川課	第16分団
浅岸字大塚３－４地先	準用河川桜川	佐々木　繁美 （河川課）	第14分団
川目町20－19	東Ⅳ号幹線	下水道施設管理課	第18分団
東山二丁目４－18地先	準用河川白滝川	佐々木　藤雄 （河川課）	第18分団
東山一丁目21－34地先	たたら山用水	佐々木　藤雄 （下水道施設管理課）	第18分団
東中野字片岡８－２地先	簗川左岸（三和水路）	吉田　宏壽 （河川課）	第13分団
東中野字日蔭山１－３地先	簗川左岸（三和水路）	河川課	第13分団
門字真立147地先	簗川左岸（三和水路）	河川課	第13分団
東山一丁目９－１地先	東Ⅵ号幹線（たたら山用水）	下水道施設管理課	第18分団
門字真立151－２地先	三和水路	河川課	第13分団
山王町10－13地先	東Ⅳ号幹線	下水道施設管理課	第５分団
西仙北一丁目36－２地先	新堰Ⅰ号幹線	下水道施設管理課	第1分団
仙北二丁目５－４地先	新堰Ⅰ号幹線	下水道施設管理課	第1分団
南仙北二丁目２－22地先		下水道施設管理課	第1分団
津志田町一丁目５－15地先	南川１号幹線	吉田　建夫 （下水道施設管理課）	第21分団
津志田16地割16地先	北上川右岸Ⅰ－１号幹線	菊池　満男 （下水道施設管理課）	第21分団
三本柳13地割52－１地先	北上川右岸Ⅰ－１号幹線	藤澤　敏勝 （下水道施設管理課）	第21分団
三本柳23地割１－１地先	鴨助堰幹線	田鎖　高紀 （下水道施設管理課）	第21分団

水　門　設　置　箇　所	河川・雨水排水施設等名	水門管理操作員	従事分団名
津志田中央三丁目８－２地先	区画水路５号	下水道施設管理課	第21分団
西見前18地割	鴨助堰幹線（支線）	下水道施設管理課	第21分団
飯岡新田６地割	南川（支線）	河川課	第21分団
津志田26地割17地内	南川第３排水区	下水道施設管理課	第21分国
永井16地割79－12地先	高屋敷堰左岸Ｖ－１号幹線	下水道施設管理課	第21分団
前九年一丁目６－29地先	西Ⅱ号幹線	下水道施設管理課	第９分団
西青山二丁目23－４地先	準用河川小諸葛川	澤口　久信 (河川課)	第17分団
西青山一丁目１－６地先	準用河川小諸葛川	谷藤　喜美男 (河川課)	第17分団
大館町10－20地先	準用河川小諸葛川	河川課	第11分団
大館町18－27地先	準用河川小諸葛川	工藤　精市 (河川課)	第11分団
土淵字幅地内	小荒川	岩手山麓土地改良区 (河川課)	第11分団
上堂一丁目11－17地先	西Ⅱ号幹線	下水道施設管理課	第15分団
上厨川字下村	荒川支線	河川課	第11分団
西青山三丁目11－11地先	西Ⅲ－９号幹線	下水道施設管理課	第17分団

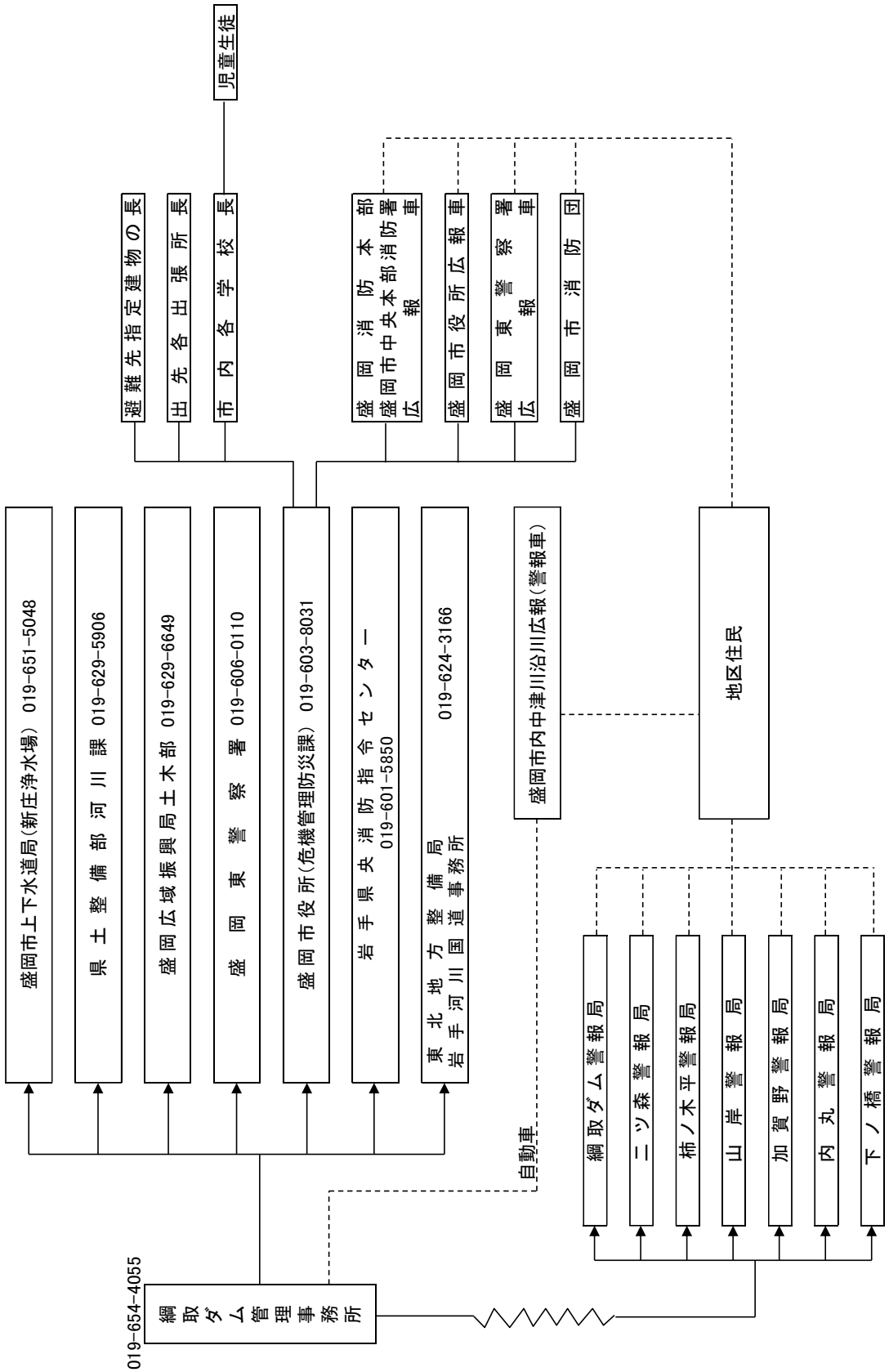
資料７－２　ダム通報系統図【四十四田ダム】



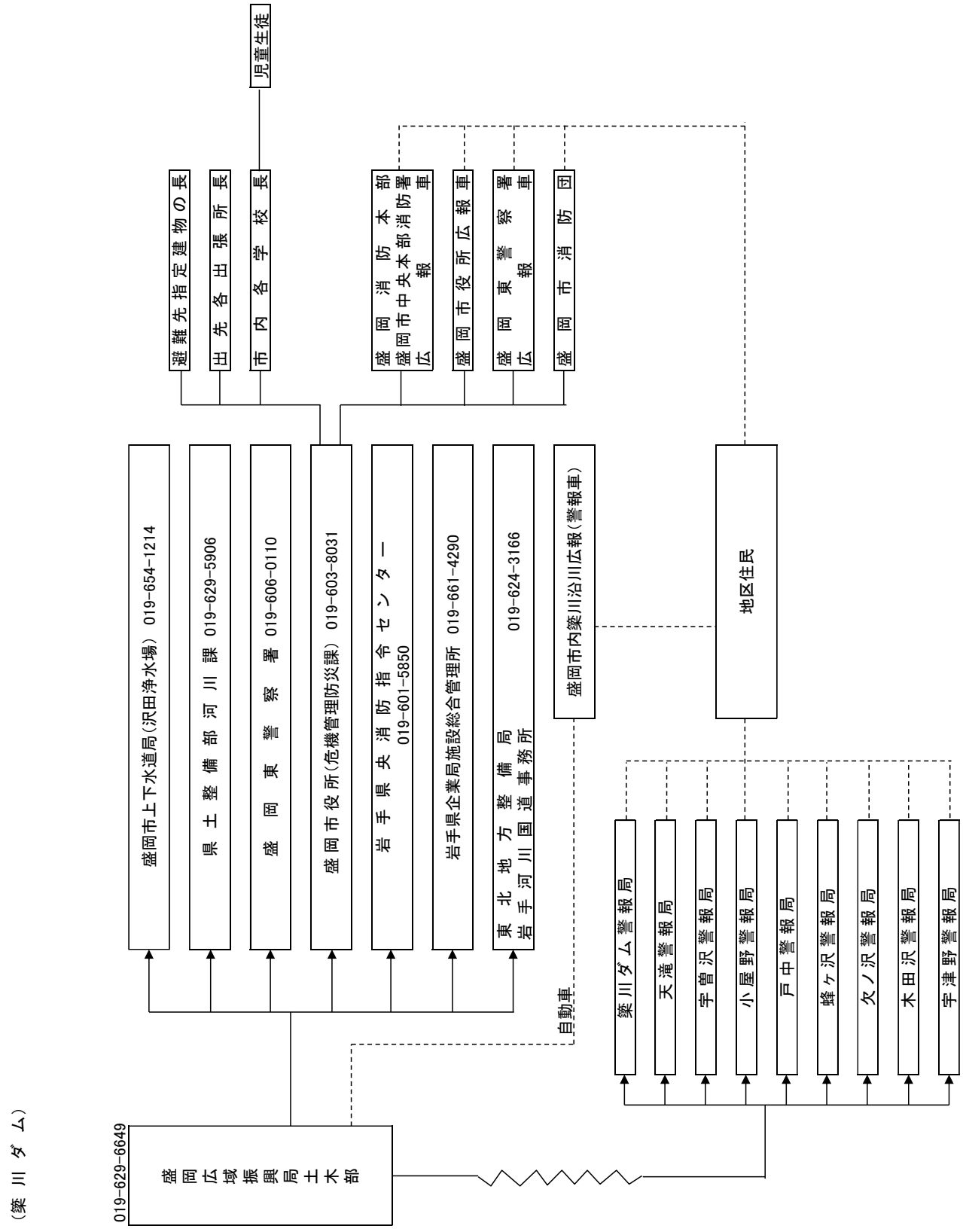
ダム通報系統図【御所ダム】



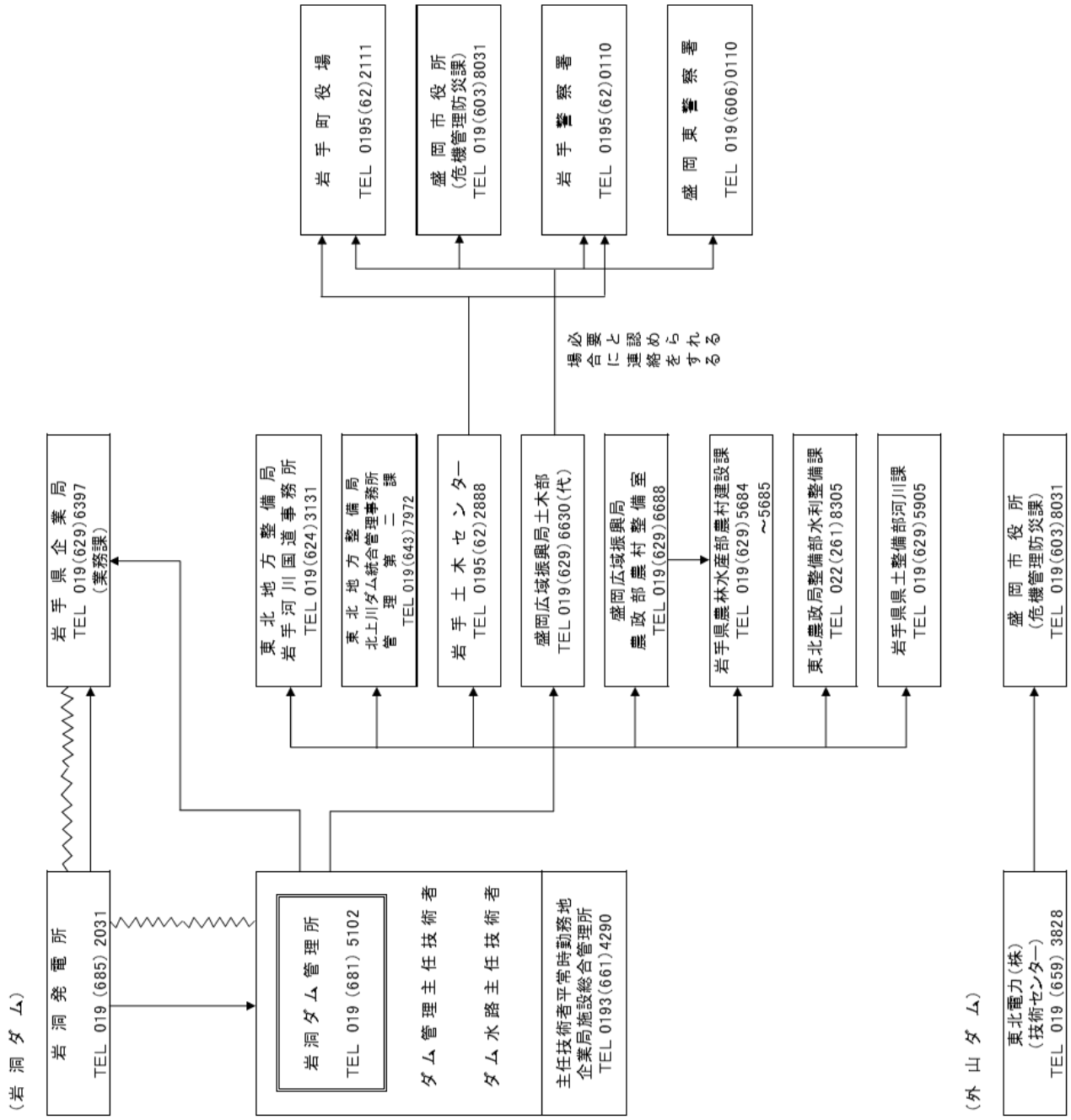
ダム通報系統図【綱取ダム】



ダム通報系統図【簗川ダム】



ダム通報系統図【岩洞ダム・外山ダム】



資料８　水防関係機関電話番号一覧表

機関名		電話番号	災害時優先番号	備考
名称	住所		登録電話番号	
盛岡市役所	盛岡市内丸 12－２	651-4111(代)	651-4155～9	災害対策本部
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持９	659-0211	659-0211	
盛岡市役所乙部出張所	盛岡市乙部６－79－１	696-2001	696-2001	
盛岡市役所飯岡出張所	盛岡市下飯岡８－100	638-0117	638-0117	
盛岡市役所危機管理防災課	盛岡市内丸 12－２	603-8031	603-8031	
盛岡市役所玉山総合事務所	盛岡市渋民字泉田 360	651-4111(代)	683-2116	
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	盛岡市上田四丁目２－２	624-3131(代)	625-3252	河川管理課 624-3281
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所盛岡出張所	盛岡市東仙北一丁目 11－11	636-0444(代) 636-0368	636-0444	
北上川ダム統合管理事務所	盛岡市下厨川字四十四田１	643-7971	643-7957	
北上川ダム統合管理事務所 管理第二課（四十四田ダム）	盛岡市下厨川字四十四田１	643-7972		
北上川ダム統合管理事務所 管理第三課（御所ダム）	盛岡市繋字山根 192－４	689-2216	689-2756	
岩手県	盛岡市内丸 10－１	651-3111(代)	651-3160～ 3174	県水防本部
岩手県企業局	盛岡市内丸 11－１	651-3111(代)	業務課 内線 6397	
岩手県盛岡広域振興局土木部	盛岡市内丸 11－１	629-6630(代)	651-4082	
岩手県綱取ダム管理事務所	盛岡市浅岸字ニツ森 25－34	654-4055	654-4065	
岩手県簗川ダム管理所 （盛岡広域振興局土木部）	盛岡市内丸 11-1	629-6649		
岩手県警察本部	盛岡市内丸８－10	653-0110(代)	653-5153～5161	
雫石町役場	雫石町千刈田５－１	692-2111(代)	692-2112～2115	
滝沢市役所	滝沢市中鵜飼 55	684-2111(代)	684-2110	
矢巾町役場	矢巾町大字南矢幅 13－123	697-2111(代)	697-2119	
紫波町役場	紫波町紫波中央駅前二丁目３－１	672-2111(代)	672-2912	
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	滝沢市後 268－433	688-4311(代)	688-4313	
盛岡地方気象台	盛岡市山王町７－60	622-7868(観測予報) 622-7870(防災)	622-7870(防災)	

機関名		電話番号	災害時優先番号	備考
名称	住所		登録電話番号	
ＮＴＴ東日本㈱岩手支店	盛岡市中央通一丁目２－２	625-4960(代)	651-4200	
東北電力㈱盛岡電力センター	盛岡市紺屋町１－25	653-2115(代)	654-7311	発電技術センター
ＮＨＫ盛岡放送局	盛岡市上田四丁目１－３	626-8826(代)	622-1093	
㈱ＩＢＣ岩手放送	盛岡市志家町６－１	623-3127(代)	651-7702	
㈱テレビ岩手	盛岡市内丸２－10	624-1166(代)	623-3530	
㈱岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮五丁目２－25	656-3300(代)	659-2700	
岩手朝日テレビ㈱	盛岡市盛岡駅西通二丁目６－５	629-2525	629-2525	
㈱エフエム岩手	盛岡市内丸２－10	625-5511(代)	625-5515	

水防倉庫概要				器材												資材																				
水防倉庫名	所在地	建築年度	床面積(㎡)	スコップ	つるはし	とうがま	おの	のこぎり	かま	掛矢	とびぐち	一輪車	なた	ハンマー	ペンチ	竹	□木杭1.5×20m	φ木杭1.0×20m	φ木杭1.0×00m	φ木杭2.0×50m	φ木杭1.0×00m	φ木杭4.0×00m	鉄筋棒	鉄杭	縄	ビニールシート3.6×5.4	ビニールシート4.5×4.5	ビニールシート5.4×7.2	ビニールシート10×10	鉄線	土のう袋	オイルマット	土入り土のう	吸水性土のう
愛宕町水防倉庫	愛宕町6	S49	19.44	63	26	19	26	14	19	15	4	7	6	4	0	0	14	65	0	0	0	165	5	21	30	9	0	0	5	1,700	0	0	60
三本柳水防倉庫	三本柳16－43－7	H4	54.22	35	10	6	5	5	14	5	5	5	5	5	8	20	0	128	0	0	0	40	13	17	20	0	0	7	6	1,050	100	200	525
黒川水防倉庫	黒川23－19	H5	33.67	20	10	6	5	5	9	6	5	5	5	4	5	19	28	12	53	6	7	90	0	10	0	0	3	2	5	3,300	50	100	500
手代森水防倉庫	手代森14-19-20	H25	27.90	20	10	6	4	5	10	5	5	5	5	5	5	0	35	0	86	0	3	0	0	11	0	0	4	2	5	2,800	100	220	250

その他の資材等

	トラロープ	クリッパー	救命胴衣	胴長	バリケード	カラーコーン	コーンバー	熊手	強力ライト	PPロープ	クレモナロープ	オイルフェンス	カッター	しの	胴突き
愛宕町水防倉庫	6	4	4	0	8	19	2	2	7	4	3	0	2	3	2
三本柳水防倉庫	8	3	4	7	6	4	4	2	10	6	1	1	0	2	0
黒川水防倉庫	5	0	2	2	7	8	4	2	8	3	1	0	0	0	0
手代森水防倉庫	5	2	2	2	7	3	4	2	10	0	1	0	0	0	0

〔参考〕岩手県水防倉庫水防用備蓄資材一覧表

河川名	管理者	所在地	建築年度	床面積	器具	資材
雫石川	盛岡広域振興局土木部長	上厨川字杉原	S44	115㎡	かま28　スコップ64　ペンチ20　とびぐち1　ハンマー5　のこぎり8　つるはし8　掛矢8　唐くわ10　シノ10　斧4　大ハンマー10　一輪車23	土のう9,000　大型土のう50　耐候性大型土のう60　松丸太4(5m)　杉丸太5本(4m)　ロープ(50m)1巻(200m)6巻　荒縄7巻　オイルマット1280枚　オイルフェンス96m　シート57枚　竹90本　木杭401　塩ビ管16本　鋼杭390本

土入り土のう備蓄場

施設名	所在地	土のう数(袋)
城北小学校敷地内土のう置き場	みたけ三丁目12-1	500
北陵中学校敷地内土のう置き場	滝沢市穴口419	200

資料10－１　水防団の管轄地域等

河川名	水防担当区域	業　務　内　容			
		主　任	副主任	主力従事分団名	業　務
北上川左岸	四十四田ダムから館坂橋まで	分団長	副分団長	第10分団	情報連絡、水位観測、堤防巡視
〃	館坂橋から開運橋まで	〃	〃	第８分団	〃
〃	開運橋から中津川合流点まで	〃	〃	第７分団	〃
〃	中津川合流点から明治橋まで	〃	〃	第２分団 第３分団	〃
〃	明治橋から簗川合流点まで	〃	〃	第２分団	〃
〃	簗川合流点から都南大橋下流まで	〃	〃	第13分団	〃
〃	都南大橋下流から紫波町との境まで	〃	〃	第23分団	〃
〃	笹平大橋から四十四田ダムまで	〃	〃	第24分団	〃
〃	大字馬場と大字芋田の境から笹平大橋まで	〃	〃	第25分団	〃
〃	岩手町の境から大字馬場と大字芋田の境まで	〃	〃	第28分団	〃
北上川右岸	四十四田ダムから木賊川合流点まで	〃	〃	第15分団	〃
〃	木賊川合流点から館坂橋まで	〃	〃	第９分団 第15分団	〃
〃	館坂橋から平戸鉄橋まで	〃	〃	第９分団	〃
〃	北上川合流地点から都南大橋まで	〃	〃	第１分団 第21分団	〃
〃	都南大橋下流から矢巾町との境まで	〃	〃	第21分団	〃
〃	大字好摩と大字川崎の境から濁川合流点まで	〃	〃	第26分団	〃
〃	岩手町の境から大字好摩と大字川崎の境まで	〃	〃	第27分団	〃
雫石川左岸	滝沢市の境から太田橋下流まで	〃	〃	第11分団	〃
〃	太田橋下流から北上川合流点まで	〃	〃	第９分団	〃
雫石川右岸	御所ダムから上太田穴口まで	〃	〃	第20分団	〃
〃	上太田穴口から太田橋下流まで	〃	〃	第19分団	〃
〃	太田橋下流から北上川合流点まで	〃	〃	第１分団 第12分団	〃
中津川左岸	綱取ダムから水道橋まで	〃	〃	第14分団	〃
〃	水道橋から与の字橋下流まで	〃	〃	第５分団 第14分団	〃
〃	与の字橋下流から中の橋まで	〃	〃	第５分団	〃
〃	中の橋から北上川合流点まで	〃	〃	第３分団 第４分団	〃

河川名	水防担当区域	業　務　内　容			
		主　任	副主任	主力従事 分 団 名	業　務
中津川右岸	綱取ダムから水道橋まで	分団長	副分団長	第14分団	情報連絡、水位観測、堤防巡視
〃	水道橋から上の橋下流まで	〃	〃	第６分団 第14分団	〃
〃	上の橋下流から北上川合流点まで	〃	〃	第７分団	〃
築川左岸	福名湯橋から北上川合流点まで	〃	〃	第13分団 第18分団	〃
築川右岸	落合橋から北上川合流点まで	〃	〃	第２分団 第13分団 第18分団	〃
米内川左岸	上米内畑地内林道橋から中津川合流点まで	〃	〃	第14分団 第16分団	〃
米内川右岸	〃	〃	〃	第14分団 第16分団	〃
諸葛川左岸	滝沢市の境から雫石川合流点まで	〃	〃	第11分団 第17分団	〃
諸葛川右岸	〃	〃	〃	第11分団	〃
木賊川左岸	滝沢市の境から北上川合流点まで	〃	〃	第15分団 第17分団	〃
木賊川右岸	〃	〃	〃	第15分団 第17分団	〃

盛岡市水防団担当区域図（盛岡地域）



盛岡市水防団担当区域図（玉山地域）



資料10－２　盛岡市防災重点ため池一覧

１．名称		２．所在地	３．所有者等	４．諸元・構造		
(1)名称	(2)読み(ふりがな)	(1)所在地	(1)名称	(4)堤高	(5)堤頂長	(6)総貯水量
		字及び地番	国、地方公共団体及び法人の場合はその名称個人、任意組合等の場合は「自然人」	(m)	(m)	(千m3)
油田堤	あぶらでんつつみ	羽場20地割1番	盛岡市	2.5m	152.0m	28.0千m3
岡田堤	おかだつつみ	羽場20地割10番3	自然人	3.5m	223.0m	44.0千m3
風張溜池	かぜはりためいけ	玉山永井字永井沢67番50	自然人	3.2m	168.0m	180.0千m3
風張溜池第２	かぜはりためいけだい２	玉山永井字永井沢139番	自然人	1.8m	90.0m	4.4千m3
風張溜池第３	かぜはりためいけだい３	玉山永井字永井沢140番	自然人	1.7m	120.0m	8.7千m3
羽場堤1号	はばつつみ1ごう	上飯岡2地割109番2	盛岡市	3.2m	53.0m	13.0千m3
新堤	しんつつみ	湯沢東一丁目35番	盛岡市	5.0m	192.0m	18.0千m3
湯沢過水溜池	ゆざわかすいためいけ	湯沢東一丁目15番847	盛岡市	7.4m	132.0m	30.0千m3
堀越堤	ほっこしつつみ	手代森4地割80番16	自然人	4.2m	73.0m	13.0千m3
観音堤1号	かんのんつつみ1ごう	黒川14地割15番	盛岡市	3.0m	33.0m	12.0千m3
観音堤2号	かんのんつつみ2ごう	黒川14地割9番	盛岡市	2.8m	50.0m	11.0千m3
大沢田堤	おおさわだつつみ	乙部1地割57番	盛岡市	3.0m	49.0m	10.0千m3
狐沢溜池	きつねさわためいけ	渋民字大森17番	盛岡市	3.0m	65.0m	5.4千m3
永井沢溜池	ながいさわためいけ	玉山永井字永井沢28番58	自然人	2.4m	443.0m	33.0千m3
寺堤	てらつつみ	渋民字長渡1番	盛岡市	2.9m	65.0m	6.2千m3
鳥木沢堤	とりきざわつつみ	玉山永井字鳥木沢6番	自然人	2.6m	30.0m	0.4千m3
武道上堤	ぶどううえつつみ	芋田字武道54番	自然人	3.3m	55.0m	14.4千m3
大清水溜池	おおしみずためいけ	玉山永井字百目木2番	自然人	2.8m	116.0m	12.9千m3
外鼻堤1号	そとはなつつみ1ごう	上飯岡8地割1番	盛岡市	3.3m	48.0m	20.0千m3
外鼻堤2号	そとはなつつみ2ごう	上飯岡5地割119番	盛岡市	3.5m	89.0m	20.0千m3
日戸堤	ひのとつつみ	日戸字新田13番113	自然人	1.4m	95.0m	3.2千m3
庄ケ畑ため池	しょうがはたためいけ	上米内字庄ケ畑69番地	自然人	2.3m	20m	1.3千m3
赤坂ため池	あかさかためいけ	上米内字赤坂７番地	自然人	2.0m	17m	0.7千m3
米内沢上ため池	よないざわうえためいけ	上米内字米内沢50番地38号	自然人	1.6m	37m	0.4千m3
道ノ下ため池	みちのしたためいけ	上米内字道ノ下50番地３号	自然人	1.9m	49m	0.6千m3
金堀沢下ため池	かなもりさわしたためいけ	手代森４地割85番地４号	自然人	2.8m	33m	1.7千m3
油田上ため池	あぶらでんうえためいけ	羽場19地割25番地	盛岡市	2.4m	49m	1.1千m3
後島ため池	うしろしまためいけ	湯沢２地割17番地	盛岡市	4.9m	37m	4.2千m3
蟹沢ため池	かにさわためいけ	湯沢４地割164番地１号	自然人	2.1m	109m	2.6千m3
早稲屋敷ため池	わせやしきためいけ	湯沢１地割７番地102号	自然人	0.9m	19m	1.4千m3
黒川本宮ため池	くろかわもとみやためいけ	黒川13地割２番地	盛岡市	4.5m	15m	0.3千m3
黒川沢田ため池	くろかわさわだためいけ	黒川18地割１番地９号	自然人	3.0m	21m	4.7千m3
石神中ため池	いしがみなかためいけ	乙部２地割72番地	盛岡市	1.5m	9m	0.3千m3
石神下ため池	いしがみしたためいけ	乙部２地割77番地	自然人	2.7m	50m	1.0千m3

資料17　浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止をする必要がある施設（令和６年７月31日時点）

(1) 地下街等（五十音順）

番号	施　設　名	郵便番号	所　在　地	電話番号
1	パルクアベニューカワトク	020-8655	盛岡市菜園一丁目 10-1	651-1111
2	盛岡駅ビルフェザン	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1-44	629-2606（盛岡ターミナルビル）

(2) 要配慮者利用施設

【医療施設】（法人名称を除く五十音順）

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	愛歯科診療所	020-0851	盛岡市向中野一丁目 10 番 31 号	681-9888
2	アクアAGAクリニック盛岡院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14-6　PIVOT 盛岡駅前ビル 301	656-7680
3	旭橋クリニック菊池循環器内科	020-0063	盛岡市材木町 2 番 26 号	653-8511
4	あべ菜園内科クリニック	020-0024	盛岡市菜園二丁目 5 番 29 号	623-7000
5	あべ内科・消化器科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 17 番 45 号	605-5311
6	安藤歯科医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 8 番 3 号	626-5525
7	池田外科・消化器内科医院	020-0041	盛岡市境田町 5 番 18 号	648-3200
8	いとう歯科医院	020-0813	盛岡市東山一丁目 19 番 21 号	626-5252
9	今井産婦人科内科クリニック	020-0877	盛岡市下ノ橋町 1 番 5 号	623-4881
10	医療法人　天音会　おいかわ内科クリニック	020-0066	盛岡市上田一丁目 18-46	622-7400
11	医療法人　菜園循環器内科医院	020-0024	盛岡市菜園一丁目 4 番 7 号	626-3211
12	医療法人いけだ歯科口腔外科	020-0874	盛岡市南大通二丁目 10 番 27 号	604-7061
13	医療法人岡村歯科医院	020-0022	盛岡市大通二丁目 6 番 14 号	625-8241
14	医療法人菜園矯正歯科クリニック	020-0015	盛岡市開運橋通 2 番 20 号	621-8484
15	医療法人社団　桂会　かつら内科クリニック	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬 13-2	658-1223
16	医療法人純仁会　盛岡前潟眼科	020-0148	盛岡市前潟四丁目 7 番 1 号　イオンモール盛岡 2 階	601-5517
17	医療法人芝蘭会いするぎ医院	020-0022	盛岡市大通三丁目 3 番 22 号	654-1411
18	医療法人菅原大通りクリニック	020-0022	盛岡市大通一丁目 3-4	656-8037
19	医療法人誠心会真山池田医院	020-0015	盛岡市本町通三丁目 19 番 32 号	623-7151
20	医療法人大樹会小笠原歯科クリニック	020-0866	盛岡市本宮三丁目 32 番 5 号	635-3500
21	医療法人高橋歯科医院	020-0022	盛岡市大通一丁目 2 番 1 号　産業会館別館 2 階	651-0202
22	医療法人広仁会城西歯科クリニック	020-0044	盛岡市城西町 7 番 35 号	624-0531
23	医療法人三船内科	020-0137	盛岡市天昌寺町 9 番 10 号	646-2310
24	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 6	637-7200
25	岩手県赤十字血液センター盛岡大通り出張所	020-0022	盛岡市大通二丁目 3 番 7 号　ＣＴ33 ビル	653-6511
26	岩本クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 3 番 63 号　第二甚ビル 2Ｆ	625-3134

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
27	内田歯科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 7 番 20 号	622-0888
28	内丸歯科クリニック	020-0023	盛岡市内丸 17 番 30 号　トーカンジェネラス内丸 1F	656-0900
29	映画館通りキザワ眼科	020-0024	盛岡市菜園一丁目 12-18	613-2377
30	駅西通りおばら歯科医院	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目 5 番 3 号	652-2928
31	駅前メンタルクリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号　丸善ビル 4 階	606-5378
32	エミナルクリニック盛岡院	020-0021	盛岡市中央通一丁目 9-11　CUBE 映画館通りビル 2 階	613-5335
33	江村胃腸科内科医院	020-0044	盛岡市城西町 7 番 33 号	623-4035
34	遠藤歯科クリニック	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 6 番 31 号	629-1188
35	逢坂医院	020-0062	盛岡市長田町 10 番 32 号	622-6016
36	大浦内科・歯科クリニック	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 13-3	639-3315
37	大手先内科循環器クリニック	020-0015	盛岡市本町通一丁目 8 番 9 号	651-2150
38	おおどおり鎌田内科クリニック	020-0022	盛岡市大通二丁目 7 番 23 号	606-5161
39	大通コンタクトクリニック	020-0022	盛岡市大通一丁目 7 番 1 号	651-4105
40	大西皮膚科医院	020-0865	盛岡市仙北三丁目 15 番 32 号	635-1912
41	おおひら内科・循環器科クリニック	020-0064	盛岡市梨木町 2 番 2 号	606-3765
42	小笠原歯科医院	020-0875	盛岡市清水町 6 番 28 号	623-7227
43	岡田消化器科内科医院	020-0875	盛岡市清水町 3 番 5 号	622-4266
44	小川歯科医院	020-0402	盛岡市黒川 9 地割 20 番地 8	696-2227
45	荻野病院	020-0866	盛岡市本宮一丁目 6-12	636-0317
46	おとべ歯科クリニック	020-0403	盛岡市乙部 4 地割 15 番地 2	696-3001
47	小山田歯科医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 8 番 11 号　盛岡駅前ビル 3 階	625-1744
48	開運橋消化器内科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 9 番 3 号　菱和メディカルビル 2 階	613-3336
49	かとう整形外科クリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 8 番 1 号	622-2555
50	かど歯科クリニック	020-0823	盛岡市門一丁目 19 番 17 号	604-2260
51	かなやま内科医院	020-0801	盛岡市浅岸一丁目 12 番 22 号	621-8680
52	金子胃腸科内科	020-0403	盛岡市乙部 13 地割 135 番地 3	696-2012
53	かまた歯科クリニック	020-0004	盛岡市山岸二丁目 16-12	626-1777
54	鎌田内科クリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目 20 番 1 号	636-1725
55	上ノ橋歯科クリニック	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1 番 45 号	622-4348
56	川久保病院	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 30-1	635-1305
57	寛歯科クリニック	020-0023	盛岡市内丸 17 番 38 号	654-3316
58	菅野小児科医院	020-0004	盛岡市山岸二丁目 11-36	622-4448
59	きくち耳鼻咽喉科医院	020-0042	盛岡市新田町 9 番 15 号	654-3387
60	菊池整形外科・形成外科クリニック	020-0875	盛岡市清水町 5 番 22 号	606-5100
61	きたがわ歯科クリニック	020-0062	盛岡市長田町 1-5-102	656-7555

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
62	木のまち歯科矯正歯科医院	020-0022	盛岡市大通三丁目 10-29	626-4618
63	京野アートクリニック盛岡	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 5 号　ﾜｰﾙﾄﾞｲﾝ GEN ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ 3 階	613-4124
64	亀楽町通クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 5 番 19 号	651-1601
65	くどう歯科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 16 番 20 号	648-7171
66	くまがい歯科クリニック	020-0837	盛岡市津志田町二丁目 1 番 70 号	632-1188
67	黒川産婦人科医院	020-0013	盛岡市愛宕町 2-51	651-5066
68	小泉歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目 15 番 26 号	635-2292
69	公益財団法人岩手県対がん協会　いわて健康管理センター	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 17-18	637-2966
70	公園通りクリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6-13　公園通りプラザビル 2 階	625-3008
71	孝仁病院	020-0052	盛岡市中太田泉田 28 番地	656-2888
72	国分通り歯科	020-0121	盛岡市月が丘三丁目 30-20	648-8080
73	国労会館歯科	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 4 番 4 号　国労会館 2 F	653-5228
74	こずかたクリニック	020-0839	盛岡市津志田南三丁目 14-88	637-1112
75	小林歯科医院	020-0024	盛岡市菜園二丁目 7 番 33 号	654-1088
76	小林小児科クリニック	020-0831	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 4	638-0404
77	コバヤシデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 10 番 15 号	604-8848
78	駒ケ嶺リウマチ・整形外科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号　丸善ビル 3 F	622-1121
79	近藤眼科医院	020-0875	盛岡市清水町 4 番 30 号	622-2509
80	菜園皮膚科クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 12 番 18 号　盛岡菜園センタービル 1 階	625-1118
81	西郷歯科医院	020-0833	盛岡市西見前 14 地割 83 番地	638-7711
82	さいとうレディスクリニック	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 3 番 33 号	621-3555
83	ざいもくちょう歯科	020-0063	盛岡市材木町 9 番 1 号	653-2264
84	ささき歯科医院	020-0831	盛岡市三本柳 3 地割 12 番地 7	637-8211
85	ささきデンタルクリニック	020-0013	盛岡市愛宕町 3-25	601-4118
86	さとう胃腸科内科	020-0851	盛岡市向中野一丁目 11 番 25 号	635-0789
87	佐藤健レディースクリニック	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 13-83	658-8222
88	佐藤たもつ歯科医院	020-0866	盛岡市本宮一丁目 24 番 3 号	636-0418
89	佐藤内科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 1 番 24 号　第三菱和ビル 4 階	626-1115
90	さとう歯科クリニック	020-0834	盛岡市永井 20 地割 1-91	637-7373
91	三愛病院	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 29 番 15 号	641-6633
92	三本柳かんのクリニック	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 10 番 5 号	638-7070
93	ししど歯科医院	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 39-1	658-8092
94	島津歯科医院	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 7 番 14 号	651-1531
95	清水町デンタルクリニック	020-0875	盛岡市清水町 4 番 30 号	604-7418
96	社会福祉法人小原慶福会清和荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9-1	624-0533

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
97	循環器内科　金矢クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 7 番 7 号	601-2990
98	障害者・要介護者歯科診療センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 5 番 25 号	621-8020
99	小豆嶋胃腸科内科クリニック	020-0861	盛岡市仙北三丁目 13 番 20 号	636-1503
100	白沢整形外科医院	020-0121	盛岡市月が丘三丁目 40 番 28 号	645-3666
101	じろう歯科クリニック	020-0015	盛岡市開運橋通 1 番 21 号	622-4755
102	白倉歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目 14 番 57 号	656-5218
103	しんたろうクリニック	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 1 号	631-3110
104	鈴木歯科クリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目 7 番 1 号	651-0151
105	すずきひろこ心理療法研究室	020-0024	盛岡市菜園二丁目 7 番 30 号　4 階	621-8071
106	すっきりクリニック高橋耳鼻咽喉科	020-0063	盛岡市材木町 4 番 35 号	606-1800
107	関歯科・口腔医療クリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目 14 番 29 号	606-1236
108	仙北坂歯科クリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目 11 番 16 号	635-1641
109	外川歯科医院	020-0004	盛岡市山岸一丁目 2 番 46 号	653-6480
110	だいこく歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目 11 番 4 号	635-8141
111	たかしクリニック	020-0862	盛岡市東仙北二丁目 4-28	681-6731
112	たかデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目 6 番 26 号　2Ｆ	629-3080
113	たかはし眼科	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬 13-1	656-3366
114	たかはし歯科医院	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 27 番 45 号　エンジェルビル 3・1－Ｂ	643-8880
115	髙松病院	020-0115	盛岡市館向町 4 番 8 号	624-2250
116	たぐち脳神経外科クリニック	020-0015	盛岡市本町通一丁目 4 番 19 号	621-1234
117	田中歯科医院	020-0125	盛岡市上堂一丁目 16 番 27 号	645-2821
118	たにむらクリニック	020-0851	盛岡市向中野二丁目 42-10	601-2990
119	玉田眼科	020-0861	盛岡市仙北二丁目 1 番 9 号	635-8388
120	ちだ内科・外科クリニック	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 60 号	604-3755
121	ちばクリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目 1 番 10 号	605-8300
122	千葉歯科	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 2 番 25 号	653-3321
123	ちば耳鼻咽喉科クリニック	020-0885	盛岡市紺屋町 2-4	623-3387
124	中央通ストレスクリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 10 番 20 号　メイプル中央ビル 2Ｆ	604-4371
125	手代森歯科クリニック	020-0401	盛岡市手代森 7 地割 78 番地 4	675-1133
126	寺島歯科医院	020-0807	盛岡市加賀野一丁目 2 番 61 号	626-5800
127	デンタルオフィスＫ	020-0022	盛岡市大通一丁目 1 番 16 号　岩手教育会館 1F	626-7643
128	デンタルオフィスサンサ	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 17 番 50 号	656-1780
129	天日歯科医院	020-0022	盛岡市大通一丁目 3 番 4 号　4 階	652-2820
130	ＴＣＢ　東京中央美容外科　盛岡院	020-0024	盛岡市菜園一丁目 10-1　パルクアベニューカワトク８階	601-4107
131	東京ノーストクリニック	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 5 番 14 号　メルベイユ盛岡第 6 ビル 4Ｆ	626-3233

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
132	遠山病院	020-0877	盛岡市下ノ橋町 6 番 14 号	651-2111
133	とちない脳神経外科クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 17 番 10 号	637-7000
134	栃内病院	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 15-7	681-3575
135	都南病院	020-0832	盛岡市東見前 6 地割 40-1	638-7311
136	とみさわ甲状腺・乳腺と日帰り手術のクリニック盛岡	020-0024	盛岡市菜園一丁目 5 番 23 号	681-3652
137	内科・訪問診療　夕顔瀬橋クリニック	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 4-32	090-7071-1739
138	なおや脳神経・頭痛クリニック	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬 13-4	656-3708
139	なかつか消化器内科クリニック	020-0052	盛岡市中太田新田 25-270	613-2727
140	ながの脳神経クリニック	020-0835	盛岡市津志田 16 地割 17 番地 2	639-0123
141	長橋皮ふ科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 38 番 7 号	613-2121
142	ながはま歯科医院	020-0062	盛岡市長田町 21 番 43 号	653-8911
143	中村・北條クリニック	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 32 番 15 号	636-3555
144	中村こどもクリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 50 番地 47	648-7711
145	中村歯科医院	020-0861	盛岡市仙北二丁目 10 番 7 号	635-3777
146	中村内科医院	020-0886	盛岡市若園町 2 番 5 号	622-7103
147	なごみ矯正・ﾃﾞﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ	020-0148	盛岡市前潟四丁目 7 番 1 号　ｲｵﾝﾓｰﾙ盛岡 1 階	645-7530
148	なないろのとびら診療所	020-0861	盛岡市仙北二丁目 1 番 20 号	601-3101
149	二宮内科クリニック	020-0013	盛岡市愛宕町 2 番 47 号	621-8181
150	乳腺外科・いしだ外科胃腸科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14 番 9 号	625-8777
151	のむら歯科医院	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番 29 号	675-1188
152	はぎわら歯科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 10 番 7 号	626-3363
153	畑山レディスクリニック	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 69-1	613-7004
154	ぱっちり眼科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1 番 44 号　フェザン盛岡本館 3 階	624-0251
155	歯の松本	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 62 号	625-5772
156	坂東内科クリニック	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目 3 番 17 号	621-7227
157	ひであき歯科	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号　ラオ・エム・コート 1F	656-1632
158	ひろし外科肛門科	020-0024	盛岡市菜園一丁目 3 番 10 号	622-4065
159	ふじむら歯科医院	020-0878	盛岡市肴町 3 番 30 号 102	625-2418
160	船山内科クリニック	020-0877	盛岡市下ノ橋町 4 番 15 号	606-0812
161	細井外科医院	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目 1 番 2 号	624-2715
162	ポラーノ矯正歯科	020-0063	盛岡市材木町 6 番 26 号	654-8040
163	前川歯科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 9 番 15 号　第 3 甚ビル	653-3200
164	前川内科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 9 番 11 号	624-3313
165	前多小児科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号　丸善ビル 5F	601-7478
166	前東歯科医院	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 6 番 6 号	623-4400

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
167	まさと脳神経内科クリニック	020-0851	盛岡市向中野五丁目 18-30	601-5800
168	松嶋歯科医院	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 8 号	634-0488
169	松舘歯科医院	020-0051	盛岡市下太田沢田 68 番地 2	659-2566
170	松本陽子デンタルクリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目 43 番 11 号	656-4618
171	MAMO IMPLANT CLINIC MALIOS	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号　マリオス 15 階	681-8861
172	マリオス小林内科クリニック	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号　11Ｆ	621-5222
173	みか美容クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 9 番 3 号　菱和開運メディカルビル 3 階	624-4843
174	みきデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目 11 番 16 号	622-4238
175	三島歯科医院	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 6 番 1 号	637-6565
176	三島内科医院	020-0885	盛岡市紺屋町 1 番 34 号	653-4511
177	水沼内科循環器クリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 11 番 12 号	604-8002
178	みやた整形外科医院	020-0125	盛岡市上堂二丁目 4 番 12 号	656-6350
179	みやのデンタルオフィス	020-0141	盛岡市中屋敷町 7 番 17 号	643-5773
180	みやもと内科クリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 101 番地 4	601-3810
181	見前歯科クリニック	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 4 番地 4	637-8803
182	見前ファミリークリニック	020-0831	盛岡市三本柳 12 地割 20 番地 1	632-6300
183	向井田歯科医院	020-0064	盛岡市梨木町 11 番 1 号	606-8181
184	村田小児科医院	020-0885	盛岡市紺屋町 3 番 4 号	622-7132
185	むろおか骨粗鬆症・整形外科クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 11 番 1 号　エスビル菜園 4 階	613-2760
186	恵皮膚科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 16 号　3 階	624-6200
187	メディケアプラザ中央通りクリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目 16 番 23 号	654-3782
188	本宮Ｃクリニック	020-0851	盛岡市向中野三丁目 10 番 3 号	631-2381
189	本宮歯科	020-0866	盛岡市本宮四丁目 2 番 10 号	635-2464
190	盛岡 KT 歯科・矯正歯科	020-0022	盛岡市大通一丁目 7-6　PRENDRE THREE 201	601-3325
191	盛岡駅前おおば脳神経内科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 13 番 8 号	626-4141
192	盛岡健康推進センター	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1-41	622-6660
193	もりおか静眠堂医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 5 号佐川ビル 2 階	604-3377
194	盛岡赤十字病院	020-8560	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1	637-3111
195	盛岡タウン形成外科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 5 号　ﾜｰﾙﾄﾞｲﾝ GEN ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ 3 階	653-8611
196	盛岡ツイン歯科クリニック	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 1 番 31 号	638-3800
197	盛岡デンタルケアクリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6 番 13 号	658-8730
198	盛岡となん歯科・こども矯正歯科	020-0831	盛岡市三本柳 7 地割 13 番地 8	638-8680
199	盛岡美容外科	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 13-8　鳴海ビル 2F	656-0980
200	盛岡ふじさわ整形外科クリニック	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9-13	613-5274
201	森眼科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 10 番 22 号	604-1150

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
202	もりた整形外科	020-0004	盛岡市山岸一丁目 3 番 8 号	652-5858
203	杜のこどもクリニック	020-0851	盛岡市向中野三丁目 10 番 6 号	631-1160
204	やすの矯正歯科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14 番 9 号	622-3877
205	やまだ胃腸内科クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目 18 番 31 号	614-0180
206	山田クリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目 13 番 8 号	654-3788
207	ゆい内科呼吸器科クリニック	020-0851	盛岡市向中野二丁目 54 番 18 号	631-1159
208	ゆうがおせ歯科医院	020-0063	盛岡市材木町 8 番 21 号　グリーンキャピタル材木町第 31F	652-0806
209	夕顔瀬内科産婦人科医院	020-0064	盛岡市梨木町 6 番 12 号	622-6519
210	ゆうデンタルケア	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 1 番 1 号	613-9871
211	横沢歯科医院	020-0021	盛岡市中央通二丁目 8 番 21 号	652-1157
212	よしだクリニック	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 30 番 50 号	635-8341
213	吉田歯科クリニック	020-0065	盛岡市西下台町 18 番 27 号	622-0652
214	吉田耳鼻咽喉科医院	020-0866	盛岡市本宮二丁目 39 番 1 号	636-1187
215	吉田消化器科内科	020-0832	盛岡市東見前 8 地割 20 番地 16	632-4600
216	吉田小児科	020-0064	盛岡市梨木町 2 番 13 号	652-1861
217	米内歯科医院	020-0831	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 2	637-2035
218	りょうわ歯科	020-0063	盛岡市材木町 6 番 2 号	653-3636
219	わたなべおしりのクリニック	020-0866	盛岡市本宮五丁目 1 番 3 号	658-1003
220	渡辺耳鼻咽喉科アレルギー科	020-0831	盛岡市三本柳 9 地割 31 番地 6	638-3387

【保育園・児童施設】（五十音順）

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	あおいとり幼児園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 20 番 15 号	080-0800-3192
2	青空こども園	020-0866	盛岡市平賀新田字高柳 2-4	648-1900
3	あさひ学童保育クラブ	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 23-1	643-1551
4	あさひ保育園	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 23-1	643-1551
5	あまね保育園	020-0066	盛岡市上田一丁目 18-41	613-2380
6	いちご保育園	020-0866	盛岡市本宮 3-15-22	656-5500
7	いちごみるく保育園	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9-38	656-8331
8	岩手医科大学附属病院なかよし保育園	020-0015	盛岡市本町通三丁目 16 番 1 号	626-5840
9	岩手県庁内保育施設うちまる保育園	020-0023	盛岡市内丸 11-1	601-6126
10	岩手大学・岩手銀行保育所（がんちゃんすくすく保育園）	020-0066	盛岡市上田三丁目 18-14	601-3822
11	エトワール保育園	020-0866	盛岡市本宮一丁目 15 番 2 号	636-3050
12	MH ナーサリー	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 8-12	604-6776
13	おおぞら村一番地こども園	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17-60	613-3344

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
14	おおぞら村きっずはーと	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17-50	681-6520
15	大宮よつば学童クラブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目 17-20	601-5571
16	乙部保育園	020-0403	盛岡市乙部 29-67-2	696-2662
17	おひさま保育園	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 32-1	635-5300
18	おべんとうばこ	020-0866	盛岡市本宮二丁目 20-16	080-3330-0306
19	学童保育クラブ MJ ひのき子供会	020-0817	盛岡市東中野字見石 55	652-3861
20	学童保育クラブ MJ ひのき子供会なかのクラブ	020-0818	盛岡市東中野字見石 55	652-3861
21	河北児童センター	020-0065	盛岡市西下台町 10-46	654-2860
22	上堂ホサナ保育園	020-0125	盛岡市上堂一丁目 4-10	656-0235
23	川目児童センター簗川分室	020-0812	盛岡市川目第 10 地割 78-1	622-0742
24	キズナシッター	020-0003	盛岡市下米内二丁目 15-25	090-1496-0277
25	kids room　honey bee	020-0878	盛岡市肴町 3-3-103	090-2845-8210
26	キンダーホーム	020-0875	盛岡市清水町 7-51	623-7728
27	くりやがわ保育園	020-0042	盛岡市新田町 9-33	625-2676
28	くるみ子ども会	020-0063	盛岡市材木町 7-42	652-5195
29	KSK つしだ学童クラブ	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 5-15	681-1358
30	KSK つしだ学童クラブ第二	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 5-15	681-8644
31	こずかた学童クラブ	020-0878	盛岡市内丸 1-2	622-7087
32	こどものいえ本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 18 番 8 号	681-4700
33	こばと保育園	020-0851	盛岡市向中野二丁目 10-12	613-2205
34	桜城児童センター	020-0022	盛岡市大通三丁目 8-18	653-6211
35	さくら保育園	020-0834	盛岡市永井 23-7-1	681-4154
36	さっこらくらぶ	020-0127	盛岡市前九年一丁目 1 番 11 号	646-7999
37	サンガキッズ津志田	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 6-5	681-7906
38	下太田保育園	020-0051	盛岡市下太田榊 14-21	658-0078
39	下田保育園	028-4134	盛岡市下田字下田 31	683-1888
40	聖光こども園	020-0062	盛岡市長田町 17-8	622-6518
41	城西児童センター	020-0141	盛岡市中屋敷町 1-57	646-5408
42	水道橋くるみ幼稚園	020-0801	盛岡市浅岸字橋場 9-1	623-1840
43	水道橋くるみ幼稚園　保育部	020-0801	盛岡市浅岸字橋場 9-1	623-1840
44	ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園盛岡園	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9-14	601-6262
45	スコーレ第一学童クラブ	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	681-0840
46	スコーレ第二学童クラブ	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	681-0840
47	青雲荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 8 番 33 号	653-3947
48	仙北学童保育クラブ	020-0861	盛岡市仙北二丁目 11-36ＳＡＫＵＲＡビル 1 階	656-0736

番号	施設名	郵便番号	所在地	
49	仙北児童センター	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 6-27	635-1190
50	仙北保育園	020-0861	盛岡市仙北二丁目 11-26	636-1347
51	第２くるみ子ども会	020-0063	盛岡市材木町 7-42	652-5195
52	第２こずかた学童クラブ	020-0878	盛岡市内丸 1-2	622-7087
53	大慈寺児童センター	020-0822	盛岡市茶畑二丁目 16-20	623-0218
54	台太郎こども園	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 36-10	636-1587
55	託児所　あすてっぷ！	020-0866	盛岡市本宮二丁目 31-2	090-2977-8411
56	託児所ありすっ	020-0137	盛岡市天昌寺町 1 番 31 号	613-5088
57	津志田こども園	020-0831	盛岡市三本柳 4-16-1	638-1619
58	津志田児童センター	020-0835	盛岡市津志田中央二丁目 11-1	637-3955
59	津志田つばさ園	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 19-58	656-6252
60	津志田保育園子育て支援センター	020-0831	盛岡市三本柳 4 地割 16-1	656-9134
61	手代森児童センター	020-0402	盛岡市黒川 6 地割 12-1	696-3977
62	手代森保育園	020-0401	盛岡市手代森 22-49-1	696-2608
63	といろ保育園	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 51 番 2 号	601-3315
64	都南こども園	020-2831	盛岡市三本柳 22-39-3	637-0740
65	都南幼稚園	020-0831	盛岡市三本柳 20-109	638-8510
66	都南幼稚園　とことこ園	020-0831	盛岡市三本柳 20-109	638-8510
67	杜陵児童センター	020-0875	盛岡市清水町 13-34	623-0465
68	とりょう保育園	020-0878	盛岡市肴町 2-8	624-4103
69	とりょう保育園子育て支援センター	020-0878	盛岡市肴町 2-8	651-8580
70	どんぐりの森保育園	020-0866	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	636-0317
71	どんぐり保育園	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 3-52	635-1385
72	なかのこども園	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 13-35	624-0351
73	なかのこども園子育て支援センター	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 13-35	681-0811
74	なでしここども園	020-0125	盛岡市上堂一丁目 10-23	648-6222
75	仁王学童育成クラブ　輝き	020-0015	盛岡市本町通二丁目 18-1	654-4611
76	仁王学童育成クラブ　にこにこ	020-0015	盛岡市本町通二丁目 18-1	654-4611
77	ニチイキッズ仙北町駅保育園	020-0861	盛岡市仙北二丁目 1-52	656-4588
78	ニチイキッズ盛岡もとみや保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 3 番 5 号	631-2050
79	日赤岩手乳児院	020-0831	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 10	614-0821
80	のぞみ学童保育クラブ	020-0115	盛岡市館向町 19-9	601-3522
81	ののはな保育園	020-0831	盛岡市三本柳 7 地割 19 番地 36	613-3164
82	ピーターパン盛岡津志田園	020-0838	盛岡市津志田中央 3-15-15	681-3128
83	東仙北あじさい学童保育クラブ	020-0864	盛岡市西仙北二丁目 2-26	635-3197

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
84	東見前保育園	020-0832	盛岡市東見前 5-102	638-8125
85	放課後児童クラブおおぞら村第１	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17 番 62 号	613-3711
86	放課後児童クラブおおぞら村第２	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17 番 62 号	613-3711
87	ぽかぽか保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 17 番 29 号	631-3500
88	ぽっぽランドもりおか	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1 番 41 号	625-5027
89	前潟保育園	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 55	601-1788
90	前潟保育園子育て支援センター	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 55	601-1790
91	巻堀児童館	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 101-1	682-0228
92	まちのあそびの園	020-0063	盛岡市材木町 9 番 8 号	656-1961
93	南仙北保育園	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 6-3	635-0111
94	みらい KIDS 盛岡駅前保育園わらしこハウス	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 13-17	653-8030
95	見前児童センター	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 25-3	639-0350
96	見前保育園	020-0831	盛岡市三本柳 10-4-2	638-0559
97	めばえ保育園	020-0831	盛岡市三本柳 3 地割 11 番地 9	681-9591
98	本宮学童保育クラブ	020-0866	盛岡市本宮二丁目 26-6	635-2410
99	本宮児童センター	020-0866	盛岡市本宮四丁目 38 番 26 号	635-4595
100	本宮保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 38-10	636-1446
101	盛医ひまわり保育園	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 5 番 20 号	601-2166
102	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ盛南校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 3-25	681-0773
103	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ中央校	020-0021	盛岡市中央通三丁目 7-18-1F	623-1575
104	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ中央校　第２	020-0021	盛岡市中央通三丁目 7-18-1F	623-1575
105	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ前潟校	020-0148	盛岡市前潟一丁目 5-31	641-5822
106	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ向中野校　第１	020-0851	盛岡市向中野二丁目 39-6	601-6099
107	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ向中野校　第２	020-0851	盛岡市向中野二丁目 39-6	601-6099
108	モリオカえほんの森保育園	020-0866	盛岡市本宮字荒屋 101	656-9791
109	盛岡赤十字病院わんぱく保育園	020-0831	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1	637-3111
110	盛岡幼稚園	020-0021	盛岡市中央通 1-6-47	622-2301
111	山岸学童クラブ	020-0004	盛岡市山岸二丁目 6-4	651-0423
112	山岸こども園	020-0004	盛岡市山岸二丁目 5-4	623-6976
113	山岸児童センター	020-0003	盛岡市下米内一丁目 3-18	625-3601
114	やよい Kids ランド	020-0024	盛岡市菜園二丁目 4-19	601-5587
115	よつばこども園	020-0866	盛岡市本宮一丁目 17-18	636-1100

【幼稚園・学校】（五十音順）

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	岩手高等学校	020-0062	盛岡市長田町 7-60	624-4445
2	岩手女子高等学校	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目 5-34	623-6467
3	岩手大学附属特別支援学校	020-0807	盛岡市東安庭三丁目 4-20	622-4691
4	岩手中学校	020-0062	盛岡市長田町 7-60	624-4445
5	乙部中学校	020-0402	盛岡市黒川 21 地割 51	696-2611
6	河北小学校	020-0062	盛岡市長田町 16-1	623-9244
7	厨川小学校	020-0127	盛岡市前九年一丁目 2-1	647-0110
8	桜城小学校	020-0022	盛岡市大通三丁目 8-1	653-5758
9	渋民中学校	028-4134	盛岡市下田字下田 106	683-2150
10	下橋中学校	020-0876	盛岡市馬場町 1-1	623-4337
11	城西中学校	020-0044	盛岡市城西町 4-1	623-9275
12	スコーレ幼稚園	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-2	636-0829
13	仙北小学校	020-0861	盛岡市仙北二丁目 19-1	636-0728
14	仙北中学校	020-0861	盛岡市仙北三丁目 18-1	636-0575
15	仙北町幼稚園	020-0861	盛岡市仙北三丁目 7-14	636-0285
16	大慈寺小学校	020-0828	盛岡市大慈寺町 6-47	623-6231
17	杜陵小学校	020-0878	盛岡市肴町 1-6	623-1338
18	仁王幼稚園	020-0021	盛岡市中央通三丁目 14-14	622-3658
19	巻堀小学校	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 12-1	682-0303
20	みなみ幼稚園	020-0846	盛岡市流通センター北一丁目 6-5	637-2191
21	見前南小学校	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 167	638-2500
22	向中野小学校	020-0851	盛岡市向中野二丁目 39-27	635-8510
23	本宮小学校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 25-1	636-0249
24	盛岡商業高等学校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 35-1	636-1026
25	盛岡スコーレ高等学校	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	636-0827
26	盛岡第四高等学校	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 17-1	636-0742
27	山岸小学校	020-0004	盛岡市山岸二丁目 13-1	623-2275

【老人福祉施設】（五十音順）

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	アースサポート盛岡南	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 4 番 16 号	656-4900
2	愛ケアセンターデイサービスまごころ	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 76 番地	681-3285
3	あお空高齢者専用賃貸住宅手代森	020-0401	盛岡市手代森第 14 地割 16-455	696-1270
4	あお空小規模多機能センター手代森	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 455	696-1270

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
5	あおぞらデイサービス	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 15 番 37 号	631-2011
6	あじさい苑	020-0125	盛岡市上堂三丁目 15 番 7 号	648-7300
7	あじさいの家箱清水	020-0116	盛岡市箱清水一丁目 18 番 27 号	662-5862
8	愛宕山老人福祉センター	020-0014	盛岡市愛宕町 14 番 1 号	624-2208
9	あったかいごグループホーム東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 70 号	604-3355
10	あったかいごデイサービス東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 68 号	604-6622
11	あったかいごデイサービスみこだ	020-0826	盛岡市神子田町 16 番 38 号	604-7735
12	あったかいごレジデンス東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 68 号	604-6622
13	あっとほーむだんらん	020-0831	盛岡市三本柳 13 地割 39 番地 4	656-8051
14	アルテプラド向中野	020-0851	盛岡市向中野四丁目 24 番 56 号	656-5620
15	あるぷすの家	020-0101	盛岡市岩脇町 19 番 31 号	664-0122
16	医心館盛岡Ⅲ号館	020-0051	盛岡市下太田沢田 68 番地 30	613-5777
17	医療法人三船内科　ケアコミュニティ　デイ天昌寺町	020-0137	盛岡市天昌寺町 9 番 9 号	601-7541
18	岩手高齢協ほっと南仙北	020-0863	盛岡市南仙北二丁目 3 番 37 号	601-8166
19	エイジングハウスこずかたの家	020-0051	盛岡市下太田沢田 23 番地 2	656-2622
20	エイジングハウスこずかたの郷	020-0051	盛岡市下太田沢田 23-3	601-5564
21	エイジングホーム健寿庵	020-0051	盛岡市下太田沢田 22-15	656-7771
22	ＡＤＬ向上センター	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 207-3	613-4777
23	乙部老人福祉センター	020-0403	盛岡市乙部 28 地割 34 番地 5	696-1125
24	介護医療院　おいかわ内科クリニック	020-0066	盛岡市上田一丁目 18 番 46 号	623-3961
25	介護医療院　とおやま	020-0877	盛岡市下ノ橋町 6 番 14 号	651-2111
26	介護付き有料老人ホーム　ホープタウン輪っか	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 2 番 51 号	656-7530
27	介護付き有料老人ホーム「百万石」	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9 番 2 号	631-1396
28	介護付有料老人ホームあおぞら	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 15 番 37 号	631-2011
29	介護療養型老人保健施設圭友	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 19 番 1 号	638-7775
30	介護老人保健施設イーハトーブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	636-2626
31	加賀野の森	020-0807	盛岡市加賀野一丁目 2 番 35 号	681-3212
32	看護小規模多機能型居宅介護　にじの家	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	635-6820
33	機能訓練センター加賀野	020-0807	盛岡市加賀野一丁目 2 番 35 号	681-3213
34	希望の里短期入所センター	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	696-4000
35	希望の里デイサービスセンター	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	696-4000
36	グループホームあったかいご神子田ﾏﾙｼｪ	020-0826	盛岡市神子田町 6 番 12 号	681-1761
37	グループホームあやめ	020-0826	盛岡市神子田町 8 番 27 号	656-7473
38	グループホーム絆	020-0861	盛岡市仙北三丁目 14 番 41 号	634-0433
39	グループホームサンパーク笑う門	020-0823	盛岡市門一丁目 15 番 27 号	604-9772

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
40	グループホームたんぽぽ	020-0142	盛岡市稲荷町 2 番 5 号	646-0522
41	グループホーム都南太陽荘	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目 3 番 20 号	639-7140
42	グループホームなの花	020-0861	盛岡市仙北二丁目 4 番 2 号	656-8755
43	グループホームみんなのいえ	020-0851	盛岡市向中野二丁目 55 番 6 号	631-3741
44	グループホームやちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目３番 16 号	019-651-3241
45	グループホームやまぶき	020-0064	盛岡市梨木町 5 番 55 号	658-9112
46	くるみホーム南大通	020-0874	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	652-3240
47	ケアヴィレッジよろこび	020-0831	盛岡市三本柳 2 地割 32-1	681-8071
48	ケイジングホーム健寿庵	020-0051	盛岡市下太田沢田 22 番地 15 号	656-7771
49	ゲッツリハビリデイサービス	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 13 番 16 号	613-5631
50	GENKINEXT 盛岡本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 34 番 8 号	681-3152
51	コスモハイツ・夕顔瀬	020-0031	盛岡市北夕顔瀬町 3 番 1 号	681-3282
40	グループホームたんぽぽ	020-0142	盛岡市稲荷町 2 番 5 号	646-0522
41	グループホーム都南太陽荘	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目 3 番 20 号	639-7140
42	グループホームなの花	020-0861	盛岡市仙北二丁目 4 番 2 号	656-8755
43	グループホームみんなのいえ	020-0851	盛岡市向中野二丁目 55 番 6 号	631-3741
44	グループホームやちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目３番 16 号	019-651-3241
45	グループホームやまぶき	020-0064	盛岡市梨木町 5 番 55 号	658-9112
46	くるみホーム南大通	020-0874	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	652-3240
47	ケアヴィレッジよろこび	020-0831	盛岡市三本柳 2 地割 32-1	681-8071
48	ケイジングホーム健寿庵	020-0051	盛岡市下太田沢田 22 番地 15 号	656-7771
49	ゲッツリハビリデイサービス	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 13 番 16 号	613-5631
50	GENKINEXT 盛岡本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 34 番 8 号	681-3152
51	コスモハイツ・夕顔瀬	020-0031	盛岡市北夕顔瀬町 3 番 1 号	681-3282
52	コスモハイツ八番地	020-0835	盛岡市津志田西一丁目 17 番 55 号	601-8026
53	サービス付き高齢者向け住宅　優久苑	020-0147	盛岡市大館町 26 番 7 号	646-1122
54	サービス付き高齢者向け住宅グレイス明治橋	020-0874	盛岡市南大通三丁目 7 番 10 号	652-4711
55	サービス付き高齢者向け住宅みなみ風	020-0874	盛岡市向中野七丁目 4 番 16 号	601-5620
56	在宅総合センターひだまりデイサービス	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	635-1302
57	桜城老人福祉センター	020-0022	盛岡市大通三丁目 8-18	653-6211
58	茶話本舗デイサービス西下台之家	020-0065	盛岡市西下台町 10 番 40 号	681-2230
59	サンパーク笑う門デイサービスセンター	020-0823	盛岡市門一丁目 15 番 10 号	604-7780
60	シーキューブ	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 65 番地 1	601-2310
61	指定短期入所生活介護事業所コアトレース厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目 7 番 20 号	648-0841
62	シニアパンション盛岡・城西	020-0042	盛岡市新田町 8 番 8 号	624-8002

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
63	住宅型有料老人ホーム「星めぐりの郷」	020-0866	盛岡市本宮一丁目 6 番 48 号	635-6200
64	住宅型有料老人ホーム・セカンドきらら	020-0116	盛岡市箱清水一丁目 18 番 7 号	656-7317
65	住宅型有料老人ホーム愛語・山岸	020-0004	盛岡市山岸一丁目 6 番 20 号	613-9998
66	住宅型有料老人ホームえくぼ	020-0831	盛岡市三本柳 12 地割 18 番地 62	656-9021
67	住宅型有料老人ホームカノンガーデン	020-0062	盛岡市長田町 2 番 26 号	604-8781
68	住宅型有料老人ホーム絆	020-0862	盛岡市東仙北二丁目 4 番 26 号	601-8351
69	住宅型有料老人ホーム心愛（こあ）	020-0863	盛岡市南仙北二丁目 25 番 25 号	656-5515
70	住宅型有料老人ホーム暖の都	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 95 番地 1	613-4261
71	住宅型有料老人ホーム中央通ななかまど	020-0021	盛岡市中央通二丁目 5 番 5 号	624-0165
72	住宅型有料老人ホームななかまど津志田	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 6 番 15 号	601-3535
73	住宅型有料老人ホーム結の家本宮	020-0051	盛岡市下太田下川原 57 番地 6	656-3500
74	住宅型有料老人ホーム明来日	020-0042	盛岡市新田町 10 番 8 号	601-7652
75	小規模多機能型「なごみ館」向中野	020-0851	盛岡市向中野五丁目 23 番 27 号	635-5012
76	小規模多機能型居宅介護あい長橋町	020-0146	盛岡市長橋町 17 番 35 号	601-5521
77	小規模多機能型居宅介護事業所かまどっこ	020-0866	盛岡市本宮六丁目 2 番 18 号	631-3897
78	小規模多機能ホームやちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目 3 番 13 号	648-5553
79	ショートステイ仙北	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 7 番 8 号	601-5997
80	生活支援下宿さくら館長橋	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 47 号	681-3608
81	盛南デイサービス	020-0851	盛岡市向中野七丁目 4 番 16 号	601-5650
82	清和荘指定特定施設入居者生活介護事業所	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9 番 1 号	624-0533
83	仙北老人福祉センター	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 6-27	635-1190
84	SOMPO ケア盛岡清水デイサービス	020-0875	盛岡市清水町 14 番 17 号　中圭ビル 1 階	626-0611
85	SOMPO ケア盛岡本町デイサービス	020-0015	盛岡市本町通三丁目 20 番 25 号　パークハイツ本町 1 階	604-6699
86	大慈寺老人福祉センター	020-0822	盛岡市茶畑二丁目 16-20	623-0218
87	地域密着型通所介護となんの郷	020-0831	盛岡市三本柳 10 地割 17 番地 51	681-6872
88	通所介護事業所　ななかまど津志田	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 6 番 15 号	601-3535
89	ツクイ盛岡津志田	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 26 番 60 号	614-0775
90	津志田老人福祉センター	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 16 番 90 号	637-8221
91	デイサービス・セカンドきらら	020-0116	盛岡市箱清水一丁目 18 番 7 号	656-7317
92	デイサービス愛語・山岸	020-0004	盛岡市山岸一丁目 6 番 20 号	601-9899
93	デイサービス縁（ゆかり）	020-0125	盛岡市上堂一丁目 17 番 53 号	601-5563
94	デイサービスカノン	020-0062	盛岡市長田町 2 番 26 号	622-7773
95	デイサービス絆	020-0862	盛岡市東仙北二丁目 4 番 26 号	601-8311
96	デイサービスくるみ愛宕	020-0013	盛岡市愛宕町 12 番 10 号	623-2111
97	デイサービスくるみの家	020-0125	盛岡市上堂一丁目 3 番 40 号	643-1800

番号	施　設　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
98	デイサービス高原列車２両目	020-0866	盛岡市本宮二丁目 2 番 28 号	613-3135
99	デイサービスこずかたの家	020-0051	盛岡市下太田沢田 23 番地 2	656-2622
100	デイサービスこずかたの郷	020-0051	盛岡市下太田沢田 23 番地 3	656-2611
101	デイサービスセンターどんぐり山	020-0125	盛岡市上堂三丁目 12 番 20 号	641-4804
102	デイサービスセンター百万石本宮２号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 15 番 26 号	613-3265
103	デイサービスセンターモーモー	020-0851	盛岡市向中野五丁目 3 番 37 号	631-2663
104	デイサービスセンターリハコートみるまえ	020-0833	盛岡市西見前 14 地割 113 番地 1	601-4825
105	デイサービスそら	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 9 番 32 号	613-5300
106	デイサービス太陽	020-0041	盛岡市境田町 10 番 65 号	613-9355
107	デイサービス暖の都	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 95 番地 1	613-4262
108	デイサービスまったり	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 95 番地 1	019-613-4263
109	デイサービス明来日	020-0042	盛岡市新田町 10 番 8 号	601-7652
110	デイサービスよろこび	020-0831	盛岡市三本柳 2 地割 32 番地 1	681-8071
111	デイどんとはれ	020-0827	盛岡市鉈屋町 5 番 21 号	605-8360
112	遠山病院通所リハビリテーション鷹匠小路	020-0877	盛岡市下ノ橋町 7 番 31 号	601-5656
113	特別養護老人ホームおでんせ本宮指定短期入所生活介護事業所	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬 20 番地 1	656-3011
114	特別養護老人ホームおでんせ本宮	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬 20 番地 1	656-3011
115	特別養護老人ホーム希望の里	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	696-4000
116	特別養護老人ホームコアトレース厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目 7 番 20 号	648-0841
117	特別養護老人ホームはなみずき	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 5 番 58 号	631-1770
118	中屋敷ケアセンターそよ風	020-0141	盛岡市中屋敷町 6 番 17 号	648-6330
119	ななかまど通所介護事業所	020-0021	盛岡市中央通二丁目 5 番 5 号	624-0165
120	ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3-18　　3 階, 4 階, 5 階, 6 階	625-2001
121	ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号　2 階	625-2001
122	ふれあいサロン茶愛	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 9 番地 79	613-6320
123	PLAYERS デイサービス	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6 番 13 号公園通りプラザビル 3 階	604-6101
124	ホープタウン輪っか	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 2 番 51 号	656-7530
125	めだかの家	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 76 番地 1	656-9316
126	めだかの家Ⅱ	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 65-1	613-2813
127	めだかの家本館	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13-1	675-1199
128	めだかのデイ２号館	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 76 番地 1	656-9316
129	めだかのデイ３号館	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 65 番地 1	613-2813
130	めだかのデイサービス	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13-1	675-1199
131	メディケアプラザ中央通りショートステイ	020-0021	盛岡市中央通三丁目 16 番 23 号	654-3782
132	メディコート安倍館　通所介護事業所	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 30 号	658-9081

番号	施　設　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
133	本宮老人福祉センター	020-0866	盛岡市本宮四丁目 38 番 26 号	635-4595
134	盛岡ケアセンターそよ風	020-0851	盛岡市向中野四丁目 35 番 22 号	631-2075
135	盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口老人デイサービスセンター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目 2 番 2 号	653-3011
136	盛岡市立世代交流センター	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 25-3	639-0350
137	やさしい手シニアリビングやさしえ盛岡津志田	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 9 番地 10	656-5678
138	やちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目 3-16	648-5500
139	やちだもの家青山駅前デイサービス	020-0125	盛岡市上堂二丁目 3 番 13 号	648-5554
140	築川老人福祉センター	020-0812	盛岡市川目第 10 地割 78-1	622-0742
141	山岸老人福祉センター	020-0003	盛岡市下米内一丁目 3-18	625-3601
142	有料老人ホーム「なごみ館」向中野	020-0851	盛岡市向中野五丁目 23 番 27 号	635-5012
143	有料老人ホーム「百万石」本宮Ⅱ号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 15 番 26 号	635-9577
144	有料老人ホーム「百万石」本宮Ⅲ号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9 番 22 号	635-6332
145	有料老人ホーム愛ケアセンター西見前	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 76 番地	681-3285
146	有料老人ホーム愛ケアセンター東見前	020-0832	盛岡市東見前 8 地割 25 番 1 号	681-3456
147	有料老人ホーム愛ケアセンター盛岡	020-0833	盛岡市西見前 12 地割 7 番地 3	681-7842
148	有料老人ホームあおぞら	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 15 番 37 号	631-2011
149	有料老人ホームいどころ見前	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 85-2	613-3207
150	有料老人ホームくるみホーム愛宕	020-0013	盛岡市愛宕町 12 番 10 号	623-2111
151	有料老人ホームくるみホーム上堂	020-0125	盛岡市上堂一丁目 3-40	643-1800
152	有料老人ホーム香寿の森	020-0833	盛岡市西見前 12 地割 149 番地 6	681-1305
153	有料老人ホームサンパーク笑う門	020-0823	盛岡市門一丁目 15 番 10 号	604-7780
154	有料老人ホームそら	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 9 番 32 号	613-5300
155	有料老人ホームメディコート安倍館	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 30 号	658-9081
156	有料老人ホームメディコート安倍館２号館	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 29 号	601-5867
157	有料老人ホームメルシー前潟	020-0148	盛岡市前潟一丁目 7 番 16 号	613-7466
158	有料老人ホームモーモー	020-0851	盛岡市向中野五丁目 3 番 37 号	631-2663
159	有料老人ホーム和招縁	020-0125	盛岡市上堂一丁目 17 番 53 号	601-5564
160	暘賀の森	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 209 番地 1	613-4711
161	養護老人ホーム清和荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9 番 1 号	624-0533
162	養護老人ホーム清和荘短期入所生活介護事業所	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9 番 1 号	624-0533
163	レッツ倶楽部盛岡	020-0127	盛岡市前九年二丁目 1 番 12 号	613-5385
164	老人保健施設銀楊	020-0866	盛岡市本宮二丁目 20 番 10 号	634-1800
165	和音デイサービス手代森	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 122	613-7588

【障がい福祉施設】（法人名称を除く五十音順）

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	アースリーホーム仙北	020-0861	盛岡市仙北二丁目 17 番 30 号如月荘	070-2029-0284
2	アーバンフラット ST	020-0875	盛岡市清水町 4 番 25 号	601-8202
3	アイエスエフネットジョイ　盛岡事業所	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 18 号ラヴィ 4 階	604-7132
4	アイエスエフネットベネフィット盛岡事業所	020-0026	盛岡市開運橋通 5 番 6 号　第五菱和ビル 3 階 3-B	613-3543
5	アヴァンツァーレスポーツもりおか	020-0866	盛岡市本宮一丁目 18 番 14 号	613-8835
6	アザリア	020-0111	盛岡市黒石野三丁目 19 番 23 号	601-7320
7	あそしえ盛岡	020-0864	盛岡市西仙北一丁目８番 12 号　こまがたハートタウンＡ	656-0750
8	Ambi デイ教室	020-0887	盛岡市上ノ橋町 2 番 2 号	681-2605
9	Ambi デイ教室（加賀野教室）	020-0807	盛岡市加賀野一丁目 2 番 54 号	681-2661
10	Ambi デイ教室（仙北駅前教室）	020-0861	盛岡市仙北二丁目 2 番 25 号	613-6363
11	Ambi デイ教室（仙北教室）	020-0861	盛岡市仙北二丁目 13 番 16 号	601-3882
12	Ambi デイ教室（仙北第二教室）	020-0861	盛岡市仙北二丁目 13 番 16 号　オガサワラビル 3 階	601-3883
13	いくはぴ　都南教室	020-0831	盛岡市三本柳 5 地割 31 番地 1	090-7335-0077
14	いこいの里「ふる里」	020-0141	盛岡市中屋敷町 6 番 25 号	647-7010
15	一般財団法人青い鳥コーセイ工場	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 40 号	646-4938
16	一般社団法人ドリームファーム（A 型）	020-0403	盛岡市乙部 29 地割 43 番地	601-6315
17	一般社団法人ドリームファーム（B 型）	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 72 番地 1	601-6315
18	一般社団法人夢現舎ほのぼのホーム	020-0403	盛岡市乙部 29 地割 74 番地 13	601-7557
19	いるかデイ仙北（生活介護）	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 6 番 27 号	635-3351
20	いるかデイ仙北（放課後デイ、多機能）	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 6 番 27 号	635-3351
21	いるかデイ中屋敷	020-0141	盛岡市中屋敷町 1 番 78 号	613-3612
22	いるかデイ東見前	020-0832	盛岡市東見前 6 地割 77 番地 5	681-6040
23	岩手マッサージセンター（基準該当）	020-0015	盛岡市本町通三丁目 6 番 20 号	652-7787
24	ウエストハウス	020-0065	盛岡市西下台町 9 番 12 号	646-6196
25	運動療育型児童デイサービス CREDO 本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 51 番 58 号	681-4464
26	OHANA	020-0051	盛岡市下太田榊 48 番地 21	681-6581
27	オリザ	020-0125	盛岡市上堂一丁目 16 番 15 号	643-9135
28	オリザ（ゴーシュ）	020-0127	盛岡市前九年三丁目 1 番 9 号	645-5337
29	風	020-0861	盛岡市仙北二丁目 12 番 32 号	613-4188
30	カラフル（短期入所）	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
31	カラフル（放課後等デイ）	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
32	かるがもの家	020-0003	盛岡市下米内一丁目 17 番 4 号	661-3130
33	かるがもの家水道橋 1	020-0003	盛岡市浅岸字橋場 22 番 4 号リバーコート水道橋 101 号	－
34	かるがもの家水道橋 2	020-0003	盛岡市浅岸字橋場 22 番 4 号リバーコート水道橋 106 号	－

番号	施　設　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
35	キックオフ三本柳	020-0831	盛岡市三本柳 1 地割 11 番 2 号	080-8215-3623
36	キックオフ仙北	020-0834	盛岡市仙北三丁目 12 番 20 号	636-2266
37	キックオフ天昌寺	020-0137	盛岡市天昌寺町 1 番 31 号	646-5963
38	共同生活援助事業所アイランド（リバービレッジ）	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 12 番 1 号	654-4560
39	共同生活援助事業所きらり・グランツ仙北	020-0861	盛岡市仙北三丁目 9 番 8 号	681-3504
40	共同生活援助事業所きらり・グランツ仙北 2 号館	020-0866	盛岡市仙北三丁目 9 番 7 号	681-3504
41	共同生活援助事業所きらり・グランツ本宮	020-0866	盛岡市本宮一丁目 23 番 13 号	613-4090
42	蔵カフェ	020-0831	盛岡市三本柳 12 地割 20 番地 2	656-7342
43	Green　Table	020-0125	盛岡市上堂一丁目 2 番 5 号　マッハランド内	681-0148
44	グループホーム　さーち・らいと	020-0115	盛岡市館向町 6 番 12 号	070-1146-5570
45	グループホーム「コパン」	020-0861	盛岡市仙北一丁目 8 番 16 号	635-7878
46	グループホーム希望の芽本宮 B	020-0866	盛岡市本宮三丁目 13-8	681-8781
47	グループホーム杉の子	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 21 番 14 号	646-5055
48	グループホーム未来	020-0861	盛岡市仙北一丁目 8 番 15 号	601-5532
49	グループホームらら	020-0044	盛岡市城西町 3 番 5 号	623-0122
50	グループホーム若葉	020-0044	盛岡市城西町 1 番 9 号	656-3656
51	グループホーム希望の芽本宮 A	020-0866	盛岡市本宮三丁目 14 番 22 号	681-8781
52	グループホーム希望の芽西仙北 A	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 30 番 45 号アプリコットハウス 201 号室	681-8781
53	グループホーム希望の芽西仙北 B	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 30 番 45 号アプリコットハウス 202 号室	681-8781
54	クローバーの家１号館	020-0866	盛岡市本宮一丁目 28 番 3 号	635-9559
55	クローバーの家２号館	020-0866	盛岡市本宮一丁目 20 番 20 号	635-7500
56	クローバーの家３号館	020-0823	盛岡市門字角下 20 番地	601-5002
57	クローバーの家４号館	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
58	コスモス	020-0866	盛岡市本宮二丁目 16 番 1 号小林産業ビル地下 1 階	635-6697
59	こどもサポートサッコラ	020-0127	盛岡市前九年一丁目 1 番 11 号	646-7999
60	こぱんはうすさくら　盛岡中野教室	020-0816	盛岡市中野二丁目 14 番 40 号	613-4004
61	こぱんはうすさくら盛岡南教室	020-0834	盛岡市永井 20 地割 5 番地 125	658-8510
62	コペルプラス　盛岡教室	020-0851	盛岡市向中野字細谷地 110	613-8943
63	さっこら	020-0126	盛岡市安倍館町 19 番 41 号	681-9166
64	シーキューブ（生活介護）	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 65 番地 1	601-2310
65	シーキューブ（放課後等デイ）	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 65 番地 1	601-2310
66	しいのみホームまえがた	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 2 番 4 号	647-2452
67	児童デイサービス・アニマートもとみや	020-0866	盛岡市本宮五丁目 2 番 10 号　イオプレストビル 201 号室	613-6190
68	児童デイサービスはぴてぃ	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 57 号	681-7685
69	児童発達支援事業所　いるか教室つしだ	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 19 番 58 号	601-5400

番号	施　設　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
70	社会就労センター・ひめかみの風	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 91 番地 1	682-1003
71	就労移行支援事業所　よもや	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 4 番 4 号	601-2590
72	就労継続支援Ａ型事業所ヴィータ	020-0024	盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号　農林会館 1002 号	681-2028
73	就労継続支援Ｂ型事業所　優	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 16 番 26 号	656-1393
74	就労継続支援Ｂ型事業所岩手マッサージセンター	020-0015	盛岡市本町通三丁目 6 番 20 号	652-7787
75	就労継続支援多機能型事業所七彩	020-0811	盛岡市川目町 21 番 35 号	653-8855
76	笑光安庭事業所	020-0824	盛岡市東安庭 1 丁目 2 番 27 号	656-8066
77	ステップしもおおた	020-0051	盛岡市下太田下川原 16 番地 4	613-5545
78	ステップにしせんぼく	020-0864	盛岡市西仙北二丁目 7 番 1	681-2506
79	せきれいの家１号館	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 9 番 38 号	656-8453
80	せきれいの家２号館	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 9 番 37 号	656-8455
81	セラピー・ジョブトレーニー	020-0023	盛岡市内丸 1 番 6 号	601-9691
82	多機能型事業所ちゃちゃまる	020-0838	盛岡市津志田町二丁目 4 番 11 号	681-9292
83	多機能型事業所ちゃちゃまる	020-0835	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 17 号	681-3911
84	多機能型事業所ちゃちゃまる(放デイ・児発)	020-0835	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 17 号	681-3911
85	地域活動支援センター　leaf	020-0023	盛岡市内丸 1 番 6 号	601-9691
86	地域活動支援センターⅡ型　ラグーン	020-0861	盛岡市盛岡駅前北通 4-16 高田ビル４階	681-3020
87	地域活動支援センターびあ	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 12 号	681-3971
88	チャレンジドジャパン盛岡センター	020-0021	盛岡市中央通一丁目 7 番 35 号　コアフィールドモリオカ 4 階	656-1622
89	ディーキャリアいわて・盛岡オフィス	020-0878	盛岡市肴町 3 番 21 号	681-7380
90	デイサービスびりーぶ（生活介護）	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 12 番 15 号 1 階	636-1412
91	デイサービスびりーぶ（放課後等デイ）	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 12 番 15 号 1 階	636-1412
92	てらぴぁぽけっと　盛岡教室	020-0866	盛岡市向中野字幅 10 番地４	656-6006
93	となんカナン事業所	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 16 番 91 号	681-3004
94	Ｄｒｅａｍハウス　すずらん	020-0831	盛岡市三本柳 13 地割 16-4	681-0309
95	鉈屋町ベース	020-0827	盛岡市鉈屋町 16 番 14 号	601-5463
96	にじっ子ハウス・七番地	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17 番 55 号	601-8043
97	Pachira（パキラ）	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 8 番 19 号	090-7710-2616
98	ばったん工房	020-0885	盛岡市紺屋町 4 番 34 号　紺屋町番屋	625-6002
99	ＨＡＮＡ事業所　グループホーム「ハピネス」	020-0834	盛岡市永井 20 地割 61 番地 12	638-2928
100	はぴるど	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 9 番 25、26	601-7585
101	ひのき館	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 25 番 18 号	681-0264
102	ファーム神明町「杜のカフェ」	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号　アイーナ 4 階	681-1103
103	福祉バンクグッドウィルセンター	020-0885	盛岡市紺屋町 2 番 9 号	652-0879
104	ベアー岩手	020-0026	盛岡市開運橋通 2 番 23 号　メイプル中央ビル 1 階	656-6699

番号	施　設　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
105	放課後等デイサービス alibio 永井	020-0834	盛岡市永井 20 地割 31 番地 20	613-3404
106	放課後等デイサービスＧＲＩＰキッズ盛岡本宮校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 15 番 14 号	613-7181
107	Ｍｉｃａｓａ　ミカサ	020-0024	盛岡市菜園一丁目 11 番 23 号　菜園ビル４Ｆ	651-5520
108	めだかの児童デイ　２号館	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 78 番地 9	681-7414
109	めだかの児童デイ３号館	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 65 番地 1	613-2813
110	めだかの児童デイサービス	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1	675-1199
111	めだかの生活介護	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 17 番地	681-7414
112	めだかの園Ｂ型	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1	675-1199
113	盛岡アビリティーセンター	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 1 号	647-6996
114	盛岡杉生園	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 40 号	648-3121
115	盛岡書房	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 12 号	681-3971
116	盛岡地域福祉事業所チャルム	020-0051	盛岡市下太田下川原 57 番地 1	601-6868
117	杜の風いろ葉	020-0015	盛岡市本町通一丁目 7 番 39 号	613-4611
118	結	020-0866	盛岡市本宮三丁目 24 番 13 号	613-4188
119	夢・きらり地域活動支援センター	020-0403	盛岡市乙部 29 地割 37	601-6315
120	Ｙｏｕ-Ｍｅゆいっこ	020-0851	盛岡市向中野二丁目 47 番 1 号	635-3828
121	樂学舎	020-0015	盛岡市本町通一丁目 6 番 3 号　桜苑ビル１０２号	622-4117
122	リバービレッジ	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 12 番 1 号	654-4560
123	ONE BASE	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15-18 Lavie ビル 301	681-2553

資料18－１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
1	高松（4）	高松四丁目	急傾斜地の崩壊	17	有	上田児童・老人福祉センター
2	高松四丁目	高松四丁目	急傾斜地の崩壊	10（高松（4）に含まれる）	有	上田児童・老人福祉センター
3	安倍館	安倍館町	急傾斜地の崩壊	16	有	上堂児童・老人福祉センター
4	箱清水二丁目	箱清水二丁目	急傾斜地の崩壊	6	有	高松老人憩いの家
5	加賀野	加賀野字才ノ神	急傾斜地の崩壊	2	有	加賀野地区活動センター・加賀野児童・老人福祉センター
6	米内沢（1）	上米内字米内沢	土石流	4	無	米内中学校
7	上大葛の沢（1）	浅岸字上大葛	土石流	12	有	山岸児童・老人福祉センター
8	上大葛の沢（2）	浅岸字上大葛	土石流	8	有	山岸児童・老人福祉センター
9	高畑の沢	川目第３地割	土石流	6	無	築川老人福祉センター
10	下米内の沢	下米内字伊勢沢	土石流	1	有	山岸児童・老人福祉センター
11	銭掛沢（1）	新庄字銭掛	土石流	4	有	山岸児童・老人福祉センター
12	銭掛沢（2）	新庄字銭掛	土石流	4	有	山岸児童・老人福祉センター
13	天狗岩の沢（1）	築川第７地割	土石流	0	有	築川老人福祉センター
14	天狗岩の沢（2）	築川第７地割	土石流	0	有	築川老人福祉センター
15	早稲屋敷の沢	湯沢１地割	土石流	18	有	羽場小学校
16	滝村の沢	手代森 16 地割	土石流	11	有	手代森小学校
17	下通の沢（1）	手代森 17 地割	土石流	7	有	手代森小学校
18	下通の沢（2）	手代森 20 地割	土石流	12	有	手代森小学校
19	下大沢の沢	手代森 19 地割	土石流	1（大沢公民館）	無	手代森小学校
20	築場の沢（2）	根田茂第５地割	土石流	3（根田茂地区ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ）	有	築川老人福祉センター
21	築場の沢（3）	根田茂第５地割	土石流	3（根田茂地区ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ）	有	築川老人福祉センター
22	下村の沢（3）	砂子沢第 10 地割	土石流	0	無	築川老人福祉センター
23	下村の沢（5）	砂子沢第 10 地割	土石流	5	有	築川老人福祉センター
24	川原の沢（1）	砂子沢第 11 地割	土石流	3	有	築川老人福祉センター
25	川原の沢（2）	砂子沢第 11 地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
26	川原の沢（3）	砂子沢第 11 地割	土石流	4	有	築川老人福祉センター
27	道ノ下	上米内字道ノ下	急傾斜地の崩壊	4	有	米内中学校
28	東松園一丁目	東松園一丁目	急傾斜地の崩壊	6	有	松園中学校
29	門一丁目	門一丁目	急傾斜地の崩壊	14	有	中野地区活動センター
30	東松園一丁目－１	東松園一丁目	急傾斜地の崩壊	5	有	松園中学校
31	馬場野	下米内字馬場野	急傾斜地の崩壊	6	有	山岸児童・老人福祉センター
32	一本松	下米内字一本松	急傾斜地の崩壊	5	有	山岸児童・老人福祉センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
33	米内沢	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	6	有	米内中学校
34	米内沢－１	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
35	庄ヶ畑	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の崩壊	5	有	米内中学校
36	松木平	上米内字松木平	急傾斜地の崩壊	10	有	松園小学校
37	外山岸－２	山岸字外山岸	急傾斜地の崩壊	2	有	松園小学校
38	蝶ヶ森	東安庭字蝶ヶ森	急傾斜地の崩壊	12	有	中野地区活動センター
39	明通	上米内字明通	急傾斜地の崩壊	3	有	米内中学校
40	上堂四丁目	上堂四丁目	急傾斜地の崩壊	5	有	上堂児童センター 上堂老人福祉センター
41	簗川	簗川第１地割	急傾斜地の崩壊	2（宇曽沢公民館）	有	簗川老人福祉センター
42	根田茂	根田茂第５地割	急傾斜地の崩壊	3(根田茂地区ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ)	有	簗川老人福祉センター
43	砂子沢（2）	上米内字砂子沢	土石流	4	有	北松園中学校
44	野中	好摩字野中	急傾斜地の崩壊	2	有	好摩地区公民館
45	愛宕	渋民字愛宕	急傾斜地の崩壊	1	有	渋民地区コミュニティセンター
46	山屋の沢	渋民字山屋	土石流	4	有	渋民公民館（姫神ホール）
47	大二子の沢	玉山字大二子	土石流	6	無	旧城内小学校
48	田ノ沢の沢１	渋民字田ノ沢	土石流	1	有	渋民公民館（姫神ホール）
49	釘ノ平の沢	川又字釘ノ平	土石流	3	無	日戸地区コミュニティセンター
50	田ノ沢の沢２	渋民字田ノ沢	土石流	3	無	渋民公民館（姫神ホール）
51	宇登の沢２	川又字宇登	土石流	3	有	日戸地区コミュニティセンター
52	道ノ下－１	上米内字道ノ下	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
53	赤坂－２	上米内字赤坂	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
54	外山岸－３	山岸字外山岸	急傾斜地の崩壊	2	有	松園小学校
55	松木平－1	上米内字松木平	急傾斜地の崩壊	1	有	松園小学校
56	米内沢－２	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	5	有	米内中学校
57	米内沢－３	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
58	米内沢－４	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	5	有	米内中学校
59	畑井野	上米内字畑井野	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
60	畑井野－１	上米内字畑井野	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
61	畑－２	上米内字畑	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
62	畑－３	上米内字畑	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
63	畑－４	上米内字畑	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
64	厨川一丁目	厨川一丁目	急傾斜地の崩壊	4	有	杜陵学園体育館
65	黒岩－１	上田字黒岩	急傾斜地の崩壊	1	有	高松小学校
66	米内沢－７	浅岸字堰根	急傾斜地の崩壊	1	有	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
67	砂子沢(1)	上米内字砂子沢	土石流	5	有	北松園中学校
68	明通の沢(4)	上米内字明通	土石流	3	無	北松園中学校
69	明通の沢(3)	上米内字明通	土石流	2	無	北松園中学校
70	明通の沢(2)	上米内字明通	土石流	2	有	北松園中学校
71	米内沢(2)	上米内字米内沢	土石流	9	無	米内中学校
72	白石の沢(2)	上米内字白石	土石流	2	無	米内中学校
73	菖蒲沢	上米内字畑	土石流	2	有	米内中学校
74	松木平の沢	上米内字松木平	土石流	7	有	米内中学校
75	浅岸の沢	浅岸字堰根	土石流	1	有	加賀野地区活動センター・加賀野児童・老人福祉センター
76	下大葛の沢	浅岸字下大葛	土石流	2	無	山岸児童・老人福祉センター
77	元信の沢(3)	浅岸字元信	土石流	3	無	山岸児童・老人福祉センター
78	元信の沢(2)	浅岸字元信	土石流	2	有	山岸児童・老人福祉センター
79	元信の沢(1)	浅岸字元信	土石流	3	有	山岸児童・老人福祉センター
80	下大沢の沢(2)	手代森 19 地割	土石流	8	無	手代森小学校
81	21 地割坂本の沢	手代森 21 地割	土石流	3	有	手代森小学校
82	沢川目の沢	乙部 9 地割	土石流	0	有	都南東小学校
83	高屋敷の沢(1)	乙部 18 地割	土石流	4	有	都南東小学校
84	平清の沢(2)	簗川第 3 地割	土石流	4	有	簗川老人福祉センター
85	葛の沢	根田茂第 1 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
86	下猿田	繋字下猿田	急傾斜地の崩壊	3	有	旧繋小学校
87	猿田	繋字猿田	急傾斜地の崩壊	6	有	旧繋小学校
88	館市	繋字館市	急傾斜地の崩壊	1	有	旧繋小学校
89	湯ノ館－１	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	1	有	旧繋小学校
90	湯ノ館－２	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	5	有	旧繋小学校
91	湯ノ館－３	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	4	有	旧繋小学校
92	湯ノ館	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	2	有	旧繋小学校
93	繋温泉の沢(1)	繋字湯ノ館	土石流	23	無	旧繋小学校
94	塗沢の沢(1)	繋字塗沢	土石流	20	無	旧繋小学校
95	湯ノ館の沢(1)	繋字湯ノ館	土石流	25	有	旧繋小学校
96	塗沢の沢(2)	繋字塗沢	土石流	25	有	旧繋小学校
97	川原	玉山馬場字川原	急傾斜地の崩壊	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
98	滝ノ沢の沢１	玉山馬場字滝の沢	土石流	2	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
99	田茂内の沢２	玉山馬場字田茂内	土石流	5	有	姫神地区振興センター
100	町村の沢	薮川字町村	土石流	6	有	岩洞活性化センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
101	繋(2)	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	6	有	旧繋小学校
102	繋(4)	繋字湯ノ館	急傾斜地の崩壊	10	有	旧繋小学校
103	繋(5)	繋字塗沢	急傾斜地の崩壊	4	有	旧繋小学校
104	塗沢	繋字塗沢	急傾斜地の崩壊	6	有	旧繋小学校
105	繋温泉の沢(2)	繋字湯ノ館	土石流	10	無	旧繋小学校
106	猿田の沢(1)	繋字猿田	土石流	10	有	旧繋小学校
107	猿田の沢(2)	繋字猿田	土石流	6	無	旧繋小学校
108	猿田の沢(1)	繋字猿田	土石流	0	有	旧繋小学校
109	猿田の沢(2)	繋字猿田	土石流	0	有	旧繋小学校
110	松内	松内字松内	急傾斜地の崩壊	2	有	松内地区コミュニティセンター
111	小袋	好摩字小袋	急傾斜地の崩壊	2	有	大台地区コミュニティセンター
112	西郡	巻堀字西郡	急傾斜地の崩壊	1	有	巻堀小学校
113	西郡-１	巻堀字西郡	急傾斜地の崩壊	1	有	巻堀小学校
114	川原-１	玉山馬場字川原	急傾斜地の崩壊	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
115	滝ノ沢	玉山馬場字滝ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
116	芦名沢	玉山馬場字芦名沢	急傾斜地の崩壊	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
117	上山	好摩字上山	急傾斜地の崩壊	0	有	好摩東地区コミュニティセンター
118	芋田	芋田字芋田	急傾斜地の崩壊	5	有	芋田地区コミュニティセンター
119	山屋	渋民字山屋	急傾斜地の崩壊	3	有	渋民公民館（姫神ホール）
120	岩ノ沢	渋民字岩ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	有	渋民保育園
121	狐沢	渋民字狐沢	急傾斜地の崩壊	3	有	渋民地区コミュニティセンター
122	船綱	下田字船綱	急傾斜地の崩壊	2	有	舟田地区介護予防センター
123	平森の沢	寺林字平森	土石流	2	無	巻堀小学校
124	大森の沢	渋民字大森	土石流	2	有	渋民地区コミュニティセンター
125	上桑畑の沢	巻堀字上桑畑	土石流	3	有	姫神地区振興センター
126	永井沢の沢	玉山永井字永井沢	土石流	0	無	永井地区コミュニティセンター
127	松内の沢	松内字松内	土石流	2	無	松内地区コミュニティセンター
128	滝下の沢	下田字滝下	土石流	2	有	下田川崎地区コミュニティセンター
129	岩ノ沢の沢２	渋民字岩ノ沢	土石流	1	有	渋民保育園
130	岩ノ沢の沢３	渋民字岩ノ沢	土石流	1	有	渋民公民館（姫神ホール）
131	岩ノ沢の沢５	渋民字岩ノ沢	土石流	2	無	渋民公民館（姫神ホール）
132	寺沢の沢１	渋民字寺沢	土石流	1	無	渋民公民館（姫神ホール）
133	寺沢の沢２	渋民字寺沢	土石流	1	無	渋民公民館（姫神ホール）
134	山屋の沢２	渋民字山屋	土石流	0	有	渋民公民館（姫神ホール）

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
135	山屋の沢３	渋民字山屋	土石流	4	有	渋民公民館（姫神ホール）
136	山屋の沢４	渋民字山屋	土石流	1	無	渋民公民館（姫神ホール）
137	山屋の沢５	渋民字山屋	土石流	3	無	渋民公民館（姫神ホール）
138	昼久保の沢１	芋田字昼久保	土石流	3	無	芋田地区コミュニティセンター
139	昼久保の沢２	芋田字昼久保	土石流	3	無	芋田地区コミュニティセンター
140	芦名沢の沢	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター
141	中島の沢	玉山馬場字中島	土石流	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
142	赤坂の沢２	玉山馬場字赤坂	土石流	2	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
143	前田の沢３	玉山馬場字前田	土石流	5	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター
144	前田の沢４	玉山馬場字前田	土石流	5	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター
145	前田の沢５	玉山馬場字前田	土石流	2	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
146	馬場平の沢	玉山馬場字馬場平	土石流	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
147	西郡の沢	巻堀字西郡	土石流	1	無	巻堀小学校
148	高木の沢１	玉山馬場字高木	土石流	1	有	巻堀小学校
149	高木の沢２	玉山馬場字高木	土石流	1	有	巻堀小学校
150	川久保の沢１	玉山馬場字川久保	土石流	1	有	姫神地区振興センター
151	川久保の沢４	玉山馬場字川久保	土石流	5	有	姫神地区振興センター
152	川久保の沢５	玉山馬場字川久保	土石流	1	有	姫神地区振興センター
153	葛巻の沢	玉山馬場字葛巻	土石流	3	有	姫神地区振興センター
154	太子堂の沢２	玉山馬場字太子堂	土石流	1	有	姫神地区振興センター
155	大平の沢１	玉山馬場字大平	土石流	2	無	姫神地区振興センター
156	大平の沢２	玉山馬場字大平	土石流	1	有	姫神地区振興センター
157	大平の沢４	玉山馬場字大平	土石流	1	無	姫神地区振興センター
158	町村の沢３	薮川字町村	土石流	1	有	岩洞活性化センター
159	日向の沢	薮川字日向	土石流	3	有	岩洞活性化センター
160	橋場の沢	薮川字橋場	土石流	1	有	岩洞活性化センター
161	逆川の沢	薮川字逆川	土石流	1	有	岩洞活性化センター
162	末崎川の沢１	薮川字末崎川	土石流	1	有	岩洞活性化センター
163	末崎川の沢２	薮川字末崎川	土石流	1	有	岩洞活性化センター
164	町村の沢４	薮川字町村	土石流	1	有	岩洞活性化センター
165	町村の沢５	薮川字町村	土石流	2	有	岩洞活性化センター
166	金掘沢	薮川字川場	土石流	1	有	岩洞活性化センター
167	高久保の沢	玉山字高久保	土石流	3	有	旧城内小学校
168	奴屋敷の沢３	川又字奴屋敷	土石流	2	無	玉山地区公民館

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
169	大日向の沢１	川又字大日向	土石流	1	無	玉山地区公民館
170	小沢の沢１	川又字小沢	土石流	2	有	玉山小学校
171	小沢の沢３	川又字小沢	土石流	4	無	玉山地区公民館
172	赤坂の沢５	川又字赤坂	土石流	7	有	玉山地区公民館
173	越戸の沢	門前寺字越戸	土石流	1	有	白沢地区コミュニティセンター
174	独活倉の沢	門前寺字独活倉	土石流	4	無	白沢地区コミュニティセンター
175	小森の沢１	玉山字小森	土石流	6	無	玉山小学校
176	小森の沢２	玉山字小森	土石流	7	有	旧城内小学校
177	山谷の沢２	玉山字山谷	土石流	2	有	旧城内小学校
178	山谷の沢３	玉山字山谷	土石流	5	有	旧城内小学校
179	大平の沢６	玉山字大平	土石流	4	有	旧城内小学校
180	糠森の沢	玉山字糠森	土石流	2	有	旧城内小学校
181	中里の沢	玉山字中里	土石流	5	無	旧城内小学校
182	鮹ノ沢の沢	玉山字鮹ノ沢	土石流	3	無	城内地区コミュニティセンター
183	外山の沢	藪川字外山	土石流	1	無	藪川地区公民館
184	町村の沢６	藪川字町村	土石流	0	有	岩洞活性化センター
185	町村の沢７	藪川字町村	土石流	2	有	岩洞活性化センター
186	町村の沢８	藪川字町村	土石流	1	有	岩洞活性化センター
187	町村の沢９	藪川字町村	土石流	2	有	岩洞活性化センター
188	百目木の沢１	玉山永井字百目木	土石流	0	有	永井地区コミュニティセンター
189	百目木の沢２	玉山永井字百目木	土石流	1	無	永井地区コミュニティセンター
190	鳥木沢の沢１	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	無	大台地区コミュニティセンター
191	鳥木沢の沢２	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	無	大台地区コミュニティセンター
192	鳥木沢の沢３	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	有	大台地区コミュニティセンター
193	松内の沢２	松内字松内	土石流	0	無	松内地区コミュニティセンター
194	松内の沢３	松内字松内	土石流	0	有	松内地区コミュニティセンター
195	滝下の沢２	下田字滝下	土石流	0	有	下田川崎地区コミュニティセンター
196	長渡の沢１	渋民字長渡	土石流	1	無	渋民保育園
197	長渡の沢２	渋民字長渡	土石流	1	無	渋民保育園
198	寺沢の沢５	渋民字寺沢	土石流	1	無	渋民公民館（姫神ホール）
199	越戸の沢２	渋民字越戸	土石流	0	無	渋民保育園
200	昼久保の沢３	芋田字昼久保	土石流	0	有	芋田地区コミュニティセンター
201	芦名沢の沢３	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター
202	芦名沢の沢４	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
203	滝ノ沢の沢３	玉山馬場字滝ノ沢	土石流	0	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
204	馬場平の沢２	玉山馬場字馬場平	土石流	1	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
205	幅下の沢１	巻堀字幅下	土石流	26	無	巻堀小学校
206	幅下の沢２	巻堀字幅下	土石流	1	有	巻堀小学校
207	幅下の沢３	巻堀字幅下	土石流	2	有	巻堀小学校
208	西郡の沢２	巻堀字西郡	土石流	0	有	巻堀小学校
209	西郡の沢３	巻堀字西郡	土石流	0	無	巻堀小学校
210	下モ山の沢１	寺林字下モ山	土石流	23	有	巻堀小学校
211	下モ山の沢２	寺林字下モ山	土石流	28	無	巻堀小学校
212	川久保の沢７	玉山馬場字川久保	土石流	0	有	姫神地区振興センター
213	川久保の沢８	玉山馬場字川久保	土石流	0	有	姫神地区振興センター
214	逆川の沢２	薮川字逆川	土石流	1	有	岩洞活性化センター
215	逆川の沢３	薮川字逆川	土石流	1	有	岩洞活性化センター
216	町村の沢 10	薮川字町村	土石流	0	有	岩洞活性化センター
217	川場の沢２	薮川字川場	土石流	0	有	岩洞活性化センター
218	川場の沢３	薮川字川場	土石流	0	有	岩洞活性化センター
219	小沢の沢４	川又字小沢	土石流	1	有	玉山小学校
220	山谷の沢４	玉山字山谷	土石流	2	無	旧城内小学校
221	川久保の沢９	玉山字川久保	土石流	5	有	旧城内小学校
222	永井沢	玉山永井字永井沢	急傾斜地の崩壊	1	有	永井地区コミュニティセンター
223	鳥木沢	玉山永井字鳥木沢	急傾斜地の崩壊	0	有	永井地区コミュニティセンター
224	野中-１	好摩字野中、小袋、夏間木	急傾斜地の崩壊	5	有	就業改善センター（好摩地区公民館）
225	上武道	芋田字上武道	急傾斜地の崩壊	2	有	芋田地区コミュニティセンター
226	岩鼻	渋民字岩鼻	急傾斜地の崩壊	1	有	渋民地区コミュニティセンター
227	岩鼻-１	渋民字岩鼻	急傾斜地の崩壊	1	有	渋民地区コミュニティセンター
228	大二子	玉山字大二子	急傾斜地の崩壊	1	有	白沢地区コミュニティセンター
229	大二子－１	玉山字二子沢	急傾斜地の崩壊	1	有	白沢地区コミュニティセンター
230	白沢	玉山字白沢	急傾斜地の崩壊	1	有	白沢地区コミュニティセンター
231	中ノ又	玉山字中ノ又	急傾斜地の崩壊	2	有	旧城内小学校
232	山谷	玉山字山谷	急傾斜地の崩壊	2	有	旧城内小学校
233	山谷－１	玉山字山谷	急傾斜地の崩壊	2	有	旧城内小学校
234	山谷－２	玉山字山谷	急傾斜地の崩壊	1	有	旧城内小学校
235	小森－１	玉山字小森	急傾斜地の崩壊	1	有	旧城内小学校
236	小森－２	玉山字小森	急傾斜地の崩壊	1	有	旧城内小学校

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
237	赤坂－３	川又字赤坂	急傾斜地の崩壊	1	有	玉山地区公民館
238	赤坂－４	川又字赤坂	急傾斜地の崩壊	1	有	玉山地区公民館
239	宇登	川又字宇登	急傾斜地の崩壊	3	有	日戸地区コミュニティセンター
240	葛巻	玉山馬場字葛巻	急傾斜地の崩壊	1	有	姫神地区振興センター
241	砂子沢 - ３	砂子沢第 13 地割、第 12 地割、	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
242	砂子沢 - ４	砂子沢第 10 地割、	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
243	砂子沢 - ５	砂子沢第１地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
244	砂子沢 - ６	砂子沢第３地割、第２地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
245	砂子沢 - ７	砂子沢第３地割、第２地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
246	砂子沢 - ８	砂子沢第９地割、第４地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
247	砂子沢 - ９	砂子沢第９地割、第５地割、第６地	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
248	砂子沢 - １０	砂子沢第９地割、第６地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
249	砂子沢 - １１	砂子沢第６地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
250	砂子沢 - １２	砂子沢第６地割、第９地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
251	根田茂 - １	根田茂第５地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
252	根田茂 - ２	根田茂第５地割、第４地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
253	根田茂 - ３	根田茂第５地割、第４地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
254	根田茂 - ４	根田茂第２地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
255	根田茂 - ５	根田茂第２地割、第４地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
256	根田茂 - ６	根田茂第２地割、第３地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
257	根田茂 - ７	根田茂第１地割、第２地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
258	前田の沢	玉山馬場字前田	土石流	2	有	芋田地区コミュニティセンター
259	前田の沢２	玉山馬場字前田	土石流	8	無	芋田地区コミュニティセンター
260	北ノ股沢	玉山馬場字前田	土石流	10	有	芋田地区コミュニティセンター
261	芦名沢の沢２	玉山馬場字状小屋、	土石流	0	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
262	赤坂の沢６	玉山馬場字芦名沢、	土石流	0	無	芋田地区コミュニティセンター
263	沢田の沢１	芋田字沢田、玉山馬場字状小	土石流	9	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
264	沢田の沢２	芋田字沢田、玉山馬場字川原	土石流	7	無	馬場状小屋地区コミュニティセンター
265	沢田の沢３	芋田字沢田、玉山馬場字川原	土石流	3	有	馬場状小屋地区コミュニティセンター
266	芋田の沢１	芋田字芋田、昼久保	土石流	2	有	芋田地区コミュニティセンター
267	芋田の沢２	芋田字芋田、昼久保	土石流	2	無	芋田地区コミュニティセンター
268	岩ノ沢の沢１	渋民字岩の沢	土石流	1	有	渋民勤労者研修センター
269	岩ノ沢の沢４	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	渋民勤労者研修センター
270	岩ノ沢の沢６	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	渋民公民館（姫神ホール）

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
271	岩ノ沢の沢７	渋民字岩の沢	土石流	2	有	渋民公民館（姫神ホール）
272	岩ノ沢の沢８	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	渋民公民館（姫神ホール）
273	岩ノ沢の沢９	渋民字岩の沢、越戸、長渡	土石流	1	有	渋民勤労者研修センター
274	寺沢の沢３	渋民字寺沢、山屋	土石流	1	有	渋民公民館（姫神ホール）
275	寺沢の沢４	渋民字寺沢、山屋	土石流	1	有	渋民公民館（姫神ホール）
276	田ノ沢の沢３	渋民字田の沢、山屋	土石流	3	有	芋田地区コミュニティセンター
277	御蔵の沢	砂子沢第４地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
278	横石の沢（１）	砂子沢第３地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
279	横石の沢（２）	砂子沢第３地割	土石流	2	有	築川老人福祉センター
280	中村の沢（１）	砂子沢第６地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
281	中村の沢（２）	砂子沢第２地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
282	下村の沢（１）	砂子沢第 10 地割	土石流	3（砂子沢生活改善ｾﾝﾀｰ）	有	築川老人福祉センター
283	下村の沢（２）	砂子沢第 10 地割	土石流	2	有	築川老人福祉センター
284	下村の沢（４）	砂子沢第 10 地割	土石流	2	有	築川老人福祉センター
285	原沢の沢（１）	砂子沢第８地割	土石流	3	有	築川老人福祉センター
286	原沢の沢（２）	砂子沢第８地割	土石流	4	有	築川老人福祉センター
287	砂子沢第 6 地割の沢(1)	砂子沢第６地割、第９地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
288	砂子沢第 6 地割の沢(3)	砂子沢第６地割、第９地割	土石流	0	有	築川老人福祉センター
289	砂子沢第 13 地割の沢(1)	砂子沢第 13 地割、	土石流	0	有	築川老人福祉センター
290	砂子沢第 13 地割の沢(2)	砂子沢第 10 地割	土石流	0	有	築川老人福祉センター
291	築場の沢（１）	根田茂第２地割	土石流	3	有	築川老人福祉センター
292	築場の沢（４）	根田茂第５地割、第４地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
293	築場の沢（５）	根田茂第４地割	土石流	3	有	築川老人福祉センター
294	高屋敷の沢（２）	根田茂第６地割	土石流	1	有	築川老人福祉センター
295	山岸	山岸一丁目	急傾斜地の崩壊	48	有	山岸小学校
296	岩沢	上米内字岩沢	急傾斜地の崩壊	2	有	北松園中学校
297	砂子沢	上米内字砂子沢	急傾斜地の崩壊	1	有	北松園中学校
298	砂子沢-2	上米内字砂子沢	急傾斜地の崩壊	0	有	北松園中学校
299	明通-1	上米内字明通	急傾斜地の崩壊	2	有	北松園中学校
300	明通-2	上米内字明通	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
301	米内沢-8	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
302	庄ヶ畑-2	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
303	庄ヶ畑-3	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
304	庄ヶ畑-4	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
305	外山岸	山岸字外山岸	急傾斜地の崩壊	1	有	松園小学校
306	外山岸-1	山岸字外山岸	急傾斜地の崩壊	1	有	松園小学校
307	米内沢-5	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
308	米内沢-6	上米内字米内沢	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
309	畑	上米内字畑	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
310	畑-1	上米内字畑	急傾斜地の崩壊	2	有	米内中学校
311	阿弥田堂	黒川５地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
312	下大沢	手代森 19 地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
313	下大沢-1	手代森 19 地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
314	下大沢-2	手代森 19 地割	急傾斜地の崩壊	0	有	手代森小学校
315	中大沢	手代森 18 地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
316	中大沢-1	手代森 18 地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
317	中大沢-2	手代森 18 地割	急傾斜地の崩壊	1	有	手代森小学校
318	中居の沢	上米内字中居	土石流	1	有	米内中学校
319	中米内の沢	上米内字中米内	土石流	1	有	米内中学校
320	上八木田	新庄字上八木田	急傾斜地の崩壊	0	有	簗川老人福祉センター
321	川目	川目第 11 地割	急傾斜地の崩壊	2	有	宇津野公民館
322	大志田	浅岸字大志田	急傾斜地の崩壊	0	有	米内中学校
323	大志田-1	浅岸字大志田	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
324	中津川	新庄字中津川	急傾斜地の崩壊	0	有	簗川地区老人福祉センター
325	大志田-2	浅岸字大志田	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
326	銭掛	新庄字銭掛	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
327	小貝沢	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	3	有	山岸児童・老人福祉センター
328	小貝沢-1	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
329	上小貝沢	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
330	上小貝沢-1	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	2	有	山岸児童・老人福祉センター
331	小貝沢-2	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
332	小貝沢-3	新庄字小貝沢	急傾斜地の崩壊	0	有	山岸児童・老人福祉センター
333	中津川-1	新庄字中津川	急傾斜地の崩壊	0	有	簗川地区老人福祉センター
334	中津川-2	新庄字中津川	急傾斜地の崩壊	0	有	簗川地区老人福祉センター
335	中津川-3	新庄字中津川	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川地区老人福祉センター
336	大志田	浅岸字大志田	土石流	1	無	米内中学校
337	小貝沢の沢	新庄字小貝沢	土石流	3	有	山岸児童・老人福祉センター
338	小貝沢の沢(1)	新庄字小貝沢	土石流	1	有	山岸児童・老人福祉センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
339	本田沢	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
340	大志田の沢(1)	浅岸字大志田	土石流	0	有	米内中学校
341	大志田の沢(2)	浅岸字大志田	土石流	0	有	米内中学校
342	銭掛の沢(1)	新庄字銭掛	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
343	銭掛の沢(2)	新庄字銭掛	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
344	小貝沢の沢(2)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
345	小貝沢の沢(3)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
346	小貝沢の沢(4)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
347	小貝沢の沢(5)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
348	小貝沢の沢(6)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
349	矢倉の沢	新庄字中津川	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
350	中津川の沢(3)	新庄字中津川	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
351	中津川の沢(4)	新庄字中津川	土石流	1	有	山岸児童・老人福祉センター
352	中津川の沢(5)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
353	中津川の沢(6)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
354	中津川の沢(7)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
355	中津川の沢(8)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
356	中津川の沢(9)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
357	中津川の沢(1)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
358	中津川の沢(2)	新庄字中津川	土石流	0	有	簗川地区老人福祉センター
359	桂沢	日戸字桂沢	土石流	21	有	日戸地区コミュニティーセンター
360	鷹高の沢 1	日戸字鷹高	土石流	29	有	玉山地区公民館
361	横道沢	日戸字新田	土石流	22	有	日戸地区コミュニティーセンター
362	栗木田の沢	日戸字栗木田	土石流	5	有	玉山地区公民館
363	弓打沢	日戸字間洞	土石流	8	有	日戸地区コミュニティーセンター
364	間洞の沢	日戸字間洞	土石流	6	無	日戸地区コミュニティーセンター
365	市ノ坪の沢	日戸字市ノ坪	土石流	0	有	玉山地区公民館
366	繋(1)	繋湯ノ舘	急傾斜地の崩壊	9	有	旧繋小学校
367	繋(3)	繋湯ノ舘	急傾斜地の崩壊	20	有	旧繋小学校
368	桜山	東桜山	急傾斜地の崩壊	12	有	岩手大学付属中学校体育館等
369	二ツ森	浅岸二ツ森	急傾斜地の崩壊	13	有	山岸児童・老人福祉センター
370	二ツ森-1	浅岸二ツ森	急傾斜地の崩壊	12	有	山岸児童・老人福祉センター
371	愛宕町	愛宕町	急傾斜地の崩壊	2（中央公民館）	有	愛宕山老人福祉センター
372	愛宕町-1	愛宕町	急傾斜地の崩壊	9（中央公民館）	有	愛宕山老人福祉センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
373	加賀野四丁目	加賀野四丁目	急傾斜地の崩壊	17（盛岡地域職業訓練ｾﾝﾀｰ）	有	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センター
374	大塚	浅岸大塚	急傾斜地の崩壊	31	有	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センター
375	桜山-1	加賀野桜山	急傾斜地の崩壊	16	有	岩手大学付属中学校体育館等
376	東桜山	東桜山	急傾斜地の崩壊	29	有	岩手大学付属中学校体育館等
377	つつじが丘	つつじが丘一丁目	急傾斜地の崩壊	48	有	岩手大学付属中学校体育館等
378	二ツ森-2	浅岸二ツ森	急傾斜地の崩壊	26	有	山岸児童・老人福祉センター
379	向田	浅岸向田	急傾斜地の崩壊	10	有	岩手大学付属中学校体育館等
380	東桜山-1	東桜山	急傾斜地の崩壊	4	有	岩手大学付属中学校体育館等
381	橋場-3	浅岸橋場	急傾斜地の崩壊	16	有	山岸児童・老人福祉センター
382	下通	手代森小山	急傾斜地の崩壊	17（滝村自治公民館）	有	地域福祉センター
383	返鼻	黒川返鼻	急傾斜地の崩壊	3	有	手代森小学校 手代森児童センター
384	本宮	黒川本宮	急傾斜地の崩壊	2	有	手代森小学校 手代森児童センター
385	町田	乙部町田	急傾斜地の崩壊	1	有	乙部老人福祉センター
386	穴口の沢	猪去田面野木	土石流	2（市立太田ﾃﾆｽｺｰﾄ）	有	太田老人福祉センター
387	中道の沢	浅岸堰根	土石流	73	有	岩手大学付属中学校体育館等
388	油田の沢(1)	上飯岡１地割	土石流	9	有	上飯岡児童センター
389	油田の沢(2)	上飯岡１地割	土石流	17	有	上飯岡児童センター 羽場小学校
390	油田の沢(3)	上飯岡１地割	土石流	17	有	上飯岡児童センター 羽場小学校
391	観音堂の沢	黒川１５地割	土石流	8	有	手代森小学校 手代森児童センター
392	上猪去の沢(1)	猪去田面野木	土石流	5	有	太田小学校
393	大沢の沢(2)	手代森１地割上大沢	土石流	2	無	手代森小学校 手代森児童センター
394	大沢の沢(1)	黒川２地割	土石流	2	有	手代森小学校 手代森児童センター
395	２地割大沢の沢	黒川２地割	土石流	1	無	手代森小学校 手代森児童センター
396	板山の沢	大ヶ生１８地割板山	土石流	2	有	乙部老人福祉センター
397	割船の沢	大ヶ生１地割	土石流	6	有	乙部老人福祉センター
398	久保田の沢	大ヶ生１２地割日蔭野	土石流	0	有	乙部老人福祉センター
399	北久保の沢	繋北久保	土石流	0	有	旧繋小学校
400	湯ノ館の沢(2)	繋湯ノ舘	土石流	27	有	旧繋小学校
401	湯ノ館の沢(3)	繋湯ノ舘	土石流	27	有	旧繋小学校
402	塗沢の沢(3)	繋塗沢	土石流	27	有	旧繋小学校
403	上猪去の沢(2)	猪去上猪去	土石流	1	無	太田小学校
404	猪去沢	猪去上平	土石流	30	有	太田小学校
405	上平の沢	猪去上平	土石流	0	有	太田小学校
406	飯ノ森の沢	上鹿妻飯ノ森	土石流	0	有	太田小学校

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
407	湯沢	湯沢１地割	土石流	28	有	羽場小学校 湯沢児童センター
408	１地割大沢田平の沢	乙部１地割大沢田平	土石流	0	有	乙部児童センター 都南東小学校
409	南野の沢	大ヶ生１地割	土石流	3	有	乙部老人福祉センター
410	町村の沢２	藪川町村	土石流	1	有	町村活性化センター
411	国名沢の沢	玉山国名沢	土石流	9	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
412	城内の沢	玉山城内	土石流	11	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
413	亀橋の沢	藪川亀橋	土石流	2	有	岩洞活性化センター
414	塚の沢	藪川亀橋	土石流	3	有	岩洞活性化センター
415	末崎川の沢３	藪川末崎川	土石流	0	有	町村活性化センター
416	川場の沢	藪川川場	土石流	2	有	町村活性化センター
417	田畑の沢１	玉山田畑	土石流	1	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
418	田畑の沢２	玉山田畑	土石流	2	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
419	二子沢の沢	玉山二子沢	土石流	4	有	白沢地区コミュニティセンター
420	立障子の沢	玉山立障子	土石流	6	有	白沢地区コミュニティセンター
421	白沢の沢１	玉山白沢	土石流	4	有	白沢地区コミュニティセンター
422	白沢の沢２	玉山白沢	土石流	4	有	白沢地区コミュニティセンター
423	宇峠の沢１	玉山字峠	土石流	7	無	白沢地区コミュニティセンター
424	宇峠の沢２	玉山字峠	土石流	10	有	白沢地区コミュニティセンター
425	鷹高の沢２	日戸鷹高	土石流	1	有	白沢地区コミュニティセンター
426	姥前の沢	玉山姥前	土石流	2	有	玉山小学校
427	小森の沢３	玉山小森	土石流	5	有	日戸地区コミュニティセンター
428	山谷の沢１	玉山山谷	土石流	10	有	日戸地区コミュニティセンター
429	大平の沢５	玉山太平	土石流	1	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
430	中ノ又の沢	玉山中の又	土石流	3	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
431	小田沢の沢	玉山小田沢	土石流	7	無	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
432	時舘の沢	玉山時舘	土石流	4	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
433	小田沢の沢２	玉山小田沢	土石流	0	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
434	大二子の沢２	玉山大二子	土石流	7	無	白沢地区コミュニティセンター
435	畑井沢の沢	玉山畑井沢	土石流	1	無	白沢地区コミュニティセンター
436	姥前の沢２	玉山姥前	土石流	0	有	玉山小学校
437	小森の沢４	玉山小森	土石流	5	有	日戸地区コミュニティセンター
438	小森の沢５	玉山小森	土石流	1	有	日戸地区コミュニティセンター
439	中ノ又の沢２	玉山中の又	土石流	3	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター
440	才の沢の沢	玉山才の沢	土石流	1	有	旧城内小学校 城内地区コミュニティセンター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
441	外山の沢３	薮川外山	土石流	1	有	岩洞活性化センター
442	穴口(1)	繋下猿田	地滑り	0	無	太田老人福祉センター
443	穴口(2)	繋下猿田	地滑り	3	無	太田老人福祉センター
444	大沢	手代森１地割	地滑り	0	無	手代森小学校 手代森児童センター
445	繋温泉(2)	繋猿田	地滑り	5	無	旧繋小学校
446	滝村	手代森１６地割	地滑り	76	無	地域福祉センター
447	板山	大ヶ生	地滑り	2	無	乙部老人福祉センター
448	黒川	黒川１２地割	地滑り	20	無	手代森小学校 手代森児童センター
449	田ノ沢	渋民田ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	有	渋民保育園
450	上田	黒石野一丁目	急傾斜地の崩壊	27	有	松園小学校
451	山岸三丁目	山岸三丁目	急傾斜地の崩壊	10	有	山岸地区活動センター
452	一本松-1	下米内一本松	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
453	畑井野-2	上米内畑井野	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
454	明通-3	上米内明通	急傾斜地の崩壊	1	有	米内中学校
455	赤坂-5	川又赤坂	急傾斜地の崩壊	2	有	玉山小学校
456	川目-1	川目第６地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
457	川目-2	川目第４地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
458	川目-3	川目第４地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
459	川目-4	川目第４地割	急傾斜地の崩壊	3	有	簗川老人福祉センター
460	下大葛	浅岸下大葛	急傾斜地の崩壊	3	有	山岸児童・老人福祉センター
461	下大葛-1	浅岸下大葛	急傾斜地の崩壊	2	有	山岸児童・老人福祉センター
462	綱取	浅岸綱取	急傾斜地の崩壊	2	有	山岸児童・老人福祉センター
463	赤重	浅岸赤重	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
464	鍋倉	浅岸鍋倉	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
465	東黒石野二丁目	東黒石野二丁目	急傾斜地の崩壊	12	有	松園小学校
466	簗川-4	簗川第４地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
467	簗川-5	簗川第２地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
468	簗川-6	簗川第３地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
469	簗川-7	簗川第３地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
470	簗川-8	簗川第１地割	急傾斜地の崩壊	1	有	簗川老人福祉センター
471	才津沢の沢	寺林才津沢	土石流	8	有	巻堀小学校
472	境平の沢１	寺林才境平	土石流	3	有	巻堀小学校
473	境平の沢２	寺林才境平	土石流	11	有	巻堀小学校
474	至沢の沢(1)	下米内至沢	土石流	0	無	米内中学校

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
475	至沢の沢(2)	下米内至沢	土石流	0	有	米内中学校
476	至沢の沢(3)	下米内至沢	土石流	0	有	米内中学校
477	至沢の沢(4)	下米内至沢	土石流	0	有	米内中学校
478	蛭子沢	上米内砂子沢	土石流	3	有	米内中学校
479	白石の沢	上米内白石	土石流	6（白石地区集会所）	無	米内中学校
480	上米内栃沢	上米内畑	土石流	1	有	米内中学校
481	畑の沢	上米内畑	土石流	3	有	米内中学校
482	畑井野の沢(1)	上米内畑井野	土石流	3	有	米内中学校
483	畑井野の沢(2)	上米内畑井野	土石流	0	有	米内中学校
484	畑井野の沢(3)	上米内畑井野	土石流	0	有	米内中学校
485	金山沢	根田茂第 1 地割	土石流	1	有	簗川老人福祉センター
486	根田茂第 5 地割の沢	根田茂第 5 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
487	砂子沢第 6 地割の沢(2)	砂子沢第 6 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
488	糠森の沢 2	上田糠森	土石流	1	有	玉山地区公民館
489	小沢の沢 2	川又小沢	土石流	5	無	玉山小学校
490	新沢の沢	川又新沢	土石流	18	有	玉山小学校
491	赤坂の沢	川又赤坂	土石流	4	有	玉山小学校
492	赤坂の沢 3	川又赤坂	土石流	2	有	玉山小学校
493	赤坂の沢 4	川又赤坂	土石流	5	有	玉山小学校
494	大日向の沢 2	川又大日向	土石流	3	有	玉山小学校
495	奴屋敷の沢 1	川又奴屋敷	土石流	3	無	玉山小学校
496	奴屋敷の沢 2	川又奴屋敷	土石流	1	有	玉山小学校
497	奴屋敷の沢 4	川又奴屋敷	土石流	4	有	玉山小学校
498	柳平の沢	川又柳平	土石流	1	有	玉山小学校
499	大升沢	川目第 1 地割	土石流	2	有	簗川老人福祉センター
500	川目第 1 地割の沢(1)	川目第 1 地割	土石流	5	有	簗川老人福祉センター
501	川目第 1 地割の沢(2)	川目第 1 地割	土石流	5	有	簗川老人福祉センター
502	級沢	川目第 1 地割	土石流	4	有	簗川老人福祉センター
503	宇曽沢	川目第 4 地割	土石流	6	有	簗川老人福祉センター
504	米内沢(2)	川目第 4 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
505	川目の沢(1)	川目第 5 地割	土石流	2	有	簗川老人福祉センター
506	川目の沢(2)	川目第 6 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
507	川目の沢(3)	川目第 6 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
508	綱取の沢	浅岸綱取	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
509	赤重の沢(1)	浅岸赤重	土石流	0	有	山岸児童・老人福祉センター
510	赤重の沢(2)	浅岸赤重	土石流	2	有	山岸児童・老人福祉センター
511	鍋倉の沢	浅岸鍋倉	土石流	2	有	山岸児童・老人福祉センター
512	高木の沢 3	馬場高木	土石流	1	有	前田地区コミュニティセンター
513	川久保の沢 2	玉山馬場川久保	土石流	6	有	前田地区コミュニティセンター
514	川久保の沢 3	玉山馬場川久保	土石流	6	有	前田地区コミュニティセンター
515	川久保の沢 6	玉山馬場川久保	土石流	3	有	前田地区コミュニティセンター
516	太子堂の沢 1	玉山馬場太子堂	土石流	2	有	前田地区コミュニティセンター
517	大平の沢 3	玉山馬場大平	土石流	1	有	前田地区コミュニティセンター
518	滝ノ沢の沢 2	玉山馬場滝の沢	土石流	2	無	前田地区コミュニティセンター
519	田茂内の沢 1	玉山馬場田茂内	土石流	2	有	前田地区コミュニティセンター
520	馬場平の沢 3	玉山馬場田馬場平	土石流	0	有	前田地区コミュニティセンター
521	笹平の沢	門前笹平	土石流	0	有	舟田地区介護予防センター
522	外山の沢 2	藪川外山	土石流	2	有	町村活性化センター
523	簗川栃沢	簗川第 1 地割	土石流	8	有	簗川老人福祉センター
524	飛鳥の沢	簗川第 2 地割	土石流	2	有	簗川老人福祉センター
525	平清の沢(1)	簗川第 3 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
526	簗川第 3 地割の沢	簗川第 3 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
527	簗川第 4 地割の沢(1)	簗川第 4 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
528	簗川第 4 地割の沢(2)	簗川第 4 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
529	簗川第 4 地割の沢(3)	簗川第 4 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
530	中村の沢(4)	簗川第 5 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
531	簗川第 5 地割の沢(3)	簗川第 5 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
532	簗川の沢	簗川第 6 地割	土石流	1	有	簗川老人福祉センター
533	簗川第 6 地割の沢(1)	簗川第 6 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
534	簗川第 7 地割の沢(1)	簗川第 7 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
535	簗川第 7 地割の沢(2)	簗川第 7 地割	土石流	0	有	簗川老人福祉センター
536	新山	手代森 6 地割、角下	地滑り	32	無	地域福祉センター
537	下米内二丁目	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	27	有	山岸児童・老人福祉センター
538	下米内二丁目-1	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	8	有	山岸児童・老人福祉センター
539	黒岩	上田字黒岩	急傾斜地の崩壊	15	有	緑が丘小学校
540	黒岩-2	上田字黒岩	急傾斜地の崩壊	4	有	高松小学校
541	赤坂	上米内字赤坂	急傾斜地の崩壊	12	有	米内中学校
542	赤坂-1	上米内字赤坂	急傾斜地の崩壊	12	有	米内中学校

図面対象番号	区　域　名	所　在　地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	指定緊急避難場所
543	下米内二丁目-2	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	12	有	山岸児童・老人福祉センター
544	下米内二丁目-3	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸児童・老人福祉センター
545	下米内二丁目-4	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	2	有	山岸児童・老人福祉センター
546	佐倉	下米内字佐倉	急傾斜地の崩壊	4	有	山岸児童・老人福祉センター
547	伊勢沢	下米内字伊勢沢	急傾斜地の崩壊	0	有	山岸児童・老人福祉センター
548	伊勢沢-1	下米内字伊勢沢	急傾斜地の崩壊	5	有	山岸児童・老人福祉センター
549	伊勢沢-2	下米内字伊勢沢	急傾斜地の崩壊	3	有	山岸児童・老人福祉センター
550	簗川-1	簗川第 5 地割	急傾斜地の崩壊	2	有	簗川老人福祉センター
551	洞清水	盛岡市三ツ割五丁目	急傾斜地の崩壊	10	有	仁王地区活動センター
552	更ノ沢	三ツ割字更ノ沢	急傾斜地の崩壊	12	有	仁王地区活動センター
553	三ツ割	三ツ割字寺山	急傾斜地の崩壊	5	有	愛宕山老人福祉センター
554	山岸-1	山岸五丁目	急傾斜地の崩壊	3	無	山岸地区活動センター
555	山岸三丁目-1	山岸三丁目	急傾斜地の崩壊	25	有	山岸地区活動センター
556	山岸三丁目-2	山岸三丁目	急傾斜地の崩壊	5	有	山岸地区活動センター
557	山岸六丁目	山岸六丁目	急傾斜地の崩壊	3	無	山岸地区活動センター
558	山岸六丁目-1	山岸六丁目	急傾斜地の崩壊	5	有	山岸地区活動センター
559	山岸六丁目-2	山岸六丁目	急傾斜地の崩壊	1	有	山岸地区活動センター
560	東緑が丘	東緑が丘	急傾斜地の崩壊	21	有	高松小学校
561	新庄	東新庄一丁目	急傾斜地の崩壊	9	有	城東中学校
562	茶畑	茶畑一丁目	急傾斜地の崩壊	21	有	中野小学校
563	北山	高松一丁目	急傾斜地の崩壊	21	有	上田小学校 上田公民館
564	仁反田	川目仁反田	急傾斜地の崩壊	8	有	宇津野公民館
565	明通の沢(1)	上米内字明通	土石流	7	有	米内中学校
566	中居沢	上米内字中居	土石流	12（上米内地区振興ｾﾝﾀｰ上米内地区消防ｾﾝﾀｰ）	有	米内中学校
567	伊勢沢	下米内字伊勢沢	土石流	10	有	山岸児童・老人福祉センター
568	佐倉の沢	下米内字佐倉	土石流	12	有	山岸児童・老人福祉センター
569	中村の沢	簗川第 5 地割	土石流	1	有	簗川老人福祉センター
570	日影林沢	渋民字田の沢	土石流	3	有	渋民公民館（姫神ホール）
571	越戸沢	川又字宇登	土石流	11	有	玉山地区公民館
572	宇登の沢	川又字宇登	土石流	10	有	玉山地区公民館
573	上釘の平の沢	川又字釘の平	土石流	7	有	玉山地区公民館
574	大馬ヶ洞の沢	浅岸字上大葛	土石流	10	有	山岸児童・老人福祉センター
575	川原の沢(4)	砂子沢第 12 地割	土石流	3	有	簗川老人福祉センター
576	高松	高松	急傾斜地の崩壊	10	有	上田小学校 上田公民館

資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（1/9）



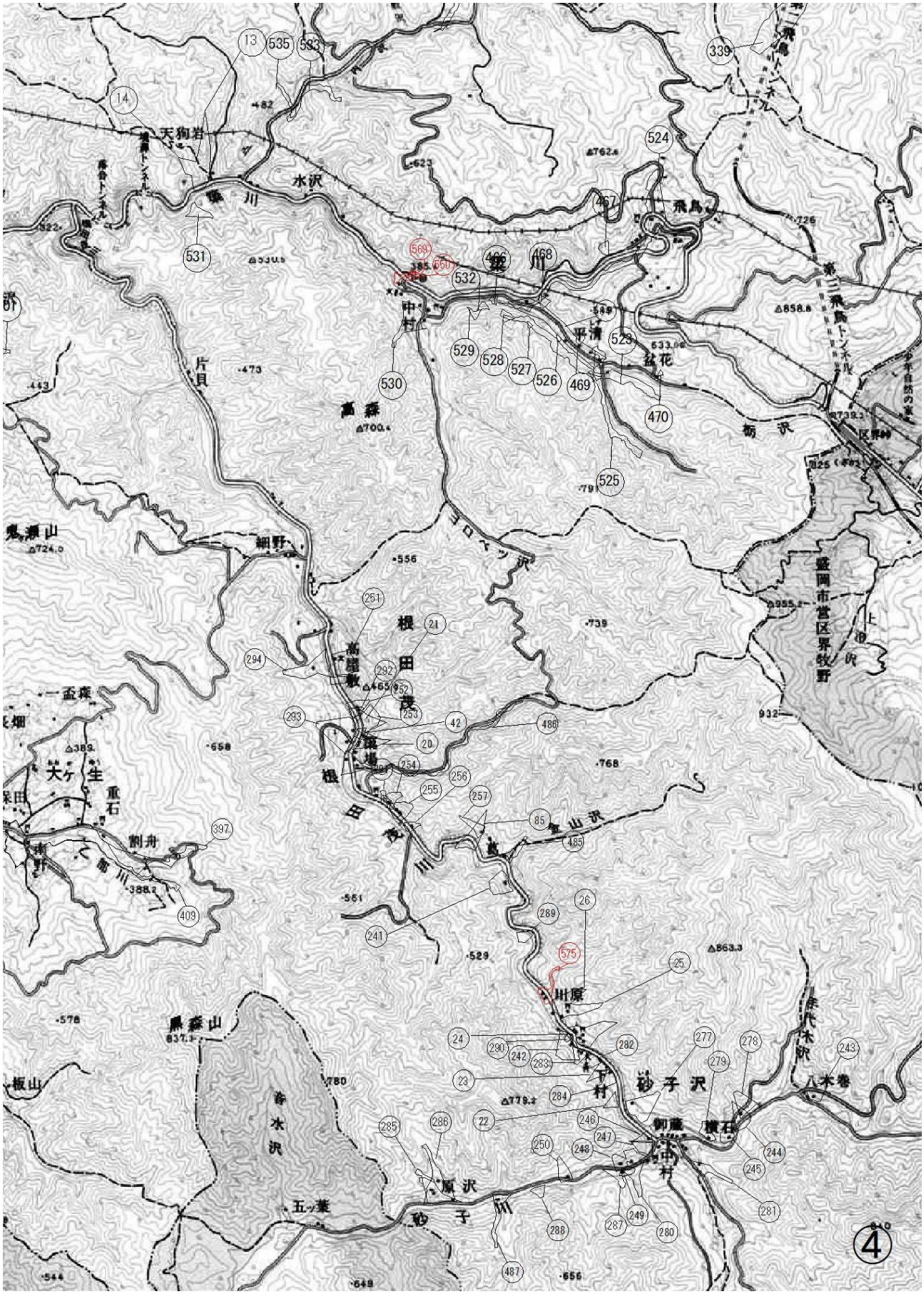
資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（2/9）


②
石川
厨川
上厨川
下厨川
平賀新田
中堤町
大新町
中川町
下太田
中太田
上太田
上鹿妻
下鹿妻
上飯岡
下飯岡
飯岡新田
上羽場
中羽場
下羽場
永井
上永井
中永井
下永井
湯沢
下湯沢
上湯沢
赤林
下赤林
都南つどいの森
東北自動車道
東北新幹線
東北本線
東黒石野
上田
黒岩
三ツ割
外山岸
山岸
名乗沢
河清水
岩清水
東松園
ニュータウン
東中野
東中野町
東安庭
小森
字津野
日詰町
東山
東仙北
南仙北
中川原
下川原
新用
沢田
内村
南田
河南
道明
野田
上羽場
羽場
油田
湯沢
赤林山
外山
平蔵沢
高屋敷
細谷地
清水沢
洞畑
白石
上山団地
中鵜飼
鵜飼
北野
大沢
土測
谷地中
四星
上厨川
沼館
上太田
大堰
小細工
三枚橋
来倉
猪去
小和田
循場
弘法清水
竹鼻
大宮
上越場
向平
東仙
小森
寺沢
新山
沢目
三本柳
和野東
東見前
下谷地
高田
諏訪明神
諏訪神社
関田
官田
林崎
野中
外沢
堤ノ内
下久根
上久根
上永井
中通
下赤林
赤林
釜淵
大沼
上沼
笹森
滝ノ目
坂本
峰崎
日詰
日詰駅
日詰小学校
盛岡南大橋
盛岡南
盛岡
盛岡城跡
盛岡市役所
盛岡駅
盛岡駅前
盛岡駅西口
盛岡駅東口
盛岡駅前通
盛岡駅前北通
盛岡駅前南通
盛岡駅前大通
盛岡駅前中通
盛岡駅前本通

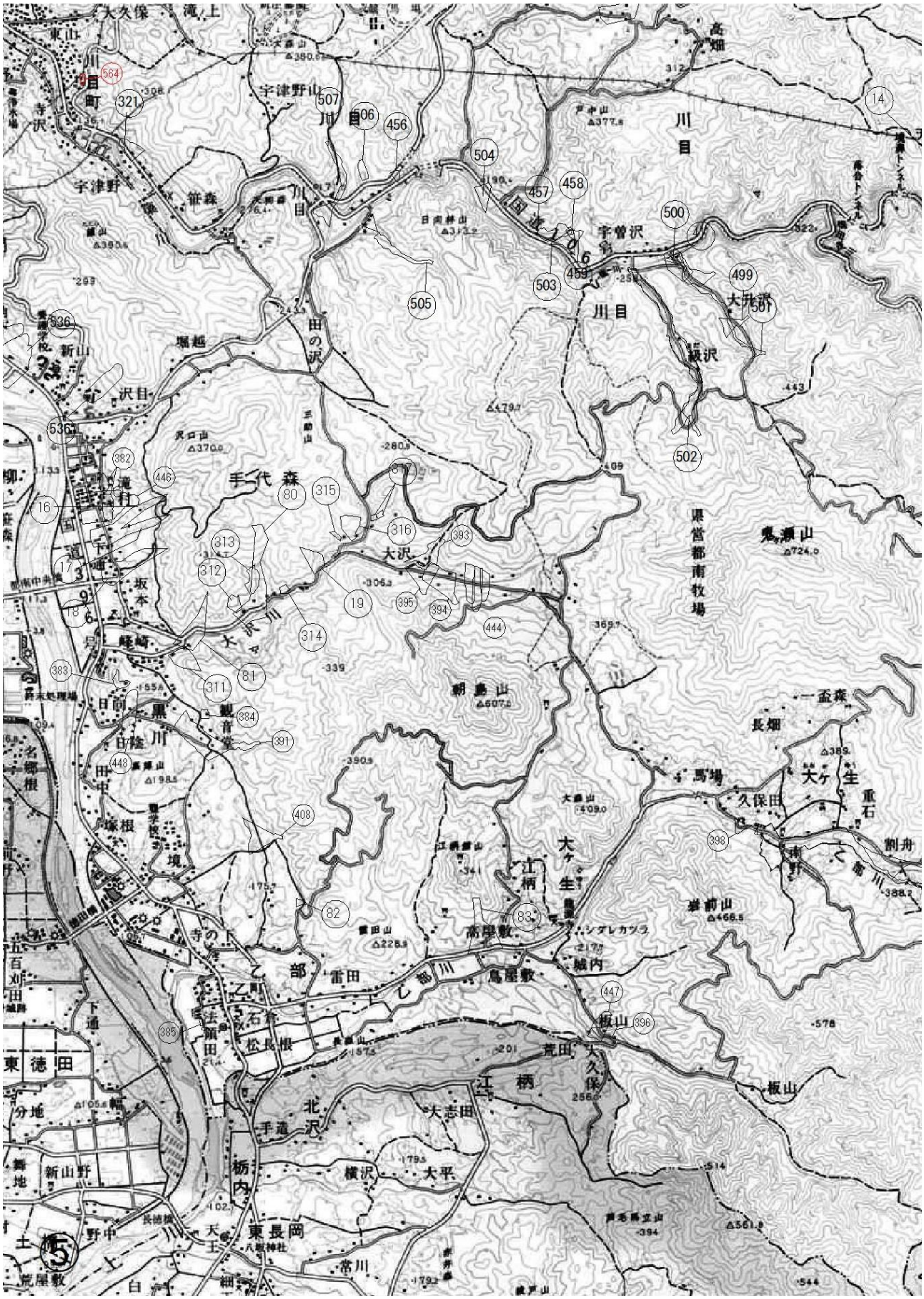
資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（3/9）



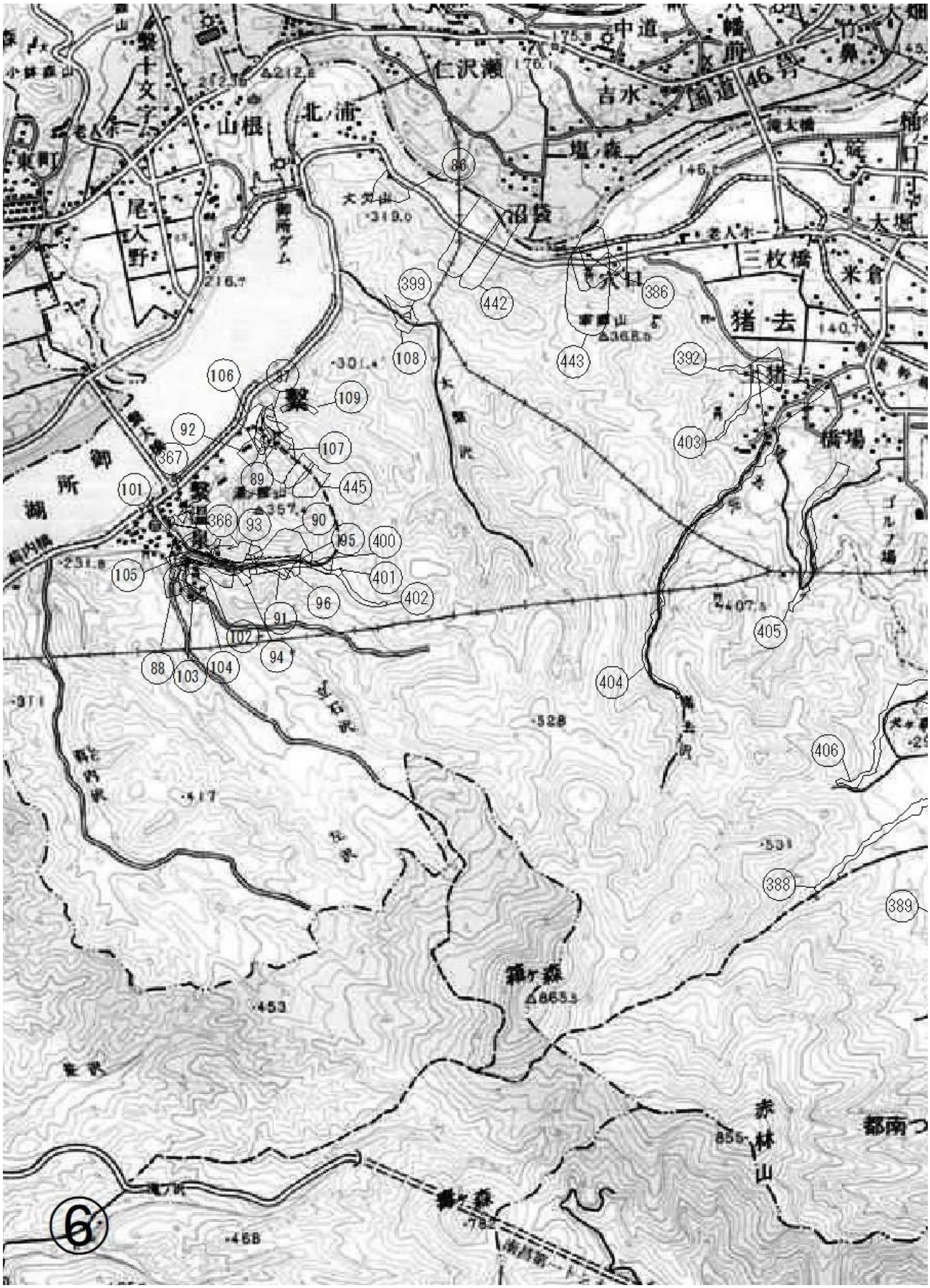
資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（4/9）



資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（5/9）



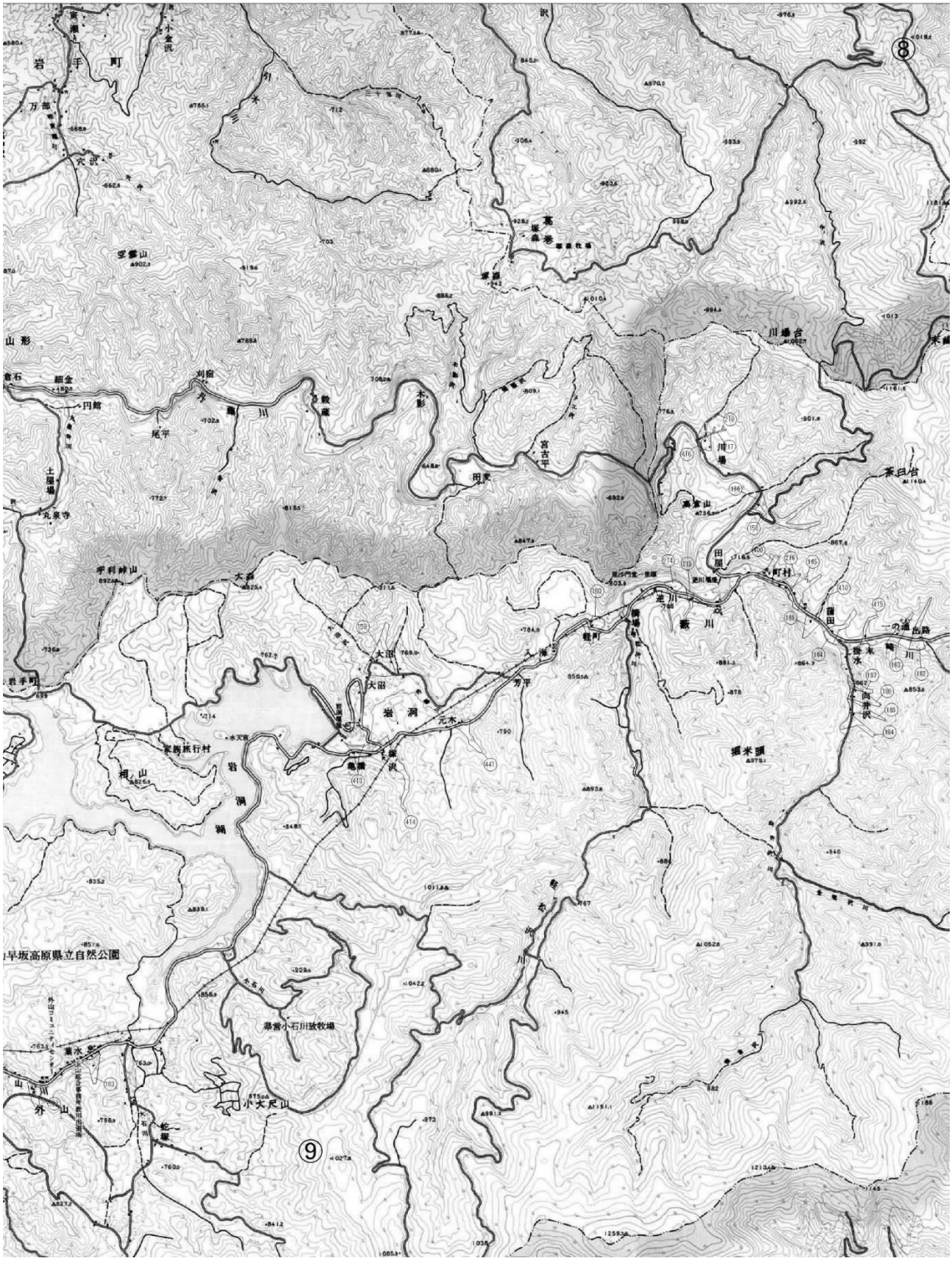
資料18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（6/9）



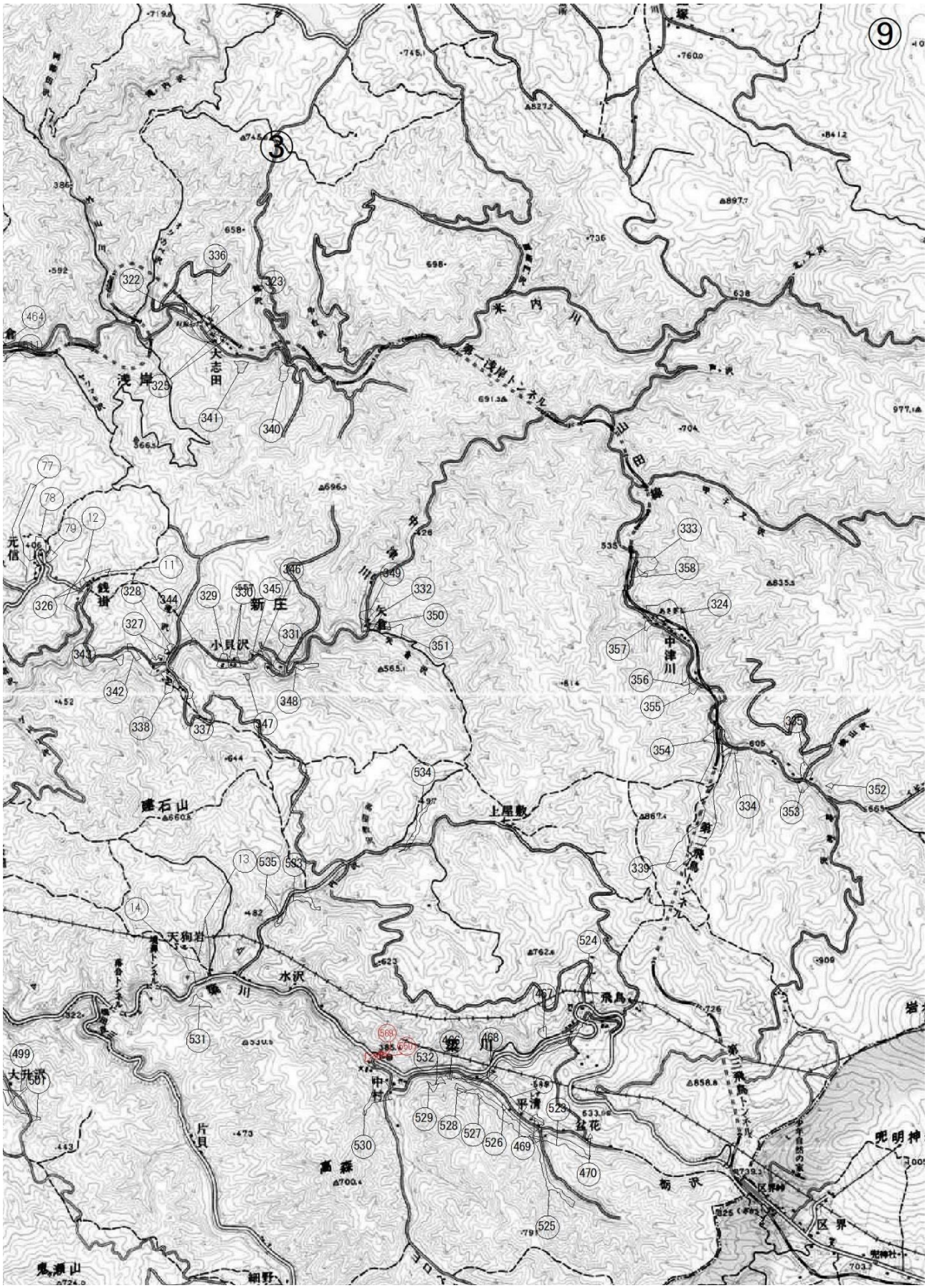
資料 18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（7/9）



資料 18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（8/9）



資料 18－２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図（9/9）



資料 19　水防協力団体指定要領及び関係様式

盛岡市水防協力団体指定要領

（令和６年９月 27 日市長決裁）

（通則）

第１　市における水防協力団体の指定は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

（水防協力団体の要件）

第２　水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準するものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力ではないことをその要件とする。

（水防協力団体の業務）

第３　水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で業務を行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

(1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

(3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

(4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

(5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

(6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

（水防協力団体の申請方法）

第４　第２の水防協力団体の要件を満たす者で、市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「盛岡市水防協力団体指定申請書」に「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。

２　水防協力団体の名称、所在地、業務内容又は組織体制の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。（任意様式）

（水防協力団体の指定）

第５　水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。この場合において、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「盛岡市水防協力団体認定書」を交付するとともに、当該水防協力団体の名称及び所在地を公示する。

２　水防協力団体の名称、所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

（その他）

第６　この要領の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和６年９月 27 日から施行する。

様式第１号（第４関係）

盛岡市水防協力団体指定申請書

年　　月　　日

盛岡市水防管理者
盛岡市長　様

所　在　地
団体の名称
代表者氏名

水防法第 36 条第１項及び盛岡市水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、盛岡市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表」を添えて申請します。

様式第２号（第４関係）

年　月　日

盛岡市水防管理者
盛岡市長　様

所　在　地
団体の名称
代表者氏名

水防協力団体活動業務計画書

盛岡市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

１　河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
２　水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
３　水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
４　水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
５　講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
６　水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催

様式第３号（第５関係）

盛岡市水防協力団体認定書

年　　月　　日

所　在　地
団体の名称
代表者　様

盛岡市水防管理者
盛岡市長

水防法第 36 条第１項及び盛岡市水防協力団体指定要領第５の規定に基づき、貴団体を盛岡市水防協力団体に指定します。

盛岡市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

（令和６年９月 27 日市長決裁）

（趣旨）

第１　盛岡市水防協力団体指定要領（以下「指定要領」という。）に基づき指定された水防協力団体と、水防活動を行う消防機関との連携については、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）及びその関連通知並びに盛岡市水防計画に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（消防機関と水防協力団体との連携）

第２　法第 36 条及び指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防機関による水防活動に対する協力業務であり、市からの情報提供や指導、助言を受け、消防機関と密接に連携して行うものとする。

（活動報告書の提出）

第３　水防管理者は、消防機関と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

（情報提供等）

第４　水防管理者は、指定要領に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

（その他）

第５　この要領の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和６年９月 27 日から施行する。

様式第１号（第３関係）

水防協力団体活動報告書

年　　月　　日

盛岡市水防管理者
盛岡市長　様

所　在　地
団体の名称
代表者氏名

別添のとおり水防活動を実施しましたので、盛岡市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき報告します。